

〃 主幹	安 川 誠
生活安全課長	菊 江 博 友
税務課長	寺 田 馨
収納促進課長	邨 田 康 司
市民生活部長	松 浦 住 憲
市民窓口課長	西 川 佳 嗣
保険課長	中 嶋 卓 也
環境課長	大 谷 肇
新炉建設準備長	芳 野 隆 一
新庄クリーンセンター所長	
	増 井 良 之
當麻クリーンセンター所長	
	高 橋 一 馬
人権政策課長	川 井 高 久
保健福祉部長	吉 川 光 俊
社会福祉課長	西 川 佳 伸
長寿福祉課長	門 口 尚 弘
子育て福祉課長	山 岡 加 代 子
健康増進課長	水 原 正 義
都市整備部長	石 田 勝 朗
都市整備部理事	生 野 吉 秀
建設課長	中 裕 晃
〃 主幹	石 田 勝 則
産業観光部長	吉 川 正 隆
商工観光課長	下 村 喜 代 博
教育部長	中 嶋 正 英
教育総務課長	西 川 信 明
学校教育課長	三 宅 智
〃 主幹	井 上 昌 典
〃 補佐	吉 井 忠
生涯学習課長	吉 村 恭 信
中央公民館長	青 木 若 次
体育振興課長	西 川 博 史
図書館長	伏 見 茂
〃 補佐	米 田 伊 佐 子
歴史博物館主幹	吉 岡 昌 信
消防長	岩 井 利 光

消防本部次長	西川善裕
消防署長	西川太平
総務課長	高橋正博
〃 主幹	中田勝則
警防課長	伏見悟
消防指令課長	河井章
予防課長	西川和秀

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	福井良祝
書記	西川育子
〃	西川雅大
〃	山岡晋

7. 付議事件

- 議第19号 平成24年度葛城市一般会計予算の議決について
- 議第20号 平成24年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第27号 平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第25号 平成24年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第21号 平成24年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第26号 平成24年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第24号 平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第23号 平成24年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第22号 平成24年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議第28号 平成24年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

赤井委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き予算特別委員会を開会いたします。

傍聴される議員の出席をご紹介します。藤井本議員、岡本議員、春木議員です。

発言される場合は挙手をいただき、指名いたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき発言されるようお願いいたします。

理事者側に申し上げます。答弁者は必ず手を挙げ、委員長が指名した後、所属、役職名と氏名を言っていただき、的確な答弁をお願いします。

なお、答弁者については、部長及び担当課長でお願いします。

それでは、昨日に引き続き、5款農林商工費、6款土木費の質疑を行いたいと思いますが、本日の予定といたしましては、平成24年度一般会計予算の議第19号、それから議第20号平成24年度葛城市国民健康保険特別会計予算、議第27号平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算、このラインまで行きたいと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

それでは、5款、6款、質疑行います。

白石委員。

白石委員 おはようございます。前日に引き続いて、第3日目ということで質疑を進めてまいります。

85ページ、86ページにまたがります。土木費の1目道路橋りょう維持費、さらに2目道路新設改良費、それぞれ工事費が1,800万円。道路新設改良においては、委託料において、測量設計委託料700万円、工事請負費が1億5,000万円計上され、予定をしています。事業箇所、内容についてご説明を求めたいと思います。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 建設課の中でございます。よろしく申し上げます。

まず、道路橋りょう維持費の部分につきましてご説明申し上げます。

15節工事請負費につきましては、地元要望があります14カ所、また緊急等の対策のものを見込みまして予算計上させていただいているものであります。

また、新設改良費につきましては、まず、委託料につきましては、後で申し上げます道路改良工事に係ります測量設計委託料ということで導入させていただいております。

15節の工事請負費の1億5,000万円につきましては、これにつきましても、大字要望等を勘案いたしまして、18カ所につきまして工事を予定させていただいているものでございます。

以上であります。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 私は、工事箇所、事業の内容についてご説明を求めたわけですよ。だから、今の説明では全くやね、内容の説明になっていないじゃないですか。道路橋りょうで14カ所、こういうことでしょ。そして、道路新設改良関係費で19カ所ありますけども、それぞれ計画をしている事業の箇所、そして、その内容を改めてお伺いしたいと思っております。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 失礼いたしました。まず、道路橋りょう維持費につきましてご説明申し上げたいと思います。

先ほど申し上げました部分につきましては、まず、加守・香芝線につきましては、路肩等の改修ということで。次の木戸・長尾線につきましては、道路側溝の改修、また、兵家1号線等につきましては、舗装の改修。イトーピア線につきましては、舗装改修。八川・日立団地南線につきましても、一部、道路のかさ上げ等ということで。それと、南阪奈道路の1号線等につきましては、道路の草刈り等を予定させていただいております。それと、南今市イセ池太田線等につきましては、道路排水管の改修をさせていただくことに。

それと、疋田のフルール内、また東和苑の地区内におきましては、会所の改修なり舗装の改修をさせていただくものであります。

次に、花内児童公園・国鉄線につきましては、路肩、また、排水路の改修ということで。

次に、新庄停車場線につきましては、道路維持ということの中で、これも一部改修ということになっています。

次に、地蔵橋グランド線につきましては、道路排水管の改修ということ。忍海8号線については、同じく道路排水管の改修。また、葛城川の西線につきましては、路肩の草刈り等を行います。あと、先ほど申し上げました道路の維持工事、緊急維持等につきまして計上させていただいているものであります。

次に、新設改良費の委託でございますけれども、委託につきましては、當麻地区になるんですけども、櫛山古墳線の北線ということで、今年一部改良させていただいた分の続きということにつきまして、用地等の関係もございまして、委託を見させていただいております。

次に、梅室の部分になるんですけども、三才池・梅室線につきましては、路肩の改修させてもらう分につきまして、委託料を見させていただいております。

次、新庄・脇田線につきましても、同じく道路改修させてもらう分につきまして、委託料を見させていただいております。

次に、新村につきまして、葛城川東線につきまして、同じく改良させていただく部分につきまして、委託料を見させていただいている部分であります。

次に、工事の箇所につきましてご説明申し上げます。

まず、先ほど委託料で申し上げました櫛山古墳北線、次に、兵家・南今市線、八川・疋田線、尺土・下八線、太田・大畑池・八川線、疋田・磯野線、金村線、関電バイパス線、北花内・笛堂線。

次に、林堂・平岡線、忍海・山口線、忍海・山田線、笛堂・薑線、三才池・梅室線、新庄・脇田線、忍海・柳原本線、葛城川東側線ということで、その場所につきまして、それと市内の方につきましての道路舗装ということで、ガスの復旧等を見込めさせていただいているものでございます。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 詳細にご説明をしていただきました。

道路橋りょう維持費事業については、これはもう完全に市単の事業という形で進められております。道路施設改良については、単独の事業と、いわゆる補助、あるいは起債を活用して事業をやられているわけでありましてけれども、それぞれこれらの事業の箇所決め、予算要求をこれだけされて、本予算書に計上されたわけでありまして、この箇所決定をする過程について、どのような過程を経て予算要求をされてきたか、この点をまずお伺いしておきたいということと、それから道路新設改良費関係で、公有財産購入費ということで2,300万円が計上されております。これは、兵家・南今市線なり、尺土・下八線、それから太田・八川線ですか、それぞれ組まれているというふうに思うわけでありましてけれども、これらについては、どのような箇所、どれだけの面積を買収しようとしているのか、この点もお伺いしておきたいと思っております。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 建設課の中でございます。よろしく申し上げます。

まず、尺土・下八線につきましては、今回、議会の方で認定の方を上程させていただいた路線になってくるわけなんですけれども、その分につきましては、約300平方メートルの道路用地の分ということで。太田につきましては、太田は、大畑・八川線になるんですけれども、その分につきましては、55平方メートル。兵家につきましては、60平方メートルということで。箇所的につきましては、太田につきましては、山麓線と太田集落とが交差する部分になってくるんですけれども、といいますのは、太田の集落センターから東に上がった山麓線との交差点ですけれども、その西側というのは集落に入るところで、県道のところが一部広がって、その部分に現在は1台待機いただいて信号待っていただいている。それが待っておりますと、もう通過交通が上に入れられない状態なもので、建物等がございまして、今まで対応できなかったんですけれども、今はその建物が移転されて、用地も協力いただけるということの中で、その分を拡幅させていただいて、退避の部分を確認させていただくということで、交差点改良という形になってきます。

兵家・南今市線につきましては、以前からお話しいただいている部分で、イトーピアの交差点少し北側になる部分から、ちょうど伊麻さんのところにおりてくる道になるんですけれども、現在、1カ所、まだ改良になっていない部分につきましては、予算計上させていただいたものであります。

以上でございます。

白石委員 お答えになってない部分があるんですが。

中 建設課長 申しわけないです。用地の分につきましては、以上でございます。

それと、新設改良の工事等につきまして、選定ということにつきましては、もちろん地元の要望というものを重視させていただいていることで、地元の要望の中で、私ども内部の方におきまして現地調査なりさせていただいて、過年度から、まだ当年予算との関係もございまして、残っている部分を含めて選定させていただいて、危険箇所、重点箇所等を選抜いたして、その上で理事者側の方にも提案させていただいて、箇所決定ということでさせていただいているものでございます。

以上であります。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 それぞれですね、この用地の購入費を計上されている、そういう事業については、理由があるものだというふうに思います。さらに、地元の要望を重視して、現地を調査するなどして、その優先順位を決めてということでしょうけども、今回の予算に計上されているというふうに思うわけであります。

先ほど、公有財産購入費が計上されている箇所、3カ所ありましたけども、これはやはり地元の要望があったんですか。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 当然、地元の要望というものを重視してということと、それと、尺土・下八線につきましては、尺土の駅前広場整備に係る代替地用地ということで、その代替地用地の条件セットという形の中で、先ほど申し上げましたように、認定の方もお願いしてということで、その部分について。また、当然ながら、地元等も当然十分協議させていただいたという結果の中で取り組みさせていただいたものでございます。

以上であります。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 詳細にご答弁をいただきました。この答弁を参考にして、引き続いて質疑を進めてまいりたい、このように思います。

引き続いていいですか。

赤井委員長 はい、どうぞ。

白石委員 それでは、92ページです。4目の吸収源対策公園緑地事業費ということで、2億7,464万6,000円計上をされております。これは、都市再生整備計画の中でも、1カ所、吸収源対策の公園緑地整備をあわせてやるということでありましたし、合わせて7カ所ということでしたけれども、このたび、この事業を実施される箇所ですね、まずそれと、事業費の財源の内訳、これについてお伺いをしたいと思います。

赤井委員長 理事。

生野都市整備部理事 都市計画課の生野でございます。よろしく申し上げます。ただいまの白石委員のご質問の吸収源対策の公園整備事業でございます。これにつきましては、平成24年度より7カ所を予定いたしておるわけでございますが、本年度につきましては、疋田、柿本、忍海、それと兵家の4カ所を予定いたしております。

なお、場所でございますが、疋田につきましては、疋田の大字の公民館の南側になるわけでございますが、その場所でございます。柿本につきましては、市役所の職員駐車場の一部でございます。忍海につきましては、歴史博物館の南側の駐車場の用地を予定いたしております。

なお、柿本と忍海につきましては、旧新庄町時代からの緑化重点地区の整備事業の中で5カ所設定いたしておったわけでございますが、その中で3カ所が整備済みと。一応、北海道、蘆、新村について整備を行ったわけでございますが、残ってございましたこの5カ所につきま

して、吸収源対策で整備を行う予定をいたしております。

なお、兵家地区につきましては、昨日来、環境課の方からの、し尿タンクの設置場所でありました北側の、現在、集落排水とイトーピアの汚水の関係施設があると思うんですけども、その場所を予定いたしております。兵家につきましては、その既存施設の取り壊しを予定いたしております。といいますのは、し尿タンク等との設計委託なり、吸収源の公園の設計委託等の業者が決まり次第、詳細に詰めていきまして、平成24年度で設計等を上げまして、吸収源の方で、できる分につきましては、吸収源の国庫補助をいただいて行っていくと。

なお、昨日来のし尿タンクにつきましては、起債はあるものの、全く単独でということですので、それに伴う壁面とか、そういう環境整備の中で吸収源の補助で行える分については、補助で行っていきたいというように考えております。

なお、事業費でございますが、本年度2億7,464万6,000円の計上を行っておるわけでございます。それにつきまして、国庫補助の対象となりますのが2億700万円でございます。その中で、国庫補助が、用地につきましては3分の1、施設につきましては2分の1でございます。今計上いたしております収入の予定といたしまして、国庫補助金が8,800万円、それを引きますと、1億1,900万円に対しまして、起債が90%ということで、1億710万円というような財源内訳でございます。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 財源内訳についても、箇所づけについてもそれぞれお答えをいただきました。さっきと同じ質問にまたなりますけども、今回4カ所、合わせて7カ所の事業を実施していくということでもありますけれども、それぞれ事業を決定していく、この決定に至る要因ですね。1つは先ほど来言われている地元要望、さらに葛城市として当然やらなければならない事業とあわせて、この事業をやっていくということだと認識をするわけではありますが、それぞれこの4カ所、あるいはこれからやろうとしている7カ所をどのような箇所決定の意思決定をする過程は、地元の要望、あるいは市として事業を進めていかなければならなかった事業、この2つに分けて、あるいはほかにもあるんでしたら、その理由についてお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、今、財源の内訳についてお伺いいたしました。2億7,464万6,000円の事業費のうち、国庫支出金が880万円。880万円ではよかったですな。

(「8,800万円」の声あり)

白石委員 8,800万円。そして、地方債が1億710万円。そして、一般財源が7,954万6,000円。これはもう予算書に出ている話でね、こんなことを聞いたわけじゃないんです。それぞれの箇所の財源の内訳を言っているわけですよ。

それと、この事業については、いわば用地の取得に対して、地元から負担金なり寄附金という形で、この負担を求めている箇所があるのか。あれば、その金額についてもあわせてご答弁をいただきたいと思います。

赤井委員長 理事。

生野都市整備部理事 まず最初に、この箇所の決定に至った経緯でございますが、これにつきましては、国の事業の中で、平成22年度より新しく始まりました吸収源対策という形の中で予定をいたしておるわけございまして、市の方針といたしまして、今現在、葛城市におきましては、約35ヘクタールの公園面積がございまして、一人当たり直しますと、約9.6平方メートルということと相なっておるわけでございます。

なお、都市計画マスタープランにおきましても、1人10平方メートルを目指すと。なお、県の指針等によりまして、奈良県の広域緑地計画によりましては、一人当たり公園の面積を20平方メートルを目指していくというように相なっているわけでございます。

今回、この公園は約8,800平方メートルほどに7カ所であるわけでございますが、それによりまして、9.6平方メートルが9.84平方メートルに相なるわけございまして、目指しております一人当たりの10平方メートルを確保していくということに相なっておるわけでございます。

なお、箇所づけにつきましては、平成23年2月の区長会で、この公園事業のいろいろな説明等をいたしまして、まずは希望も募らせていただいて、要望等を出していただいております。その中で出てきておりますのが、柿本、忍海、兵家を除きます4カ大字から希望をいただいておりますわけございまして、この希望大字につきましては、今在家、木戸、疋田、林堂の4カ大字でございます。あとまだ、検討されている大字につきましては、當麻、南道徳が検討をされているわけでございます。

その中で、まずは先ほど申しましたように、旧新庄町時代の緑の基本計画に基づく緑化重点地区の中でなり得なかった箇所、2カ所につきましては、県と協議いたしまして、新しく吸収源緑化重点地区というのが、平成21年度をもちまして終わっておりますので、その中で葛城市として実施していない2カ所は必ず必要要件と。当然、旧新庄町時代に緑の基本計画に基づいての公園の要望をいたしておったわけでございますが、いろんな予算等の事情もございまして、2カ所ができ得なかったという中で、当然、当初からの要望の2カ所をまず整備せよという指導のもとで、この市役所北側と忍海の歴史博物館の南側については、吸収源対策事業を認めていただく条件としてまずは整備をしようという県なり整備局の指導の中で、今回まずは優先順位の1位としてやらせていただくという中で。

あと、兵家地区につきましては、し尿タンク等々の絡みもある中での環境整備という中で、当然、先ほども申しましたように、集落排水なりイトーピアの撤去というのが1つ大きな要素を持っておりますので、それについても、この吸収源対策で施工することによりまして、国庫補助がいただけるという中での設定をいたしております。

なお、あと1カ所の疋田地区につきましては、旧来からの要望等もございましたので、一応優先順位1位という中で、本年度、設定をさせていただいております。

なお、先ほど来申されております財源の内訳の関係でございますが、それと、今現在、4カ所の公園を整備していくわけでございますが、今、手元の方では、4カ所の合計でしかお持ちいたしておりませんので、個々については、補助の関係で、用地の伴うところ、用地の伴わないところで事業費に対する補助率も変わりますので、別途で説明をさせていただきた

いと思います。

その中で、財源内訳の中の大字負担があるのかどうかというご質問でございます。その中で、この平成23年の3月31日に葛城市の用地取得事業にかかる分担金徴収条例というのがあります。これにつきましては、大字または土地改良区の要望の事業に、費用に充てるために、この分担金を取っていくという中で、これは2分の1。北花内のJR地区での用地が昨年第1回目にあっただと思うんですけども、そういう形の中で、昨年度は徴収をされたというように思っております。

その中で、今回、この吸収源対策事業につきましては、大字または土地改良区が要望した事業ではないと。一応、市が主導して、市の事業として、その緑の基本計画に基づく中での公園の設置を予定いたしておるわけでございます。それに伴いまして、この分担金条例には当てはまらないというような判断をいたしておるわけでございます。

なお、大字負担は取ったかどうかということでございますが、今回、用地購入費につきましては、兵家地区と疋田地区を予定いたしておるわけでございます。ただ、兵家地区につきましては、市等の環境整備の中でございますので、大字からの徴収は行う予定はいたしておりません。

なお、疋田地区につきましては、用地約800平方メートルほどの購入をするわけでございますが、これにつきましては、当然、鑑定等を行いまして、その中で出た中での用地交渉の中で、その金額に対しまして3分の1が国庫補助金と。あと3分の2につきましては、本来の事業で行いますと、市の負担となるわけでございますが、これにつきましては、その3分の1を今回、寄附金という形で計上をいたしておるわけでございます。財源内訳の方には、その入は見込んでおりません。

といいますのは、当然、市の事業であるというものの、大字等の強い要望の中で、昨今いろいろ言われております、災害が起こったときの避難所とかの関係等も当然あるわけでございます。その中で、緑の基本計画に基づく吸収源対策公園事業に該当する大字は全くゼロかということになりますと、やはりその対象にならない大字につきましては、こちらの方の分担金条例を適用して、要望をしてもらわなくてはならないというものもあるかと思っております。その中で、平等性と言うたら語弊があるかわかりませんが、大字要望の中でそういう趣旨を説明していただきまして、今後も予定いたしております木戸、今在家、林堂につきましても、今、私が申し上げました形で、寄附金として、そういう形でいただきたいというようお願いもし、要望を出していただいた所存でございます。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 生野理事の方から詳細に答弁をいただきました。過去のいきさつからひもといて、歴史博物館の南側なり柿本の整備に至る経過もお話をいただいたわけでありますけれども、理事は、基本的には、これは市の事業として、緑の基本計画に基づいてやるものだというふうにご答弁をされたと思うわけであります。にもかかわらず、土地取得にかかる分担金徴収条例に基づいて、大字または土地改良区等から要望を受け、市が行う用地取得の費用に充てるた

め、地方自治法224条の規定に基づいて分担金を徴収すると、こうなっているわけでありまして、分担金を徴収するんだということを言っているわけでありまして。

確かに、この分担金の第5条第2項は、ただし書きがあって、「当該事業が国又は県等の補助事業に該当するときは、国又は県等から交付を受ける補助金の額を除いた額の2分の1とする」という規定が設けられているわけです。それらを根拠にしているのかなというふうには思うわけでありまして、何よりも理事が言ったように、市の事業として、緑の基本計画としてやっていくと言っている。これまで緑の基本計画に基づいてやってきた事業が、用地費について、地元負担があった事業がありましたか。理事はよく知ってると思うんですが、まずはそれをお答えいただきたい。

赤井委員長 理事。

生野都市整備部理事 先ほど申しましたように、緑の基本計画の中での、緑化重点地区の中での公園は3カ所設置いたしております。大字藪、大字新村、大字北道穂でございます。北道穂につきましては、北道穂池を利用して行っておりますので、用地取得は行っておりません。大字新村と大字藪につきましては、用地取得を行っております。

なお、地元からの負担金はいただいておりません。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 地元から負担金をもらってこなかったわけですね。それが緑の基本計画を具体化する吸収源対策、公園緑地整備事業においては、負担金を徴収する、これはおかしいんじゃないんですか。しかも、負担金といいながら、寄附金として予算上計上している。おかしいでしょ。これ、財源の内訳は、私はその他のところにきちっと記載すべきじゃないんですか。一般財源じゃないでしょ。分担金条例に基づいて、徴収条例に基づいて徴収するものなら、一般財源でもなく、その他のところに明記すべきじゃないんですか。お答えいただきたいと思います。

赤井委員長 理事。

生野都市整備部理事 先ほども申したと思うんですけれども、一応、分担金条例に基づいての率ではいただいておりますけれども、この中で分担金条例の適用は行っておりません。

先ほど申しましたように、緑の基本計画に基づくなり、吸収源対策として要望があって、全ての大字ができるかという意味では、そうではないというのを先ほど来申しておるわけでございまして、いろいろな条件が整った中での吸収源対策の公園事業になるわけでございます。

本来、いろいろと各大字におきましては、避難所等の要望、当然、公民館の隣にいろんな用地を希望されてる大字も多くあると聞き及んでおりますので、その中で昨年、平成23年の3月31日に条例化されたのが、この用地取得にかかる分担金条例ということで、これはやはり地域住民の方々の強い要望の中で、用地を取得されるときに2分の1の補助を市の方から出すというような中で、この条例が制定されたわけでございます。

その中で、吸収源対策の公園につきましては、今までの公園事業と大きな変わりがあるわけでございまして、今までの公園と申しますのは、ご存じのように、遊具なり、それなりの

公園設備を設置するわけですが、今回の吸収源対策の公園事業につきましては、500平方メートル以上が最低条件、そして、80%が緑化区域ということに相なるわけですが、高木等を植えますと、後の維持管理等が、やはりいろんな費用もかさむということで、その8割に関しましては、芝生等の設営等ということで、地元等とも協議をいたしておるわけですが。

やはり80%といいますと、500平方メートルのうち400平方メートルが芝生で覆われた公園という中で、その周りに、いろんな公園施設は設置しないで、災害等に適用できるような、かまどのあるようなベンチとかいうようなことを、当然今後、地元と協議して設置をしていきたい。今までつくりました公園にも複合遊具等々、大きな遊具があるわけですが、そういう遊具も設置はいたしませんと。

（「質疑に対する的確な答弁をお願いしたい」の声あり）

赤井委員長 理事。必要最小限、的確にお答え願いたいと思います。

生野都市整備部理事 わかりました。一応そういう中での、他大字の要望があったときということで、今回も市の事業でありながら、寄附金として3分の1をいただくというように相なったわけですが、ほか等々、大字の要望等にも答える意味で、寄附金としていただくというようになったわけですが。

以上です。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 ちょっと、委員長ね。最初、理事の答弁では、明確に用地取得事業にかかる分担金条例に基づいてというご答弁、発言があったというふうに思うんですが。

赤井委員長 はい、そうです。

白石委員 そうですね。

赤井委員長 はい、そうです。

白石委員 それで、再答弁の中では、この率については、この条例の内容を採用したけども、これを分担金条例については、基づいてはいないんだということでもあります。これほんと、補助事業じゃないんですか。もともと補助事業でね。その分担金条例をつくって、これは特別に利益を受ける者から分担金を徴収して、その事業を行うという点は、これは法にも認められたことでもあります。しかし、基本的に私は、補助事業や起債の事業については、やはり分担金を徴収するというのは、特別に利益を受ける、農業にかかわる、林業にかかわる、そういう事業については、確かに分担金徴収条例はあるというふうに認識をしていますが、このような公園を設置するとか、道路を、昔はありましたけども、用地費の幾分かを徴収するというようなことは聞いたことがない。しかも、兵家は、中継槽がそこに設置されているということで、徴収をしない。また、忍海や柿本は、これはこの市の用地であるということですから、当然、そんな負担はないわけですよ。公平とか平等性と言いました。これ、負担できるところは、この事業に乗っていけるでしょうけども、負担できないところは、それこそ事業なんてできないじゃないですか。この平等性はどうなるんですか。

吉村委員が、先日のこの委員会の議論の中で、団体の事業や農地費の中での事業について、

分担金が発生してきている。小さなまちで100万円、200万円という負担はとても大きくて、これはもう大変だと。何とかならないかという質問をしてみました。こんな分担金あるいは寄附、おかしいわね。こんな形でね、本当に理事が言う平等性は確保できるんですか。まず、訂正するなら訂正するというので、この分担金条例に基づいて徴収するのではないということ、どちらかはっきりしていただきたい。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 先ほど、生野理事の方からの答弁の中で、今おっしゃっていただきましたように、その基本となる発想につきましては、ご案内の分担金徴収条例の趣旨に基づいてお支払いいただくという部分でございます。趣旨に基づいて。葛城市の均衡のある発展ということになりますと、今まで、先ほど理事が説明いたしておりますように、国の事業の採択条件に見合わない地域がどうしても出てきてまいります。また、それぞれ大字の事情によりまして、なかなかその事業に着手していただけないという理由がございます。それをやはり均衡ある発展のために、みずからの国の施策の中で行き届かないところを、葛城市独自の条例の趣旨を生かしまして徴収し、それなりの財源を充てていくと。本来ならば、この寄附金でいただいた部分につきましては、土地開発基金に積み立てまして、それを別立ての財源として、これから投資していくべき案件だというふうに思います。その趣旨を十分ご理解いただきまして、ご賛同、ご理解いただけるように思います。

前回の条例のときにも、望むべきものは、やはり制度の穴を埋めていく、そのための葛城市独自の条例をつくらせていただきまして、それぞれが均衡ある葛城市の施設整備に報いるための条例をつくらせていただきまして、先ほど申し上げましたように、北花内では駐車場の確保、また、寺口ではその条例を種々にいかしていただきまして、防火水槽設置の用地として取得されております経緯がございます。したがって、大字がまた、土地改良区等が公共的に必要な土地につきましては、この財源をいただきまして、それを地域に還元させていただく、このように考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 全く理事と同じような議論であります。

我々議会や行政は、やっぱり法や条例や規則等々に基づいて事務事業を進めるわけです。それはなぜか。これは、国民、市民の暮らしを、あるいは営業、あるいは教育や福祉を充実させるために、その責務を果たすために法や条例や規則があるわけでしょう。今言ってる説明というのは、全くつじつまが合わないじゃないですか。

一方で、先ほど質疑をした道路橋りょう維持費、あるいは新設改良事業費については、これは全く地元負担なんてないじゃないですか。ないじゃないですか。地元の要望だって言ってるじゃないですか。しかも、兵家は中継槽タンクがあるから、ここは負担を取らない。取らない。ちゃんと中継槽の設置をされているということで、それに見合う助成金を出しているんじゃないですか。出してないですか。出しているんですか。幾ら出していますか。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 年額30万であったと、このように記憶しております。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 あったと思いますじゃ、ちょっと困るのね。はっきりしていただきたい。やっぱりそのように、ちゃんとしているじゃないですか。疋田や今在家ですか、林堂も、木戸もでしたか、負担をもらう。分担金徴収条例からしたら、これは分担金なんですよ。それをおかしなこと言いましたね。基金に一旦入れて、それをまた一般財源として出してきよる。こんなおかしな話、聞いたことないですね。財源は、予算というのはどういうことなんだと。やはりきちっと精査をして、その根拠を明らかにして計上するわけでしょ。ちゃんと説明していただきたい。わかるように説明していただきたい。分担金なら分担金としてきちっと財源の内訳を言っていただきたい。寄附金っていうのは、地方財政法の規定、よくご存じだと思います。強制的、割当的寄附は禁じられているわけでしょ。まさに条例に基づいてその率を決めて、分担金じゃなくて寄附金と言え、これは地方財政法違反じゃないですか。

確かに、私はこの条例には矛盾があると思う。第1条は、「大字又は土地改良区から要望を受け市が行う用地取得事業の費用に充てるため」。これは、基本的には、「『事業』とは、大字等が建設を計画している施設」が施設ですよ。「市の方針に基づく地域の振興又はコミュニティづくりに寄与するものである」ということですよ。大字や土地改良区が主体となってやる事業なんです。これを国の補助事業、これ、実際、寄附金が入ってますねん、分担金取ってますねんということで、会検通りますのか。そういうことからしたら、私はこの5条の分担金の規定、「分担金の額は、第2条の規定により認定された事業に要する費用の2分の1とする」。ここまですぐいいと思うんですよ。ここから、「ただし、当該事業が国又は県等の補助事業に該当するときは、国又は県等から交付を受ける補助金の額を除いた額の2分の1とする」と、こう書いてあるの。これが今、問題が出ている根源になっているわけです。これは我々議会も、条例ですから、議決をしているわけで、責任があります。私は率直に責任を認めたいと思います。これは間違いであった。これは法に、あるいは補助事業や起債事業等を進めるに当たって、大いに問題のある条項であって、このただし書きは、やはりない方が、ない方じゃなしに、あってはならないものだということです。どうでしょうか。説明できますか。会検通りますか。寄附金でも分担金でも。お答え願いたいと思います。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 会検のことに関しましては、今ちょっとお答えはできないわけでございます。しかしながら、果たして何らかの採択要件と申しますか、何らかのハードルをかけさせていただかなければ、反対に全ての吸収源対策にかかわるおおむね市街化区域をお持ちの大字自身が、全て行政の責任で要望を受けていくということになりますと、これ自身、全てが採択を願うということにつきましては、財源が伴わないという部分もございまして。

したがって、そうになりましたら、この事業自身、全体が財源等の理由によりまして、時期を見合すというふうなこともあろうかと思っております。私自身、この吸収源対策、いつできたかというのはわかりませんが、いみじくも先ほど生野理事が申しましたように、旧新庄町時代、既にこの事業が着手されまして、用地は取得されました。そのための用地かどうかわかりませんが、それぞれ未執行で予算減の事業がこれで執行できるというふうな思

いを持っております。

また、過日、開発公社の予算でも説明させていただきましたように、平成8年に購入されました土地が、今回、補助対象という、この事業によりまして、体となしていただきまして、有効に利用させていただくという部分から、現実、事業を執行していく上におきまして、やはりそれぞれの思惑と申しますか考え方の違いがありましようが、先ほど申しましたように、何らかの事業をとらせていただきまして、なおかつその恩恵に合わない大字地域につきましては、いただきました寄附金を有効に活用いたしまして、今後の事業執行の財源に充てるために有効に活用させていただきたい、こういう趣旨でございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 基本的に、やっぱり考え方が違うのかなというふうには思うんですが。副市長は、全てのこういう事業を認めていたら大変なことになる。やっぱり一定の歯どめ、ハードルが必要なんだと、こういう話ですね。財源が限られた財源なんだ、こんなの当たり前の話ですよ。こんなんは、我々が考えるよりも市民の皆さんがちゃんと。何でもこれ、欲しはんねん、これ欲しはんねん、こんなことじゃないですよ。市民は主権者なんですよ。市民がそのまちのことについては、やっぱり決めていくわけでしょ。だから、全くやね、市民をばかにした話やないですか。こんな、何でハードルなんて要るんですか。これは財源があり、優先順位があり、するわけでしょ。そんなの当たり前の話じゃないですか。全く問題点をそらしてもらったら困る。私は、率直に誤りを認め、この条例をやはり訂正すべきだというのが1つ。

このたびの事業は、本市の補助事業であって、これは住民、大字から、分担金あるいは寄附金という名目であったとしても徴収すべきでない、そういう事業ではないということを行っているわけです。しかも、取るところ取らないところがあるなんて、こんなん全然問題にならないじゃないですか。行政のさじかげんでどうでもなるんだみたいな話じゃないですか。法と秩序に基づいて我々は仕事してるわけでしょ。明確に答えていただきたい。これ、訂正すべきじゃないですか。この条例は。このただし書き。

ちゃんと、趣旨はいいじゃないですか。大字や改良区がやる事業については、市は2分の1補助しましょう、これでいいじゃないですか。ちゃんと負担を受け入れてくれてるわけですよ。喜んでいただいているんですよ。それを補助事業にまで広げてやっていくっていうのは、これは間違いだ。いかがでしょうか。

赤井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時54分

赤井委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

理事者側。副市長。

杉岡副市長 先ほどから議論いただいていますように、我々といたしましては、今度の吸収源対策の事業の採択に当たりまして、それぞれ先ほど申しましたように、我々自身は、事業採択になるところ、まだ事業採択にならないところ、やはり均衡のある葛城市の発展と申しますか、

施設整備を行うために、やはり採択ならないところに対しまして、何らかの、いわゆる単費でも、大字が望まれましたら、それに対しまして財源といたしまして、その採択なったところから何らかの寄附金をいただきまして、その財源に充てさせていただきたい。それが葛城市の均衡ある発展であろうというふうな思いで1つのハードルと申しますか、またそういう意味でも、今回このような形で大字に提案させていただいておるわけでございます。その補助対象の2分の1が高額なために出せないということで断念された市街化区域の大字もあるわけでございまして、その部分につきましては、心痛む部分があるわけでございます。

白石委員がおっしゃっていただいております趣旨も十分理解しておるわけでございます。しかしながら、先ほど申しましたように、事業の採択を受けられるところ、受けられないところ自身も、この制度によりまして、いただきました寄附金自身を、今度は単独の事業をもってでもやっていこうじゃないかと言われる部分につきましてはの財源に充てたいと、こういうふうにご考えておるわけでございます。

また、生野理事の答弁の中に、過日、可決いただきまして、制定いただきました分担金条例という部分につきましても、法的な事業採択の中におきましての、特に土木事業にかかります部分につきましては、農林と別に分担金の記述がないのも事実でございます。したがって、そごが生じておるといふ部分は十分理解しておるわけでございます。その運用に、また字句の改正等々ございましたら、それは別の機会に議論をさせていただきながら、至らぬところにつきましては改正し、また足らぬ部分につきましては、つけ加えるというふうなことで、別の機会に議論させていただきたい。このように考えております。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 副市長からご答弁をいただきました。基本的には、この予算については、このとおりにいきたいということでしょうね。そういうことですね。だから、寄附金として徴収をしてやっていくと。しかし、これ一度やっちゃうと、ずっとね、そういうことになっていきますよ。ですから、これはやはり寄附採納、一旦とどめて。事業は執行したらいいじゃないですか。これ、一般財源になっているんですから。

実際にきちっとご説明しますと、これ、寄附金と言いました。寄附金は、第4条の5、こういう規定は、国は、地方公共団体またはその住民に対し、地方公共団体は、他の地方公共団体または住民に対し、直接であると間接であるとを問わず寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはならないとなっているんですよ。そうしたら、事業をしてほしい、こう言ってきているところ、大字が、これ足らなかつたらやらないということですか。やらないということですか。出さなかつたら。それやったら、強制的な、割り当て的な寄附金になるじゃない。

もう全くね、この考え方。生野理事は冒頭の答弁で、去年の議会において可決された、この分担金徴収条例というのを挙げました。まさにその条例の考え方に基づいてやっているんじゃないんですか。このただし書きがあるから、今のようなこういう予算になっていて、分担金は取れないから寄附金にしようか。寄附金にしたって、ちゃんと地方財政法にはこうい

う規定があるじゃない。私はこのまま事業を執行することについては、これは進めていっていただいていいと思います。しかし、寄附金を徴収することについては認められません。このただし書きについては、副市長としては別の場所で議論をしていただきたい。こういうことであります。

私は、自分の表決権に基づいて賛成をしました。しかし、ここで改めて間違いであったということを表明して、これを改正すべきことを議長以下、議員さん、理事者の理解を得て、ただし書きを削除し、この事業から、地元から寄附金を徴収するようなことがないようにしてまいりたい。議長を初め議会議員の皆さん、理事者、幹部職員の皆様の大きな理解、お願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 あくまでも寄附金ということで予定をさせていただいておるわけでございます。寄附金というのは、おっしゃっていただいておりますように、決して強制的に取るものではないというのは重々理解をしております。しかしながら、先ほど申しましたように、この事業自身、国の事業として、たまたま自分のところの大字にこのような事業の採択がなされ、市自身も財源の工面をしながら、この事業を着手する。それに対します、何らかの意思表示があって、いただくものにつきましては、いただく。このように考えております。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 答弁なかったら、そのまま行こうかなと思うけど、あんな答弁されたら、また戻ってこなきゃならない。そうなったら、この事業そのものを、寄附もらわなかったらしまへんねんって言うたら、そうやったら、やめときなはれと言わなしゃあない。別の場所で言うんやったら、それまでのやね、猶予期間ぐらい置いてもらわなかったら。今の答弁やったら、いやいや、そう言わはるけども、わしはこれでいきまんねんと言うてるのと一緒や。違いますか。それやったら、これ認められないということになるじゃない。私は、事業進めてもらってええですよ。この予算書、全然間違いないじゃないですか。一般財源になってるんですよ。そやけども寄附が含まれてる。これはやっぱり何とかしましょうと。別の場所で言わはったから、別の場所で。これを執行するか、寄附金を徴収を執行するかどうか、これ、置いときなはれよと言うとるわけですよ。考えましょう。

わざわざまとめにかかってんのに、まとまらへんやん。はい、結構です。

赤井委員長 今、白石委員おっしゃいましたように、また、別の場所において、一応分担金あるいは寄附金、この問題についての話し合いの場を理事者側と持っていただきたいと。そういうことで、じゃ、白石委員、それでよろしいですか。

白石委員 はい。

赤井委員長 ほかに。

溝口委員。

溝口委員 86ページです。尺土駅前の周辺整備事業費の中に、報償費として、バリアフリー特定事

業計画策定委員報償費で8万8,000円が出ているんですが、このバリアフリー特定事業計画策定委員会の委員になられている方の名前はいいにしても、どういった人たちがこの委員として入られて、この計画策定に携わろうとされているのかを紹介していただきたい。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 建設課の中でございます。よろしく申し上げます。

バリアフリーの特定事業の計画の策定委員ということで、これにつきましては、平成22年3月にバリアフリー基本構想を策定いたしまして、平成22年12月の全員協議会で説明させていただいた経過を踏まえまして、それを事業化ということで基本構想の中にもうたっておりますけれども、これは今後という形の中で、例えば道路管理者、また、公共交通の管理者等につきまして、今後の事業計画というところで、長期、短期、中期という形の中で計画を上げさせていただいております。その部分につきまして、事業の進み等につきまして検討いただくということで、委員会を構成させていただくということです。

ベースになりますのは、基本構想推進協議会ということで協議をさせていただいております委員会をベースにさせていただいております。委員の中には、高齢者団体、障がい者団体、PTA、商工団体、施設管理者、公共交通の管理者、公安委員会、関係行政機関ということで、県等の関係機関に入ってくださいと。それと、地域住民を代表するというので区長会等からいただいております。それと、オブザーバー的になるんですけども、他の市町村ということで、高田市の方からも入っていただいている。あと内部の方の職員等入っております。委員長の方につきましては、学識経験者ということで大阪産大の工学部の准教授さんに入っております。ということでございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 今、少なくともこのバリアフリーに関する有識者及びその対象代表者の方たちはこの中に入っておられるというふうに認識していいわけですね。

そうしたら、そこでもう1点お聞きしたいんですが、ここに出てきているのは、尺土駅前周辺整備事業に関する事業計画の策定であって、この事業計画の要するに策定されたものは、尺土駅前広場の整備事業には生かされると見ていいわけですね。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 バリアフリーにつきましては、尺土駅から當麻庁舎周辺部までのエリア設定の中でバリアフリーの基本構想を策定いたしました。特定事業計画というのは、同様の区間ということになっています。

今、委員、お話ししていただいているような形の中で、尺土駅前整備につきましても、その辺のご意見をいただくということの中で、整備の方に進めさせていただきたいということで考えております。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 これ、今の答弁の中に、尺土駅から當麻庁舎までの生活道路のことを言っておられるのか、交通機関の道路を言っておられるのかわかりませんが、要するに尺土駅から當麻庁舎に行くルートの関係に及ぶということでしょう。これ、何年かかっているんですか。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 基本構想の策定につきましては、平成22年の3月に基本構想を策定させていただきました。特定事業という形の中で、先ほど言いました事業計画につきまして、関係する団体等について、例えば私ども道路管理者としての意見なり、私ども市の方の建設道路につきまして、また、施設管理という形の中で、関係機関ということになりますけど、その部分につきまして、特定事業ということで、平成23年度に策定させていただいたものであります。

今回、策定という形になるんですけども、事業の方の検証をいただくという。策定させていただいた計画書に基づきまして、その分の事業進捗を確認いただく、またその内容を確認いただいてご意見いただくという形の中で進めさせていただくということで、今回、策定という名前をつけさせていただいたんですけども、現実的には、計画書を策定するということやなしに、検証いただく、また、ご意見をいただく策定の委員会という形で持たせていただくということでございます。

以上であります。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 そうしたら、もう既にこれは平成22年の3月に基本方針が決定されて、少なくとも尺土駅から當麻庁舎までのバリアフリー化については、計画がもう既にあると。そして、今回の尺土駅の周辺整備工事に絡むことについても、策定計画書の中に含まれるということですかね。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 今、委員おっしゃられたとおりで、基本構想の中、また、特定事業の中にいうことで、尺土駅前周辺整備にかけてる分につきましても、当然、対象分ということの中で。それと、今の計画っていうたら、平面計画等につきましても、昨年3月に委員会の方に確認をいただいているということでございます。

以上であります。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 少なくとも、このバリアフリー化の案件というのは、私の記憶の中には大分昔に、旧當麻の議会の中でも、こういったバリアフリー化の計画というのはあったと思うんですけどね。偶然、尺土駅から當麻庁舎というのも、ルートも一緒ですし、この策定委員会が平成22年の3月に基本方針決めて、今回の策定された内容で尺土駅前周辺及び當麻庁舎までのバリアフリー化を行った後の検証をこの委員会にお願いするということですよ。ということは、事業として、バリアフリー化の事業が尺土駅前周辺整備工事の完遂までに、バリアフリー化の事業も含まれるということですよ。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 事業につきましては、含まれるということになります。

基本構想につきましては、先ほど申し上げました平成22年12月の全員協議会で、冊子の方を議員の各位にお渡しさせていただいているところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 最後にもう一度確認しますよ。尺土駅前周辺及び當麻庁舎までの何らかのバリアフリーの必要な箇所に関して、もう計画が策定されていると。これを今回、尺土駅前周辺整備事業に伴って、完成させるということですね。

赤井委員長 部長。

石田都市整備部長 今、溝口委員おっしゃったとおりでございまして、その委員会の中で、歩道設置であるとか、今回、尺土駅でありましたら、橋上駅となっておる関係もありますので、エレベーターを設置していく。それから、道路でありますと、歩道を新たに設置する。また、今ある既設のマウントアップの歩道について、段々になってるやつを改修していく。それから、スーパー、店舗、こういったものにつきましても、やはり足の不自由な方が車いすでそのまますんなり入っていけるような段差のないものにする、スロープを設置する。先ほど課長申しあげましたように、公共交通機関、電車を含めましてですけども、こういった中で協議をさせていただいて、短期、中期、長期に整備していきますよというものができ上がってくるんです。これを検証していこうというのが、今回のこの予算ということになっております。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 検証に対する、この策定委員会の報償費というのはわかるんですが、私が言ってるのは、尺土駅前周辺整備工事というのは、合併特例債を活用した新市建設計画の主要事業ですよ。これは平成27年3月末完遂に向けて、日夜今努力をさせていただいている。この事業の中に、今部長の言われた尺土駅前から當麻庁舎までの、要するにバリアフリーを求めておられるような施設及び道路に関して、同時進行の形で事業を行う。完遂をするということですね。

赤井委員長 市長。

山下市長 計画自体は、去年の全協でご報告させていただいて、お目通しをいただいたと思います。これは今回、尺土駅前の開発に伴いまして、橋上の道路をつける、また、そこに対してエレベーターであったりとか、そういうものをつけさせていただくときの必要最低条件でございまして、国の方から、このバリアフリーの基本計画をつくりなさい。これは国の話でございまして、バリアフリーの基本計画がないと補助対象にならないというものがございまして、それをつくらせていただくに当たって、尺土駅前だけではなく、計画としては、今回、磐城駅の周辺であったり、當麻庁舎、その周辺まで計画としては一緒につくらせていただくことがいいのかということで、計画はつくらせていただいております。その中で今回、事業として進めさせていただく、とりあえず尺土駅前の周辺の部分について、バリアフリー化を行うということでございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 そうしたら、今の市長の話と担当部署の話と、私は何回も同じことを聞きましたよ。尺土駅前から當麻庁舎までのルートも含めて、そこにある施設及び歩道の整備を今回行うんかどうか、これ、3回重ねて私聞きましたよ。市長は全く違うじゃないですか。尺土駅前に絡むバリアフリーを今回の事業の中で取り込むという話ですよ。

赤井委員長 部長。

石田都市整備部長 市長が申しあげましたのは、この尺土駅前整備事業につきましては、交通安全統合事業という補助予算の中で、社会資本総合整備交付金という補助金をいただいているんですけども、この事業をやっていく中で、先ほど市長が申しあげましたように、このバリアフリー協議会を設置して、そういう対策をなさいよというのがまず基本にあるわけです。その辺の中で、市長の方から、尺土駅はこういうふうにしましょうという話が今出たと思うんです。

基本計画の尺土駅から當麻庁舎までという中には、今、県の方では166号線の南側歩道、これを新たに今、県の方では計画をさせていただいております。当然、市長も申しあげましたように、うちの尺土駅につきましては、バリアフリー対策の1つの目玉として、橋上駅に対するエレベーターの設置、それから当然、歩道につきましては、目の不自由な方のために点字ブロック、こういったものを考えながら今整備を進めていくということです。

それから、近鉄におきましても、このバリアフリー計画ができることによりまして、近鉄の駅内部におきましても、エレベーターの設置が国から補助金が出ることとなりますので、近鉄においても、そういったことを現在検討いただいているという状況です。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 そしたら、尺土駅前の例えば工事負担金等々は、要するに尺土駅前周辺のバリアフリー化を含めた工事の費用であって、別途、尺土駅から當麻庁舎に絡むバリアフリー化の事業は、県なり市なりが国の計画策定の要求から、国も補助が出る。そういう絡みのものを利用してやるということでもいいわけですね。

(「はい」の声あり)

溝口委員 そしたら、このバリアフリー化は何年度までにやるんですか。

赤井委員長 部長。

石田都市整備部長 ちょっとはっきり記憶にないんですけども、先ほど申しあげましたように、短期、中期、長期という3分類にさせておまして、中期でたしか10年ぐらいの計画だったと思うんです。先ほど申しあげましたように、県の166号線の国道の南側歩道について、県の方からぼちぼち測量に入って、歩道設置というのも考えていただいているというのをちょっとお話しさせていただきました。

それから、尺土駅から當麻庁舎までのスーパーなり店舗なり、こういったものについても、一応、このバリアフリーの計画の中で参加をさせていただいて、バリアフリー対策ということで、段差のないところ、また、先ほど申しあげましたように、スロープの設置というのをお願いしているところでございます。

はっきりしたことは、今お話しさせてもらえないんですけども、そういったのにつきましても、短期、中期、長期で改善を行っていきますよというのを1つの資料として、もうでき上がっておりますので、これもまた中身を確認いただいて、お話しさせていただいたらと思います。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 そのバリアフリー化の資料というのは、私も見てるし、わかってる。ただ、冒頭に聞いたときに、尺土駅前周辺工事に絡んで當麻庁舎までということ聞いたので、何年までにやるの。そしたら、今言う、短期、中期、長期に絡んで、完成見込みは、要するに期限といえますか、事業期限は平成24年度でいいわけですね。要するに、着手は平成24年度でいいわけね。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 箇所別というふうな考え方でおとりいただきたいなと思うんです。例えば尺土につきましては、平成27年3月ということです。例えば国道166号でしたら、今、尺土あたりから八川区域につきましては、今、部長申し上げられました形の中で、今年度から用地測量等に着手いただいているという、当然工事までというスパンがあると。箇所的に小さなものにつきましては、短期的に例えば私どもの方の改良というか維持のところで終わるものというような。箇所とか物によるという形のスパンということ。

長期的なものにつきましては、当然ながら、長くなる部分につきましては、今後という形になりますので。決定自体は、中期までが基本的な目安ということで10年ということで、長期につきましては、10年以上ということで、今後のという形で将来形ということも含めて要望というか、その辺のまとめということには入っているような形の年限になってくると。

以上です。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 目安として、私、聞きたいのは、平成24年度が着手期限。要するに初めの始点。要するに、この事業をもう着手しました。そうしたら、平成34年末には、平成33年末になるのかな、10年、要するに、中期的見通しの中の計画は完了しますよということですね。長期的には、いろんな問題があるだろうから、要望的なことを優先しながら着手すると。要するに、この策定委員会がつくった基本計画は、着手し始め、事業を展開しますという認識を持ってよろしいんですね。

(「はい」の声あり)

溝口委員 以上です。

赤井委員長 ほかに。

朝岡委員。

朝岡委員 今の議論で少し要望も加えておきたいと思っておりますけれども、先ほど石田部長の方から申していただいた国道166号線南側歩道の、特に近鉄磐城駅から當麻庁舎へ、途中で切れてますけれども、南側の歩道については、地元の長尾の区長の要望もありますし、大字懇談会では多分、市長も直接聞かれていると思っておりますけれども、過去、転倒事故、それから、さまざま事故が頻繁に、それこそおっしゃっているラクダの背中のような歩道でございますので、今お話いただきましたように、しっかりと早くやっていただけるように、県の方にまた要望を再度お願いしときたいと、このように思います。

私の質問は、92ページの公園管理について少しご説明を願いたいと思います。

92ページの工事請負費347万2,000円、市内にさまざま点在する公園条例等に基づいた公園

の中のさまざまな修理なり公園の整備をこの費用で賄っていただいていると思いますが、この箇所なりこの工事の内容なりをご説明願いたい、このように思います。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 建設課の中でございます。

ただいま、朝岡委員のご質問の、公園の方の工事請負費なんですけれども、今回、上げさせていただきました分につきましては、東和苑の児童公園になるんですけれども。ちょうど大きな木が茂って、根が、隣接地のブロック塀まで影響しているという形の中で、ブロック塀等の改修、また、その抜根等をさせていただく費用ということで上げさせていただいているものでございます。

以上であります。

赤井委員長 館長。

青木中央公民館長 中央公民館館長の青木です。

ただいま朝岡委員の質問の件でございしますが、中央公民館の隣にあります屋敷山公園の改修工事で2カ所の工事を見ております。改修につきましては、公園内の噴水南側にあります石積みの改修工事を予定しております。それと、公園内に遊具の滑り台があります。この改修についても一応予定しております。以上、2カ所、改修の予定をしております。

以上です。

赤井委員長 課長。

大谷環境課長 環境課の大谷でございます。よろしく願いいたします。

山麓公園の工事請負費でございますが、上っていく道路、歪曲しておりますので、1カ所、カーブミラーを設置したいと考えております。

以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 それぞれ所管の公園の担当の皆さん方からご説明をいただきました。遊具の改修も含めて、今、ご説明がありました。全国的にも幼児からさまざまな遊び場として、この公園を訪れることが多い中で、残念ながら、全国的にもそういった遊具による事故も起きておりますので、しっかりと点検をいただいて、早く改修をしていただきたい、このように思います。

また、それ以外のいわゆるさまざま点在する公園の遊具、また、さまざまな大字からの要望等の公園内の今の状況というのは、どの程度ランクづけをされて、本年度としては、どのような改修をされる、もしくは新たな遊具を取りつけるということはどのような形になっているのか、ちょっとご説明願いたいと思います。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 建設課所管分の児童公園等につきまして、ご説明を申し上げます。

今、遊具等につきましては、安全点検をさせていただいて、私ども、日常点検という形の中で巡回もかけさせていただいているんですけれども、今回、いろんな形の修繕という形になるんですけれども、その部分につきましては、箇所としては一応19カ所というふうな形の中で、中身につきましては、遊具ですので、滑り台、ジャングルジム等につきまして、傷んで

る等、点検かけました結果において、そういう部分につきまして修繕をかけていくということで、修繕費の方で見込ませていただいている部分であります。

後の、地区の方の公園という形で、大字の方の管理いただいている部分につきましては、私どもの方に申請いただいた上で、当然、補助金という形の中で、条例に基づいて補助を出させていただいているものでございます。

以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 今、課長の方からご説明いただいた修繕費の中の修繕料の中で、19カ所ですか、点在する公園等の修理並びに整備をしていただいている。たしかこれは、A、B、Cのランクをつけられて、緊急を要するものがAで、いわゆる予算を確保して、その優先順位をつけた形でA、B、Cと、危険的な度合いも含めてされていることですが、昨年度1年間、3年間かな、かけて、全体的に公園の遊具等の状況を把握されていると思いますけれども、もし今データお持ちでしたら、少しA、B、Cなりの割合を。なかったら、後でまたお示しいただければ。今はないですか。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 ちょっと申しわけないです。まだその整理までしてないもので。また後でご提示させていただきますということでお願いします。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 後ほど少しお示しをいただくということで、いずれにいたしましても、市民が安全で子どもたちが楽しめる。これから特に気候もよくなりまして、公園等に、市内の皆さん方、当然、先ほどの屋敷山なり山麓公園には大勢お見えになると思いますので、十分な管理体制をして、本年度も一日も早くさまざまな修繕等にかかっているように要望させていただきたいと思います。

以上でございます。

赤井委員長 西井委員。

西井委員 朝岡委員が質問されて、ふるさと公園の北谷池のところにある太鼓橋、また水車小屋等が大分劣化しているように感じますねんけど、それは補修なり何なりの計画は持っておられないか。この部分について答弁もなかったし。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 建設課の中でございます。

平成23年度に、ちょうど水車小屋、またその部分、デッキという形の中で、改修ということで工事費見させていただいて、現在、着手させていただいて、ほぼ完了になってきているということです。

水車小屋につきましては、かなり老朽という形の中で取り払いさせていただいて、周遊という形の中で、周りを回れるように改修させていただくのと、一部デッキの方でコイ等も飼っていただいていると見ていただく、それに対して、太鼓橋と連動という形の中で工事の改修をさせていただいているものでございます。

以上であります。

赤井委員長 西井委員。

西井委員 それやと私、ちょっと認識間違いかもしれませんが、当初の形がちょっと縮小されたのかなと思うてんねんけど、安全な形の公園を維持してもらおうということで結構でございます。

赤井委員長 ほかに。

中川委員。

中川委員 これ、今1つ目の質問なんですけど、今見たところ、環境課長が来られてますので、環境衛生の関係かと思いますが、道路管理の方でも関連あると思うけど、市内で1カ所、東洋アルミニウムご存じですね。あそことウェルネス新庄の間の道路、あそこ、オーディオ関係、カーラジオかけて通った方おられますか。というのは、ウェルネス新庄の西南交差点からちょうどサブグラウンドの境界までの間を車で走ったときに、ラジオ放送、雑音で途切れるんですわ。私、あそこ歩いたこともあるんです。そして、携帯ラジオをイヤホンに入れて歩いたら、その区間だけが音声途切れるんです。この辺、公園管理も絡んでくるので、新町公園、公園部分ですね、あそこにはそれが、私、自分自身、公園の中に入って行ってませんので、電波障害であるのか。また、いつからっていったら、もう、1、2年前からその状況が起きているんです。そういうことで、道路を通過される方から、あの区間だけ何やと。これ、変な言い方、道路管理に問題があんのか、環境に問題があんのか、私もどこで聞かせてもらったらいいのかと思ったけど、公園の遊ばれる方に対して、大げさな言い方ですけど、有害な電波出てないんやろなど。そうしたら、農林商工関係の企業内の問題に起こりますんで、ここで聞かせてもらったらいいのか、これについて、何かお聞きあったら教えていただきたいんです。もしなかったら、ちょっと調べる方だけ、どういう電波が出ておるんかを調べておいていただきたい。これは多分、そうやってきたら、農林商工の企業関係になりますし、また電波状況によっては環境課の方になりますねんけど、お願いしたいです。

赤井委員長 市長。

山下市長 担当課がどこかわからないから、私の方から答弁させていただきます。

とりあえず、どのような形かわかりませんが、調べるようにいたします。それが、どこが原因か要因かわかりませんが、調べるのも、ちょっとどこで調べるのか、また検討させていただきます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 今、市長、答弁になってないような答弁。私も、質問になってないような質問したような感じですけど、ちょっと気になるんでね。

ここで1つ提案なんですけど、もしよろしかったら、職員の皆さん、ラジオです。ラジオかけて、あそこ一遍通ってください。何やろうなと思います。その区間だけが聞こえないんです。ぴたっと、今言った区間です。信号入って東向いて、健民グラウンドのちょうど東洋アルミと新町公園の境界まで来たら音声復活するんです。私、朝の散歩でも、その区間だけにラジオ入れて、ただ、その区間になったら、ぴたっと音、ザーと鳴って、次から聞こえるんですわ。ちょっとこれだけ確認して。もし変な方行ったら怖いので。特に公園自体が子ど

もなり親御さん、また、スポーツ振興でいろんな方が利用されるんで、影響出たら怖いので、出る前に調べてもらいたいと思います。

以上です。

それと次に、もう一つお聞きしたいのが、これも何ページ何節って言ってないんですけど、前にも予算委員会やと思うんですが、お聞きしましたが、道路関係のことについて、新しい道という形を、いろんなことを想定または工事請負であがっているんですか。先般、都市産業常任委員会と思うんですが、ここで一部、道路工事について議員の意見聞かれて、やめるかやめないか、今後も続けていくかという話があったと記憶しております。この関連で、私、今現在、葛城市内、知識的にちょっと少ないんか知りませんが、3カ所気になるところがあるんですわ。1カ所、前にも言いました南今市のお寺さん、現徳寺さんですか、あそこの交差点の細い道を開通させて、広い道が開通しない。何年間に及んでるんかなど。これも一般に利用されてる方、「何でや。」っておっしゃいます。「あれ、何でバリケードとめてんの。」って。この解決に対して、どういう動きしておられるのか。

それと、そこから西の、俗に言う山麓線、こっちへ向かって神社があります。その2軒隣にある、さらっと見たら、そこの1区画だけ道路へ飛び出てるですわ。用地買収。これも、前にも言ったように、もともとの通勤経路の途中で、これ、何でやろ、何でやろと。どっちに問題あるん。用地買収行く者に問題あるんか、また、土地の所有者に問題あるんか。これ、いつか担当課に聞かせてもらったら、相続関係でちょっとトラブルがあるようですと。個人情報なので、これ以上言えませんという話があったんで、それもいまだにそれが続いているのか。その交渉進捗状況。

それと、新庄地域にあります中道・諸楯線、1カ所、特に狭くなって、そのまま置いてある部分があるんですと。ほかは観光バス対向できるような道にもなっております。ところが1カ所、2カ所あるけど、もう1カ所の方は市の施設がある、新庄小学校とお寺の間の道、これはいいとして、もう1件、民家と民家の間の道路、軽四でも対向できないと思うんですわ。これについて、どういう対応されているか。ここで見てましても、どこに予算計上されておるんかな。また、されてなかったら、どういう新年度に対して、新しいところですね。ここにもあります道の駅、また尺土駅前整備というふうな新しい方に市民の関心も行ってます。ところが逆に、一部の方については、古い方にも何かあんのか、何かあんのかということ聞かれるわけです。そのときに、返事できないんですよ。下世話な言葉言います。職員、何やっとなねんって。初めからできやんことやりおったんか。それでまたこっち、新しい方、手をつけにいったんのかというような言葉をじかに聞きます。相手がこっちを信用して、これを言いよらへんやろうと。お名前とか言うこと絶対ないです。だけど、市民の目がそういう方向にも向いておるので、今言いました物件以外にもありましたら、そちらの方も工事の進捗というんか、ものでなり、何らかの形で1つずつでも解決していただきたい。また、今現在の進捗状況、わかる範囲で結構ですんで教えていただけますか。よろしく願います。

赤井委員長 部長。

石田都市整備部長 今、中川委員からいただきました南今市並びに中道・諸楯線の現在の状況なん

ですけれども、まず、南今市の集落内の交差点の、いつになったら改修できるんかという話ですけれども、この問題につきましては、一応、地元の方とも、もう以前からずっと協議を重ねてきているんですけれども、まず、地元の方につきましては、この南北線に、まずとりあえず信号が欲しいと。信号を設置する中で、公安委員会に現場の方を確認していただいて、今の状況のままでは信号を設置して、車がとまると対向する場所がないということがございまして、北側の部分については、1軒協力いただいて、対向できるだけの余裕ができたんですけれども、道路から南側につきましては、対向できるだけの余裕が、なかなか協力していただけないということで、現在の状況になっております。

公安委員会から、1つ、一方通行というのも提案させていただきまして、地元の方にも一方通行ということで提案させていただいているんですけれども、南今市の集落の中で、その一方通行の意見がまとまらないという状況に現在なっております。

何とか、うちといたしましても、あそこまでできた道路ですんで、早くガードレールを撤去し、道路改修を図りたいという思いで区長ともお話をさせていただいているんですけれども、なかなか地元の中で意見がまとまらないという状況にあるということでございます。

それから、山麓線へ抜ける道の地権者につきましては、交渉を重ねているんですけれども、なかなか契約までは至っていないという状況でございます。

それから、中道・諸楯線につきましても、今おっしゃっていただいている中で、交渉には入っておるんですけれども、これにつきましても、こちらからは十分な誠意も示させていただいていると思っているんですけれども、移転補償についての合意がなかなか得られない。契約に至っていないというのが現状でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 まず最初にお答えいただきました南今市、ここのあれは食堂ですね。あえて個別に言いませんけど、あそこの交差点の関係で、今、公安委員会の方の話、信号設置ですね、これをおっしゃったんですけど、この道路、着工時点が計画時点で交差点改良を伴った信号設置条件ってなかったんですか。私、あの場所でもととの南今市を南北に走る道路に対して、東西の通称山麓線、あそこまで行く道が開通した場合、あの交差点、最重要課題、信号設置、交差点拡幅、これの問題をクリアしないと、あの道路、普通つかないでしょう。これはまず最初に私、特に疑問に思ったんですわ。

だから、部長おっしゃってることはわかります。既設ある道路に道路新設やった場合、その交差点改良が必ず問題になると思うんですわ。やった後、地元の協力得られない。得られなかったら、もう最初から交差点改良はできないです。私はそう思うんですわ。これから努力してもらって。部長、あと10日余りで、今の現職の席離れますけれども、これにつきましては、後任の方にも、もしここに後任になられる方がおられるとしたら、私の言うておりますことをよく理解していただいて、新しいところにも目は行くけれど、それ以上に、個別の目が古いところにもあると。そのできない理由が、私のような感じの知識ある方が言ったら、返答できないと思う。最初にできやなかったん違うんかと。何でつけたんやと。私、これ、自分の経験から言って、交差点改良ということになったら、これはしんどいと思います。道

路新設の場合、途中の土地はしてもらえます。だけど、起点、終点、これと途中で交差するところ、俗に言う隅切り絡んでくるところ、ここの交渉が一番しんどいと思います。特にそれは、しんどいところが残っておるのはわかりますけど、この中に予算がもしなければなかったで結構です。だけど、交渉については継続して、必ず開通するように。そうでないと、本来の地方道路の意味が全然なさないし、また、東西が開通なった場合は、幹線道路のような形になるわけですよ。南今市の方、またそれより尺土方面からの方が真っすぐ山麓線へ抜けられると。2車線、片側1車線交互通行、これによって行けるという道路になると思うんで、私も危惧しておったときに、開通してほしいなというのを常に思っておった。だから、今もこれ、言葉に出んねん。

それと、宮さんの西側の土地、これにつきましても、いろんな絡み、感情の問題、いろんなことがあると思います。そうでなければ、もう早くにあの部分、開通しておると思います。これについても、いろんなわだかまりを1つ1つ取り除いていただいて、一刻も早くあの部分はきれいになるように。

それと、あそこで今、あの状態でなぜかきょうまで事故は起こってないですよ。子どもさんがはまられるとか、単車、自転車、夜間。無灯火自体が問題ですねんけど、無灯火で上から下ってきて、あの出っ張りの水路に落ちたとかいう事故がないと思うんですけど、もしあった場合に、責任がどこへ問われるのか。道路管理者に問われるのか、また、運転した者に問われるのか、今の時代、責任転嫁、悪い言い方です。うちに責任ないんです。ほかに責任ありますねというような時代ですんで、いつ何時、道路管理者に責任が覆いかぶさってくるかわかりません。そこらを含んでの早期の改修をお願いしたいと思います。

それと、もう1点は、中道・諸楯線、これにつきましても、できる限り。先ほどの話、前後しますが、南今市から西行ったところの1軒だけ。あとはもう、残ってるところは、ここは残ってるのやというところはあります。だけど、目立って出てますんで、特に気になるんです。中道・諸楯につきましても、3本線ある、大字新庄にある、住吉、桑之町、もう1カ所、本町、この3本の通りの交差点の1つになります。そこであの道路の東西線、新庄中学校から、あれは正門になるんですかね。通学路の正面道路になるんですわ。だから、朝は東から西向き、午後は西から東向いての自転車通学の子どもさんの通学路。また、南北に関しては、小学校、幼稚園の通園・通学路になる交差点になると思われます。そこで車1台しか通れない、対向できないような道路で事故が起こった場合、これも交差点改良伴うと言うたら大げさですねんけど、道路管理、また、道路設置の計画性。どれも最終段階で何か止まってるように思うんですわ。完成した道路やないという観点に立って、今後、用地交渉なり工事の着工、一部分の着工でもいけるように。あっ、動きおってんなと市民から見られるような道路事業を推進していただきたいです。

そしてまた、特にこれの話以外で、今年度予算にもうないんですかね。駅前通りって、葛城市のメイン道路と言うたら語弊ありますか。ここ最近、私の住んでおる地域なんですけど、特に目立つこと起こってますよね。今まで工事がなされておりません。ここ最近になって道路整備、片側の方きれいにさせていただいています。一応、地元の方の協力もあって、道路工

事、歩道工事完了。片方だけです。完了の日の目を見て、今までの危険度は若干薄れたかとは思いますが、ただ、あれも、特にあのそばにスーパーが2軒、3軒とあるんでね。単なるサラリーマンや通勤客だけ違って、買い物に来る一般住民が目につけるところです。あそこに対しても、ほかの今言いました3カ所、4カ所についても、もう古い最終局面を迎えた道路と思われて、あそこ、何で、何でというなんですけど、この駅前通りにつきましては、市民感覚、新しい道だという感覚で持っておられますので、これも今言うたような状況にならないように、担当部署の努力、お願いしたいと思います。

これにつきましては、私は特に地元ですんで、あれどうなってんの、どうなってんのという声は聞いております。そのたびに、感情のもつれとか、単面的なものとかいろんなことでやってくれとるんやけど、今のところ、まだしんどい部分あると。最終段階に打つ手はあるけど、そこ行くまでに担当部署の方も市民の協力を得ていきたいというふうな努力をしておるといふ返事の仕方をしておりますので、なるべく早く、この今言いました分、特に答弁求めませんが、一刻も早くというか、できるだけ早い段階での完了を見るように、道路行政、努力をお願いしたいと思います。

以上です。

赤井委員長 ほかに。

溝口委員。

溝口委員 関連で、中川委員は地元の要望という大きな使命のもとに言われましたんで、私も負わずに地元のことを言いますが、尺土駅前周辺を整備し、開発、きれいな表玄関的な役割を果たすための投資をし、事業を進めておられるんですが、これも大字の懇談会等々で何回も聞かれてると思うんですが、尺土駅前をきれいにしたがために、そのアクセス道路の混雑化が予想される。ただ、過去にこれは大字懇談会でよく出てる話なんで、もう情報としては知られてると思います。

ただ、もう一つ、実は大きなことが尺土周辺で起きようとしている。それは八川の、昔、磐城第2保育所の建替え工事のときに提案した建替え用地の候補地的なところがあったんです。これは、私の家の北側ですが、現在、25軒の開発がされようとしている。そうしますと、ここにアクセス道路が全く、まあ、1つだけ今の既設道路がある。これを今度はアクセス道路を便利化しようとして、現在、八川の山本医院近辺の、これは住宅の中の生活道路に接続したアクセス道路を、要するにあそこにある川を渡る橋をつくろうとしています。これは多分、許可が出たから工事を進めてると思うんです。そうしますと、当然ながら出てくるのは、その周辺の方たちの苦情ですよ。今までの生活道路であった自分たちの家の前の道路、そういったところが、今度は交通道路、要するに、そこへ車がどんどん通る道路になるという点から考えますと、やはり尺土駅前周辺のアクセス道路については、将来考えなければいけない話。ましてやこれを、尺土駅の西側を大きくするがために、これは県の事業として転嫁しましたよね。要するに、諸楯・木戸線といいますか、八川の、はっきり言えば第2保育所の東側の道路、近鉄を横断した道路、この道路が、もともとは新市建設計画の、要するに社会資本整備計画の道路の目的を持って、そこへ合併の特例債をあてがって道路を改良しよう

という話を、これ、県の事業に転嫁したわけですね。この見通しはどうなってるのか。

尺土駅前工事を進めるが上に、じゃ、ここへ例えばタクシー乗り場新設、奈良交通のバスを要するに入れ込む、ましてやもっと有名な話は、関西空港へのバスのターミナル化にしようという夢は、少なくともアクセス道路があって初めてかなうことであって、このアクセス道路に対する計画をぜひとも着手していただきたい。これは、例えば県の事業でやるにしたって、市がどのようなかわり方をし、計画を進めようとしているのか、これはもう、将来絶対に出てくる大きな道路計画の障害になることだと思いますので、早々なる計画着手をお願いしたいと思います。要望です。

赤井委員長 ほかはないですか。

暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 57 分

再 開 午後 1 時 28 分

赤井委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉村委員。

吉村委員 1点だけ。先ほど街路事業の話出ましたけれども、完成したら横断歩道もつけていただけるというふうに思うんですけども、あそこ、ダルマ堂から24号線まで全然横断歩道がないわけですけども、小学生もよく通って、見守り隊見ている中で、横断歩道渡りましょうというのがあっても、渡れないから、どちらかに行ってしまうということになってしまいますので、1カ所か2カ所。高齢の方も、両側にスーパーありますし、南の方には内科、眼科、整形外科もありますので、やはりあの辺に横断の白い線は要と思いますので、ぜひ2カ所ほどつけていただきたいと要望しておきます。

赤井委員長 要望だけですか。

吉村委員 はい。

赤井委員長 ほかに。白石委員。

白石委員 午前中に引き続いて質疑を行ってまいりたい、このように思います。

若干前後しますけれども、88ページの土木費の地域活性化事業についてお伺いをしてまいりたい、このように思います。

地域活性化事業、いわゆる新「道の駅」の事業でありますけれども、この間、12月の定例会の一般質問、さらには、この3月定例会の一般質問においてもお伺いをしてまいりました。今回の予算の計上された内容を見ますと、測量設計費が8,000万円、工事費が4,000万円、用地購入費が3億5,500万円、合わせて4億7,500万円であります。

私はこの間、一般質問をする中で、やはり事業計画をきちっと提案して議論すべきだという形で言ってきたわけでありまして、この3月の一般質問においても、どのように答弁をされているかといいますと、これは12月定例会に一般質問してから、この間どういうふうに前進をしてきたのかという質問に対して、道の駅のオープン、いわゆる平成27年に向けて、施設の配置、施設の規模、施設の内容、運営方法等の道の駅全体にわたる部分について協議をいただいているところであります。これは、平成23年11月25日に設立委員会が開催さ

れてから、いわゆるその設立委員会自身に、先ほど言った施設の規模、施設の内容等、協議をしていただいているから、まだわからないんですという答弁であったわけであります。

しかし、今言った内容で具体的に予算化をされてきております。先ほどちょっと言いましたけれども、それはどの数字かといいますと、昨年10月25日に都市産業常任委員会に配付をされた概算事業費の算出というところから出てきた費用なんですね。それからすると、測量設計費は6,000万円、工事費が3,500万円、用地購入費が3億7,500万円、合わせて4億7,000万円。先ほど計算していただきました4億7,500万円と500万円しか変わらないということです。

そしたら、どういう基礎、積算に基づいてこれを出されてきたのか。いわば若干の測量費とか工事費違いますけども、4億7,000万円と4億7,500万円ですから、変わってない。そんなのもう決まっていたんかいと。答弁では、設立委員会で今後、施設の配置、施設の規模、内容、運営方法について議論していただいているので、まだはっきりわかりません。これからですねって言うてた。それが全くやね、同じような予算が出てきてる。これは議会の中の一般質問に対して、本当にその答弁が、どう言うんですか、違ったことを言ってるのかと言わざるを得ないんですが、当然予算を計上するには、当然ですよ、法令の定めるところにより、かつ合理的な基準により、その経費を算出し、これを予算に計上しなければならないということですから。それからまた、これは地方財政法第3条ですけども、「あらゆる資料に基づいて正確にその財政を捕そくし、且つ、経済の現実に即してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない」。歳出、歳入の積算というか、計算上の原則を言ってるわけですよ。

ところが、この3月ですよ。私の一般質問、12日じゃなかったですか。その中では、覚えていますか。まだ設立委員会で議論してる最中なんです。早く協議をしていただいて、決定していきたくて、こう言ったはずですが、もう具体的にですね、昨年10月25日に出された概算の事業費の算出と大体変わらない予算が組まれているのではないですか。もう決まっているんでは。決まっているんやったら、そうやって公の場できちっと言ってもらわないと、我々何の仕事をしているかわからないじゃないですか。違うでしょうか。違ったら言っただけです。ちゃんと答弁させてください。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 今回、予算案あげさせていただいた分の、前回、12月なりにあげさせていただいた委員会の資料ということで、金額的にほぼ同様ということのご質問になると思うんですけど、考え方としては、同じベースの中におきまして、基本計画においてということの中で、概算事業費等を算出させていただいたのをベースとして計上させていただいているものであります。

委託料等につきましても同じことで、その部分の内容につきまして、測量設計なりという形で溝口委員のご質問のときにお答えさせていただきました。現況を把握するというので現況測量をさせていただいて、全体の分の、まだ基本計画におきましては、ワーキング等で議題になりました部分につきましては、我々の地形図に入っております、コンタベース、コンタって、高さの、標高ですね、をベースにという形の中の概略的なものですので、ある程度、

状況把握させていただいているということで現況の測量をさせていただくということ。それにつきましては、地形測量と縦横断、また用地等につきましては、外周部等につきましては、用地測量を考えております。

設計につきましては、土木設計といひまして、基本的造成計画という形になって。当然、それにつきましては、施設等の配置計画等々も絡んできますので、今後、その委員会等とも調整しながらということで、基本設計におきましては取り組むということの考えを持っております。まずは現況測量という形で入らせていただいて、次に基本設計も入らせていただいて、それから詰めさせていただいた中で実施設計ということで。

施設関係につきましては、建物につきましては、次年度以降ということで考えさせていただいているものであります。

用地等につきましても、まだ今回、鑑定等の費用につきましても、予算の方でご提案させていただいてますように、これから取り組むものでありまして、まだ用地段階では決まっておられませんけども、今のところ、平均的なベースでいきますと、数的な分だけでいったら、2ヘクター余というような形で、基本的な構造の中におきましても、施設の配置の前後というような形の面積になっているということで。

まず、基本的なベースの部分として最低限必要な部分、また、そういう部分につきましては、用地をはからせてもらうものであります。そしたら、測量という形になったら、全体かということになってきますねんけども、当然、全体の状況を把握した上で機能等も発揮することになりますんで。例えば、ちょうど南側でしたら、水路等通っておりますので、その辺の水路状況も把握するという上で、全体の現況測量というものを把握するというところで考えておるところでございます。

基本設計におきましては、この母体との共生という形の中で、十分その結果も踏まえてということでは取り組む予定ですけれども。

以上です。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 課長の方からご答弁いただきました。これは行政の現下の長としてのお答えだというふうに思いますし、それはそれで当然のことだと思うんですね。しかし、私は少なくとも議会議員であり、本予算特別委員会の委員であります。やはり事業計画というものは、これ、補助事業ですからね。やはり当然、全体像をきちっと決定した上で補助申請をし、やってきているわけですね。これも8月でしたか、この採択なるかどうかの回答が来るというふうな状況じゃないんですか。それは今回の予算だけの分なんですか。お答えいただきたい。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 今ご質問の分の補助につきましては、本要望等かけさせていただいて、確定自体が、時期にもよるんですけども、国の予算等の関係もあるんですけども、大体5月ごろには確定というふうな形の中で、内示という形になっております。それにつきましては、単年度の分という形で交付決定を受けるということであります。計画自体は、全体形という形の中で、全体の中の本年度という形の、平成24年度ということで要望させていただいているものでご

ざいます。

以上であります。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 最後の方で、全体という言葉いただきましたけど、これ、全体がなければ、それぞれの年度の予算が組めないじゃないですか。それはそれでわかりますよ。しかし、設立委員会にその事業の内容、規模、運営の方法、どうやって経営を成り立つようにしていくんやということはお任せしてるわけでしょ。だから、こういうことになるんじゃないんですか。やっぱり行政が、やはり議会に対してきちっと責任を持って対応していただかないと、私たち判断のしようがないじゃないですか。これは本委員会でも早く全体像をきちっと出していただく、このことを強く求めておきたいというふうに思います。

もう1点、この間から、議論してきましたけれども、経営分析については、いつも時間足らなくて議論できなかったわけでありまして、この経営分析表では、地元産品、地元から寄せられる農産物は8億5,000万円のうち、約6億円近くであったと思います。実際にこれだけの商品が集められるのか。また、8億5,000万円の売り上げを上げられることができるのか、こういうことで少し議論も入りました。マーケティングの手法に基づいて、第1次商圏の3キロ圏内、あるいは第2次商圏の30分の圏内から、これだけの消費、販売が見込まれるという数字が出てまいりました。

それから、JAの全国平均の売り上げなんかも例年もありましたし、総務省の家計調査の一人当たりの消費量等々、説明がありましたが、やはりそれぞれ平均であったり、3キロ圏、30分圏みたいなマーケティング論法というか、そういう方法に基づいて出されたものであって、具体的にこの近隣にある道の駅が実際どういうふうな取り組みやって、どれだけの売り上げ上がって、どれだけの収益上げてるんだということをやはり調査してくれと。そういうことも答弁していただきたいと言ってたんですが、残念ならなかったです。時間がなかったからね、ごめんね。それはなかったんですが、具体的にやはりこのことを含めて、これは規模を決めていく上で、内容を決めていく上で当然必要なことですから、ちゃんとした経営の見通しについて改めて、長くなりますので、簡単にわかりやすいように説明をしていただきたいと思います。

赤井委員長 部長。

吉川産業観光部長 産業観光部の吉川でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの白石委員のご質問でございますけれども、県下におきまして、道の駅は現在10カ所ございます。その中で、近隣の道の駅の売り上げ状況におきましては、大淀町のiセンターでございます。これが平成12年の12月に設立されまして、敷地の面積が約7,224平方メートルで。

(発言する者あり)

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 大変、道の駅のことにしましてはご心配かけております。先ほど、予算計上している執行状況の中におきましても、我々、予算査定している中にも同じような疑問と申します

か、進み状況につきまして研究しておるところでございます。

ただ、今、検討委員会入っていただいている方々には、我々の率直な意見を申し上げております。まず、基本的に何かといいますと、商工会の会長なり農業委員会の会長は、それぞれ道の駅をどういうふうな形で、自分らがみずから運営していくというやり方もありますけれども、本来の目的は、農業者があそこを利用させていただいて、所得の向上のために農業委員会の会長としての役割をお持ちでございますし、そこで新たに起業する方、また、商工業者の方があそこへ参加して活性化を図る、それが商工会の会長としての大きな役割であろうかというふうに思います。

したがって、その規模を決定するに当たりまして、あの地域において、我々自身があそこで参加して、こういう商売にチャレンジしたい、こういう事業にチャレンジしたい、その方に関しましては、どれぐらいの売り場面積を確保させていただいたら、そこでこういうやり方をやりたい。また、今度そういう運営会社がつくれるのであれば、そこに私も品物を納めたい。また、出資して株主にもなりたい。そのような方々を、市民を対象に早く意向調査をさせていただいて、どれぐらいの人がどういうものを、あそこでどういう運用をされるのか。その実態調査をして、そこで1つの道の駅なり、サービスエリア的なもので不足する部分につきましては、その運営会社が直接に運営することになりますと、おのずと規模が決定してまいります。

したがって、全体的な先進地を事例にして、あの地域でこれだけのものをどうのこうのという議論よりも、やっぱり下のと申しますか、住民の方を、また、農業者の方を対象に、あそこで、自分はどれだけのものをあそこで事業展開したいんだという意向調査をまず5月をめどにやっただくという方向になっているようでございます。その結果を見させていただきまして、それに対します必要な駐車場、また、周辺の整備するエリア等を具体的に決定させていただきまして、実施に当たりたい、このように考えております。

実際にどういうものがどういう形でどれだけの出展という部分が決まり次第、また今おっしゃっていただいております企業の価値、また組合、また会社ですか、その会社の収益等もつぶさに実態を見据えた形でのことを提示させていただきまして、皆さん方にご審議いただくと、このような手はずになっておるといのが現状でございます。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 副市長の方からも答弁をいただきました。どう言うんですか、道の駅本体そのものについては、私はこれはもう、それこそ実質的に入って着手できる、これはそういうふうなものだと思うんですよ。しかし、その言われた加工センターとかレストランとか、売り場そのものもそうですけれども、これらは確かにね、意向調査も含めて、あるいは先ほど言った、どれほどの、客観的に見て何の根拠もないのに、売り上げだけ8億5,000万円って言うたって達成しようもないし、また、商品そのものを調達できなかつたら、こんなの達成しようがないわけです。だから、そのところをはっきり、やはりお示しいただかないと、やっぱり18億円かけるんでしょう。18億円ですよ。これはもう大変な金額だというふうに思います。

我々議員というのは、そういうお金が本当に市民のために生きた形で還元できるようにするのが私たちの仕事なんですね。だから、確かに時間はかかるかもわからないけども、早く出していただかないと、見切り発車ですと事業はいつてしまっていると。それではやはり困るわけですよ。いろいろ規模の問題されていますけれども、客観的な数字に基づいて出していただきたい。

例えば奈良県内の農産物、柿や果物や酪農も含めた農家が販売をしている価格で見ますと、葛城市の場合は26億円ぐらいだったと思うんです。これは古い数字ですけどね。その26億円のうち、一応これからしたら、地元産品ですわ。地産分が70%ですね。ですから、5億9,100万円、約6億円って言いましたが、これだけをやっぱり売り上げないかんいうことになるわけですから、それほどこれは大変なことだということがわかるわけです。早くお示しをしていただきたい。設立委員会にお任せしているんでしたら、お任せしてる督促をしていただきたい。そして、しっかりした計画を提示してもらわなきゃならない、このように思います。

赤井委員長 市長。

山下市長 おっしゃったように、しっかりと設立委員会の方々に対して、法人化、または実行計画を提示していただけるように、行政の方としてもフォローできるところはフォローしながら、早く提示ができるように努力をさせていただきたいというふうに思っております。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 午前中の議論の蒸し返しになるかもわかりませんが、理事者の所見をお伺いしておきたいと思います。

昨年の10月25日の都市産業常任委員会に出された資料の中に、新「道の駅」の設立要望書というものが出されています。これは、株式会社を設立して、運営の一翼を担える機会をつくるために設立するということですが、この中でも、要望書の中に、新たに道の駅の構築を強く葛城市にお願いをしたい、こういうのですね。これ、だれが言ってきたかっていうと、商工会の会長と農業関係者から、これは今、農業委員会の委員長ですか。会長ですか。

(「会長」の声あり)

白石委員 会長ですね。先ほど来の議論からいけば、これは商工会から、それこそ用地費の半分ぐらい出してもらってもいいんじゃないか。土地持っているわけですから。その半分ぐらいは無償提供してもらったらいんじゃないですか。これは先ほど来の議論とあわせてどのように理解をしたらいいのか、わかりやすく説明していただきたいと思います。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 先ほども私、申しあげましたように、商工会の会長、また、農業委員会の会長それぞれ、商工会、また農業委員会として、農業者、商工業者という形で役割をお持ちいただいているわけであって、決して商工会だけ、または農業委員会だけじゃなしに、オール葛城市民が参加できる、いわばあそこにビジネスチャンスを求めるという大きな、全市民を対象にした事業でございます。ですので、これはあくまでも合併の記念と申しますか、合併の一番モデル的な、象徴的な事業だと私はとらえております。

それぞれいろんな施設は1つになる。例えば給食センターなんか1つになろうと思っても、あくまでもこれは公共施設なんですね。ところが、合併して新庄の住民と當麻の住民があそこへ出て行って、自分らがそこで1つの市街地を形成、市街地と言うのが正しいかどうか知りませんが、市街地、いわゆるサービスエリアを形成して、そこで寄り添って、みんなが経営に参加して、葛城市の活性化を図る、これはやっぱり合併の1つの大きな記念であるべき行事だと思います。

したがって、それにできるだけの手助けする市民のやる気、それを助長するために行政は手を差し延べ、そこから上がる収益につきましては、端的に市の方が受けさせていただきまして、その受けた部分につきましては、次の山麓地域の活性化まで、ほかの地域の活性化のための貴重な財源として使わせていただく、このような方法を以って、今、委員言ったように、負担分はとるというふうな発想では、白石委員がおっしゃいました、それも1つの意見だと思いますが、私どもといたしましては、全市民を対象にした施設という特定の地域だけをとらえての事業じゃないということだけご認識いただけたら幸いです。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 そしたら、吸収源対策の事業そのものも、これは限られた地域の人たちだけの事業だと、このようにお考えでしょうか。私はそんなこと考えてないですね。これは、国がやってる事業なんです。国が全国民を対象に、今の環境問題を解決するという1つの目的を持ってやってることなんです。全国民を対象にしてやってるんですよ。全国民を対象にしているんですよ。道の駅だって、これ、道路はどこまでも続いていますからね。だれだって来れる、確かにそうだ。吸収源対策、緑の事業だってそうじゃないですか。単にそれを視野を狭くして見るだけの話じゃないですか。そんな議論をしてたって、ほんとにつまらんじゃないですか。やっぱりどうしてこんな議論になるんだ。そこをきちっと本当に理解してもらわないと、ちょっと変化球投げたら、またまともに答えてくる。そんなことでは困るわけです。そんな、理由にならないじゃないですか。全国民を対象にしてやっている吸収源対策じゃない。そうでしょう。これはこのぐらいにしときますけれども。

次に、これもずっと議論してきた話ですけども、議長はおられませんけれども、市長や議長、そして辻本県会議員の大きなお力添えによって県が動き出した。そして、協議会を立ち上げたというところまで来ました。

さて、もう事業はスタートします。平成26年竣工、平成27年オープンです。協議会を立ち上げただけで、山麓部の造成地をどのように具体的に進めるかっていうことが問われますし、それも、少なくとも竣工、オープンまでにやるべきじゃないですか、目標持つべきじゃないですか。その点はっきりお伺いしたい。

赤井委員長 市長。

山下市長 協議会の設立は、4月の初旬ですね。これは知事と私との間で合意ができているお話でございますので、4月の下旬に協議会を設立させていただく。それぞれの代表者は、土木部長ないし、こちらの方は市長が代表者になるという形で、今現在、話を進めております。

目標としては、できるだけ早くということで、この問題解決について取り組むべきである

うというふうに思っております。ただ、土砂を積み上げた山の問題について、これは県も市もですけれども、今度の道の駅の建設について、支障はないという見解を出しております。しかしながら、やはり住民の皆さん方の思いを受けて、できるだけ早くこの問題について解決をしていくべきであろうというふうに思っておりますので、時期については、期限は切れませんが、できるだけ早くできるように、また、知事側のというか、県側の、この土地に対する認識もございますし、その協議会の中でしっかりと話をしていきながら、現在は、もともとの土地の所有者から相続を受けられた個人所有の部分が多々ございますので、その問題の処理についても、法的な手続も含めて考えていかなければならないということもございます。

我々、葛城市としては、一定の役割を果たすということで、ある程度の思いはありますけれども、それも県の協力がなければできないことではございませんので、そのあたり共通認識をいかに持ちながら、この事業、当然、委員も県の今までの見解についてはご承知のとおりだと思います。ここまでやっと土俵に乗ってくれたという思いを持っておるわけでございますけれども、さらに踏み込んで、この事業の処理に進んでいただけるように、我々としては積極的に働きかけていく、そういうことで進めていきたいと思っております。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 市長からご答弁をいただきました。目標については、できるだけ早くいうことであります。まだ協議会が設置されたわけじゃないということでもありますので、それは市長一存で決められるべきものでもないというふうに理解はします。しかし、この4月の初旬に設立された暁には、少なくともオープンまでに、やはりきちっと解決のめどを、見通しを最低でもお示しいただく。

県は最初どう言っていたか。崩落はあるけれども、土石流はありません。そして、北への崩落、土砂崩れはあったとしても、東側へはありませんと、こう言うてるんですよ。こういう認識なんですね。これは、本会議での答弁です。こういう認識をやはり市長や議長の働きによって変えていただいたというのは、私は感謝をしているわけでもありますけれども、やはり施設がオープンし、本当に安全で安心で、全国の人が集えるような施設にするということが我々の使命なんですよ。ただオープンして、地域の経済の発展ということだけではないんですね。だから、その点ぜひ、協議会を設立された暁には目標を持っていただいて、ちゃんとしたタイムテーブルを。これは市長も言いました。これはもう当然、法的手続をとっていかざるを得ないわけですから、時間かかります。だから、それがどういう手続が必要で、どの程度かかるのかということをお示ししていただきたい。このことを求めておきます。

この点については以上です。

赤井委員長 ほかに。

白石委員。

白石委員 農林、土木にとりわけかかわることでもありますけれども、入札の問題で若干、これも一般質問で副市長とも議論をしてきたことでもありますけれども、昨年葛城市が行う契約に当たっての入札手続の中で、予定価格とあわせて最低制限価格を設置して、それを公表する。

こういう措置を1年間やってまいりました。その中で、いろいろな事象が出てきております。また、これから本市は、クリーンセンターの熱回収施設の建設、あるいは尺土の駅、道の駅、学校給食センター、幼稚園、大きな事業が山積をしています。連続してあります。こんな中で、どれだけ最小の経費で最大の効果を上げるかということに、私たちは本当に真剣に取り組まなければならない状況です。

そんな中で、1年間通して行われてきた最低制限価格、しかも公表するという。この「しかも」が重大で、本当に正しかったのか、これからも続けていくべきことなのかどうか。私は率直に言って、やっぱり行政の責任できちっとできるようにすべきだと。もう予定価格もやめてもいいんじゃないか。それこそ最低制限価格については、それなりに必要だというふうには思うけれども、公表は必要ないんじゃないか。そんなくじで決める。これは、競争しようというところはそうなってきますよ。張りついてきますよ。くじです。あるいは総合評価方式によって、その評価点によって変わってくるということぐらいじゃないですか。ところが、市内業者はまた違いますね。やっぱりまだまだ95%前後、張りついてきてるじゃないですか。全くその役割が、これで前進したというものが見えないわけです。この点、これから本当に入札契約事務がどんどん増えてくるわけで、どういうふうに平成24年度はやっていくのか、しっかりした答弁をいただきたいと思います。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 白石委員おっしゃいましたように、昨年度は一部の行政事務のあり方、また、入札の実行の状況につきましては、それぞれ業者選定委員会で改革をし、今ご案内のとおりの方法で、昨年9月から新たな取り組みで入札の執行を行ったわけでございます。

しかしながら、それが完璧であったかという部分につきましては、私も疑念を抱いております。本来、今まで設けてなかった最低制限価格自身を設けること、それから、公表すること自身は、それぞれ議論を尽くし、また、議会から今までの入札結果の開示を、また市にいただいた中でのご意見も参考にさせていただきながら決めさせていただいたわけでございます。しかしながら、それがほんまに効率的な、財政的な効果があったかということになりますと、おっしゃっているように、私も危惧するところでございます。

どのようにするかということにつきましては、また平成24年度の実行に合わせまして、これから知恵を絞っていただきまして、より公正な、効果的な入札ができますように検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 副市長からご答弁ありました。平成24年度の事業執行に向けて、それぞれが知恵を出して、よりよい地方自治法第234条の契約の規定に、そういう趣旨にのっとった、やはり改善を求めておきたい。私自身は、これまで予定価格の公表言いましたよ。これは、職員がもう大変だと。まあ、しゃあないやんいうことで設けた。そうやけども、全然そういう趣旨が業者には伝わらない。そこで余りにも60数%、70%台の落札価格が出るという形で、これは品質が担保できない。下請の労働者の賃金が確保できないという形で、最低制限価格を求めるべ

きではないかという議論をしてきた。ここまでは私、認めます。しかし、これを公表するということは、全く議論してこなかった。公表について。それがいきなり、平成23年9月から最低制限価格を設定し、それを公表する。そのことによって、いろいろ弊害も出ています。ぜひ、先ほど副市長が答弁されたように、英知を絞って改善をしていただきたいというのを述べて、この点については終わっておきます。

赤井委員長 ほかに。

ないようでしたら、5款農林商工費、6款土木費の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時17分

再 開 午後2時29分

赤井委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7款消防費、8款教育費の説明を求めますが、まず、8款の教育費の説明を求めます。

部長。

河合総務部長 それでは、教育費のご説明を申し上げたいと思います。事項別明細書は99ページをお開き願いたいと思います。

まず、教育費の教育委員会費でございます。164万2,000円を計上いたしておるところでございます。教育委員会の運営に要する経費でございます。

次に、事務局費でございます。4億6,941万8,000円を計上いたしております。教育長と一般職員12人の人件費と、繰出金では、学校給食の特別会計の繰出金といたしまして、学校給食センターの建設に係る所要の予算の繰り出しの部分に係る計上をいたしておるところでございます。また、委託料では、子ども映画製作ワークショップ事業が新たな事業となっております。

次に、101ページでございます。スクールカウンセラー事業でございます。999万9,000円でございます。スクールカウンセラーの事業に要する経費でございます。

次に、小学校費の学校管理費でございます。5億9,428万7,000円を計上いたしております。職員7人の人件費と、今年度につきましては、新庄小学校の校舎、また、磐城小学校の屋内運動場、また、トイレ等の地震補強の大規模改造工事、それと、来年度に予定をいたしております、忍海小学校校舎の地震補強の大規模改造工事に係る実施設計委託の所要の予算を計上いたしておるところでございます。

次に、103ページでございます。教育振興費でございます。3,707万5,000円でございます。小学校の振興に要する経費でございます。主なものといたしましては、要保護・準要保護児童援助費でございます。

次に、中学校費の学校管理費でございます。8,313万5,000円を計上いたしております。職員7人の人件費と中学校の管理運営に要する経費ございまして、委託料につきましては、設計委託料で来年度の施工となります。白鳳中学校の屋内運動場の地震補強大規模改造工事の実施設計を見込んでおるところでございます。

次に、105ページでございます。教育振興費でございます。3,347万2,000円を計上いたし

ております。中学校の振興に要する経費でございます。主なものといたしましては、扶助費の要保護・準要保護の生徒援助費でございます。

次に、幼稚園費の幼稚園管理費でございます。5億4,599万2,000円を計上いたしております。職員27人の人件費と、今年度、新庄幼稚園の改築工事に係ります予算、それと、新庄北幼稚園の耐震診断、また、市内の幼稚園のAEDを設置する所要の予算を計上いたしております。

次に、教育振興費でございます。405万1,000円を計上いたしております。幼稚園の振興に要する経費でございます。

次に、社会教育総務費でございます。5,357万8,000円を計上いたしております。職員4人の人件費と各種団体への補助金、また、学校地域連携事業補助金が主なものとなっております。

次に、109ページでございます。人権教育推進費でございます。312万3,000円を計上いたしております。人権教育に要する経費でございます。

次に、文化財保護費でございます。1,133万8,000円でございます。文化財保存に要する経費でございます。

次に、公民館費でございます。8,163万7,000円を計上いたしております。職員3人の人件費と、公民館における教室講座、また、負担金補助及び交付金では、公民館の分館施設設備整備事業補助金などが主なものとなっております。

次に、112ページでございます。コミュニティセンター管理運営費でございます。コミュニティセンターの維持管理に要する経費となっております。

次に、文化会館費でございます。1億2,548万5,000円を計上いたしております。職員4人の人件費と文化会館の運営に要する経費、工事費では、新庄文化会館の照明設備の改修に係る予算を計上いたしております。

次に、114ページでございます。7,755万9,000円を計上いたしております。職員5人の人件費と図書館運営に要する経費でございます。

次に、115ページでございます。歴史博物館費でございます。5,246万円を計上いたしております。職員3人の人件費と、歴史博物館の管理運営に要する経費でございます。また、今年度新たに印刷製本費の中で、郷土歴史読本の印刷を予定いたしております、全戸配布の予定をいたしております。

次に、保健体育総務費でございます。1,486万5,000円を計上いたしております。保健体育一般に要する経費でございます、委託料では新たにスポーツ講演会を行うための所要予算を計上いたしております。

次に、体育施設費でございます。1億88万4,000円でございます。職員3人の人件費と体育施設の管理に要する経費、また、補償補てん及び賠償金では、体力づくりセンターの運営補てん金を計上いたしております。

以上で、8款教育費の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

赤井委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 それでは、ただいま教育費を説明いただきまして、質疑をさせていただきたいと思いません。

まず、小学校費の中の工事請負費 4 億 7,000 万円、この中には、新市建設計画に伴う概要説明書の 28 ページには、この平成 24 年度で新庄小学校、白中、並びに北小の大規模改造並びに地震補強、また、磐城小学校の屋内体育館ということで説明をいただいております。この平成 24 年度の事業内容で、本市の耐震化率はどのように推移をするのか。また、小学校費の中の設計委託料、また、中学校費の同じく 105 ページの設計委託料等、今年度で地震補強等の実施設計をされるということでございます。これに伴いまして、耐震化率の推移をあわせてお示しをいただきたい、このように思います。

赤井委員長 課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの朝岡委員の質問でございますが、今年、平成 23 年度に磐城小学校と新庄小学校の校舎をいたしました。これについて終わった時点で 91.5%、来年の新庄小学校と磐城小学校の屋内体育館が終わった時点で 95.7% の耐震化率になる予定でございます。

ちなみに、平成 24 年、25 年が終わります。忍海と白中を予定しております。それ終わった時点で 100% に小中学校はなります。

以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 西川課長からご答弁をいただきました。この年度、平成 23 年度で 91.4% で、今お示しをいただいております、ご提案いただいております平成 24 年度予算で推移をしますと 95.7、そして今、予算を計上いただいております実施設計のもとで、平成 25 年度末には 100% ということで、新市建設計画に示された安心安全な学校施設、この一区切りがつくということです。この間、最優先課題として、安心安全な学校施設の耐震化にご尽力いただいたことに、改めて深く敬意をあらわすところでございます。一区切りができたところで、今、幼稚園のこれも耐震にかかっていたいただいておりますけれども、あわせて事業が推移するように、事業の確認をよろしくお願いたしたいと思します。

続けていいですか。

赤井委員長 はい。

朝岡委員 そこで、この幼稚園費の中で、今、同じように耐震化の話でいきますと、隣接地の協力等もありまして、今回 107 ページの工事請負費には、新庄幼稚園のいわゆる工事請負費が計上いただいております。予算の概要の 29 ページには、その他を含めて改築工事の予算を計上いただいております。新たに改築するというので、それは年次的な計画があるわけなんですけども、この耐震の話に関連として、昨日でしたか、民生費、衛生費の中でもお話があった、今現状の保育所のいわゆる園児数が、議論の内容の中にもありましたけれども、ご存じのごとく、今、新庄地域、當麻地域の各幼稚園の運営の中で、新庄地域については、3 歳児

保育を実施していないということでもあります。昨日来のお話の中にも、非常に年少児が定員数以上に各保育所の中では、今、通園児が多いということで、今後、新庄幼稚園の新たな改築を含めて、新庄地域のいわゆる幼稚園教育で、當麻地域が既に実施しています年少保育についての考え方、これを確認していただきたい。ご見解をお聞かせいただきたい、このように思います。

赤井委員長 教育長。

大西教育長 幼稚園の、特に新庄地域の3歳児保育のことについてのご質問でございますが、かねてより、これにつきましては、議会の皆さん方からもたびたびご質問いただいているところでございます。その際にもお答えさせていただきましたが、それぞれ當麻地区、新庄地区には、就学前の教育につきましては、経緯がございます、特に新庄地区につきましては、私立幼稚園が先行的に就学前の教育、保育に深くかかわっていただいております。したがって、新庄地区の幼稚園につきましては、出発月が1学年、今でいいましたら5歳児保育をスタートさせて、その後、4歳児保育ということで、2年保育を今実施しておるということはお存じのところでございます。ただ、それをもう1年下に学年を下げてということになりますと、私どもの公立学校だけの物の考え方でいかなるところも十分でございます。

ただ、今、委員からもお話がございました、3歳児保育についての要望もぼちぼち出てきているところもございます。このことにつきまして、今すぐに私ども検討に入るということは、今考えておりません。ただ、将来的にその考え方が地域のご要望にいつまでこたえられるか、これは非常に微妙なところでございます。ただ、今しばらくの間は、新庄地区におきましては、4歳児、5歳児の保育を継続してまいりたいというのが基本的な考えでございます。

以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 教育長からご見解をお示しいただきました。経緯はそのとおりでございます。合併をいたしまして、もう7年を迎えるわけで、市民の中では、そういう地域の違いということで、特にどの地域もありがたいことで、子どもさんを持つご家庭の若い層の方がたくさん居住をいただいております。こういう中で、ぜひ関係者の中で検討を重ねていただいて、この新庄地域についても3歳児保育の受け入れを検討はいただきたい、このように思うところでございます。

ちょっと話、逆に戻って申しわけないんですけども、その中で今回、設計委託の中で、新庄北幼稚園の補強計画の基本計画の設計が出ています。これはこれで年次計画といいますか、段階的にやっていただいておりますが、磐城小学校附属幼稚園、これも大分以前に一般質問でさせていただいたと思いますが、その構造上、もちろん新庄幼稚園は当然ながらそうすけれども、やはり当時の、基本的には診断はしてないけれども、幼稚園舎の中には、非常に構造上、問題があるのではなかろうかという、磐城幼稚園も、特に職員室がある棟ですね。

もう一つは、先般も卒園式に参加させていただきました。また、4月には入園式もあろう

かと思いますが、ご存じのように、新庄幼稚園と同じくして、磐城小学校附属幼稚園の校区の園児数はかなりたくさんいる中で、あの木造のリズム室についても、今通園している園児数からすると、非常に手狭になってきているということと、耐震性の問題があって、これについて今後、年次計画で当然いろんなことを考えていただいていると思いますが、これについての補強並びに耐震計画について、今どのように合併効果比較があるのか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

赤井委員長 課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。

今回、設計委託料で新庄北幼稚園の耐震診断と補強計画の業務委託をあげさせてもらいました。これのあげる中での検討の中で、今、朝岡委員がおっしゃいましたように、木造という検討も入っておるんですけども、この中で、地震防災対策特別措置法の基準になるやつというのが、新庄北幼稚園と磐城幼稚園の木造じゃない方の職員棟の2つが基準に入っております。この2つを検討しまして、その中で建築年次の古い方、新庄北幼稚園の方が昭和52年4月で、磐城が昭和54年3月ですので、古い方の校舎を先に耐震診断を行うということで、新庄北幼稚園の方の耐震診断を今回あげさせてもらいました。

以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 今の特措法でいきますと、鉄筋のということですね。それで、2つある中で、建築年次の古い方からということで。当然、それが基本設計が進んで、それなりの結果が出て補強をするということになれば、それはそうしていただいて、その次に、磐城幼稚園もそういう形の計画のもとで、そういう設計業務をしていき、その結果によってはという話になっていくわけですね。

赤井委員長 課長。

西川教育総務課長 朝岡委員のおっしゃるとおりでございます。とりあえずというか、地震防災対策特別措置法の部分を先にいたしまして、その次はそういうふうにかかっているかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 先ほどのお話に戻りますが、実施計画に基づく耐震化計画が平成25年度で一応一区切りがつくということでございますので、新庄幼稚園、また、新庄北幼稚園、そして、今私が申し上げた磐城幼稚園についても、年次計画に基づいて耐震診断並びに補強を進めていただけるよう。あわせて、磐城幼稚園の場合は、それは特措法には入らないかもわかりませんが、実際たくさんのお園児とその保護者が、かなり手狭な教室の中でさまざまな行事を営んでいることは事実でございますので、あわせてリズム室についての今後の改築をぜひ予算立てただけのように要望を入れていただきたい。このように思います。

以上でございます。

赤井委員長 ほかに。

溝口委員。

溝口委員 今、朝岡委員の方から、要するに耐震という安全な教育環境をハード的に補っていくという点の質問がありました。私は、ソフト的な面で、この学校教育関係について、3つの質問をしたいと思います。

1点は、この4月から中学校で武道必修という制度が開始されます。ここで柔道に絡んで、非常に事故が多発しているという現状を踏まえて、この導入に際して、どういった点を指導教員等々に促しを行っているのかどうかをお聞きしたいと思います。これが1点。

2点目は、同じく安全的なもので、過去に学校の施設で外部からの侵入者による危害を及ぼす事件が多発し、その後、一時期は学校の施設内安全ということで、いろんな施策を講じられておるんですが、実は最近、入学式とか卒業式とか、私、幼稚園に孫がおりますので、たびたびおじいちゃんとして参画してますと、どうも手薄になっている感があります。このあたりはどのように現在、指導的なものを行っているのか、手立てをしているのかをお聞きしたいと思います。

それからもう1点は、先ほど耐震ということでハード的にカバーは充実してきた、これは議員一同としてやはり感謝すべきことだと思います。今後もこれは続けていただきたいんですが、ソフト的に、生徒にどのような防災訓練を行っているのか。これは一般質問のときにも、私は安全面で事例を出して言ったんですが、いろんな防災の専門家は、日ごろからやっている行動しか、いざというときは行動の展開ができない。ということは、応用がきかない。危機を感じたときに、日ごろやっているから体が動く。よく言われる、自転車を1回乗ることを覚えたら、一生自転車に乗れるというのと一緒でありまして、日ごろから訓練をしていたら、いざというときも対応に体が動く。特に学校の幼児及び小学生までは、特に指示を出さないと動けないという状態が多いと思うんですが、現実的にどのような訓練をしているのかを紹介していただきたい。この3点を質問したいと思います。

赤井委員長 主幹。

井上学校教育課主幹 失礼いたします。学校教育課の井上でございます。よろしくお願いいたします。

3つのお尋ねでございましたけれども、1つ目の武道が必修化になったことに伴う柔道の指導にかかわってのお尋ねでございます。

柔道と申しましても、基本的なわざから入るわけですが、まずその前に、受け身から柔道は入っていきますので、そういった基礎的な訓練を十二分にした上で、特にわざのかけ方を学ぶというのではなくて、柔道の心を学ぶ、あるいは基本的なところの組み合いを学ぶといったところで指導をまず、安全面に最大限の配慮をしながら行うということが大前提になりますので、そのように現場に対しても要請をしておるところでございます。

2つ目でございますが、学校施設への外部からの侵入ということにつきまして、小学校では現在も年に1回もしくは2回ですけれども、不審者対応の訓練を実施しております。警察のご協力を得たりしまして、侵入者役になっていただき、先生が刺股を持って防御するとか、あるいは子どもたちがしかるべき避難を行うといったことを実施しております。

3つ目の地震発生時の対応でございますけれども、先ほどおっしゃったように、日ごろから訓練を必要とし、それをしなければ、いざというときに合わないというのはおっしゃるとおりでございます。昨年度、東北地方の大震災を受けまして、各学校あるいは幼稚園に対して地震の訓練をするように要請いたしまして、昨年度の1学期にはほぼ全てのところで実施をされておるところですが、今ご指摘をいただきました日ごろからという部分につきましては、まだまだ改善すべき点があると思いますので、今後計画的に実施をする訓練とともに、例えば突然といいますか、不意打ちと言ってしまう言葉はあれですけども、予期せぬときに実施をしてみても、子どもたちの反応を見るといった、そして、しかるべき対応の仕方を話し合う、あるいは考えるといった取り組みを今年はしていきたいと考えております。

以上でございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 今答弁をいただきました。柔道の事故を防止するための施策として、安全な受け身といえますか、そういった安全面からの指導をしていきたいということで、あるテレビで、柔道着に安全な受け身をする手順を散らしめた柔道着が紹介されていましたね。どこからどういふふうに体をひねって受け身をするかというような。全員の生徒がそれを着るというわけではなしに、ある程度そういった、見てわかるような教材、言葉で教える、体で教えるというよりは、そういった目から入る手順を覚えてやる。そういったことも考えながら、1着や2着は知れた額ですから、そういったことも導入していただいて。精神的な武道の教えというのは、私は重要だと思いますし、中学生ぐらいからが一番身につくと思います。ですから、こういう導入に関して、非常に私は賛同しているんですけども、やはり事故が起こっては、保護者とのトラブルというのは多発していますから、ぜひとも注意をしていただいて、有効な教育を行っていただきたいと思います。

それから、学校施設の外部侵入者に対する訓練をやっているということなんですが、外部侵入者の訓練をやっているということは、内部におられる方が侵入者に対しての防御策的訓練というふうに予想するんですが、そうでない、例えば教育関係者の行政の方たちが、ふらりとそういった学校施設に行かれたときに、本当に安全なのかなというようなチェックリストを持って回るということも必要でないかな。ましてやこれ、計画訓練は全く役に立たないぐらい、要するに筋書きどおりの訓練ですので、やはりいざというときの不意打ち的な訓練、これが一番反省点が見出せるわけですから、そういった訓練を有効に生かして、じゃ、計画的訓練に生かして手順を明確化しようというようなマニュアル化をするというようなことも必要だと思うんです。

今答弁のあった、不意打ち的な予期せぬ訓練を今後考えたい。これは大いに私も賛同したいと思いますので、それをもとに経験値として計画的訓練をこなしていくということをぜひともやっていただきたいと思いますので、今後とも教育関係の安全面に関しては、やはりこまめな対応というのをぜひとも要望して終わりたいと思います。

赤井委員長 ほかに。

吉村委員。

吉村委員 私は、3点伺います。

まず、AEDですね、各小学校、中学校、それから幼稚園が今年からでしょうか。それで、きのうでしたか、質問がありましたけれども、同じように、全教員は使用できるのかどうか、使えるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それと、図書館費というか、小学校、中学校の、今年は小学校で400万円、中学校で150万円計上されていますけれども、その図書の充足率をお伺いしたいと思います。

それともう1点、忍海小学校、この間、卒業式行きましたけれども、校舎から体育館に行くところの通路の屋根というかが、もう骨組みだけになっていて、上がない。それはご存じなのかどうかわかりませんが、その工事というか補修はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

赤井委員長 主幹。

井上学校教育課主幹 1つ目のAEDの訓練でございますが、現在、逐次行っている段階にとどまりまして、全てが終了しているとまでは至っておりません。

続きまして、図書館の充足率でございますが、小学校の方ですが、121.2%になります。中学校が92.3%で、ちょっと100を割っているんですが、長らく廃棄をしていなかった分を、中学校が少し今年度廃棄しましたので、若干ポイントが下がっておるところでございます。

赤井委員長 課長。

西川教育総務課長 忍海小学校の屋根の件なんですけども、あれは防火上、今の部分ではつけられないという、忍海幼稚園が改築したときに仮使用で今使っておりますので、あれをつけると、また外さなきゃならないという部分が出てきてますので、再来年か、最終、終わった時点であれも全部改修する予定をしております。

(「取り払うんですか」の声あり)

西川教育総務課長 はい。

以上でございます。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 AEDの件は、順次ということですけど、いざとなったときに使えなかったら何もならないので、これは早急に皆さんに指導していただきたいと思います。

充足率の方も、廃棄して100%割ってるということですけども、うまくその分野ごとに平均して新刊も取り入れているというふうには受け取っていいんですね。

忍海小学校の件につきましては、あれは防火のためですか、あれは使えないという。雨がすごい降ってきたときに、通路にすごい雨入るんで、ほかの方法もあれはできないわけですか。

赤井委員長 課長。

西川教育総務課長 ほかの方法、1回考えてみます。ただ、防火というか、仮使用を最終するとき、違反をわかってつけてるという判断をされる可能性がありますので、改修今してない、とれたままほってあるという意味の解釈でお願いしたいと思います。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 よくわかんないんですけど、やっぱり必要だから、雨かからないようにしてるわけで、何らかの方法があると思うんですよ。だから、その辺ちょっと検討していただきたいと思います。

赤井委員長 それでよろしいですか。

吉村委員 終わります。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 聞こう思うたら、先に吉村委員の方から聞かれたんですけど、同じく自動体外式除細動器、AED、これについて3項目になってますが、私聞きたいのが、ここの教育費の中に上がっているAEDの使用料及び賃借料ですが、金額はばらばらなんですわ。これについて、計上された部局ごとに、物は何で何台かいうのだけ教えていただけますか。

極端に言ったら、幼稚園が、これは新規だと思うんですが、18万9,000円、ほかのところ行ったら、6,000円とかいうのが上がってるんですわ。これについて、ちょっとお聞かせ願いたいです。

赤井委員長 課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま中川委員よりAEDのリース料等についてのご質問であったと思うわけでございます。AEDにつきましては、現在20台、市内施設で設置しております。平成18年度から平成19年度、平成20年度と来ておるわけでございます。形態では、リース、また、寄贈によるもの、購入によるもの、そして、各年度設置しておるAEDの機種が若干違ってまいっておる、こういうこともございまして、過去から賃借料、リース料に至っては、そういう中で契約金額が多少違っておったと、こういう現状でございました。

今回、平成24年度予算編成する中で、一元的に、今現在設置されておるAEDを、耐用年数5年、メーカー保証に係る部分、機種によって違うんですけども、最大7年までいける分がございまして。平成18年度のリースした分については、平成23年度よりリース切れ等が生じてまいった中で、そういう全体的な一元的な見直しをさせていただいたというところでございます。

それに基づきまして、5年後、まだメーカー的に保証できる部分については、保証に係る点検料とバッテリー、パットの交換、これも年限がございまして、そういった最大限活用できる分については活用いたしますし、今回の公立保育所、幼稚園のように、新たに設置していく分については、レンタル関係で、これまでよりも約半分に近い額、3万7,800円ですけど、そういった額で一括的に今後、機種の統一、それと価格の財政面での効果も両方相乗的に求めて対応させていただく、こういう形で若干ばらつきのあった、これまでの部分を統一化しておる、こういう方向で進んでおるわけでございます。

以上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございました。

そしたら、AEDのこともう一つだけ。113ページ、文化会館費の同じく14節使用料、

賃借料、AED賃借料6,000円、これ、2款で6,000円って、物教えてほしいんです。

赤井委員長 館長。

青木中央公民館長 中央公民館館長の青木です。

ただいま、中川委員の質問の件でございますが、このAEDの6,000円の内容でございますが、これにつきましては、前回、リース契約をしております中で、1カ月分、リースが残っておりますので、その1カ月分をリース契約で予算計上させていただきました。その後につきましては、市の所有となるということの中で、あとは保守点検で予算計上させていただいております。

以上です。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 すんません。基本的な。AED、月別リースですか、年間リースですか。毎月リースで更新して、もし漏れたときどうするんですか。年間ですやろ。

赤井委員長 館長。

青木中央公民館長 すいません。リース契約自体、平成19年5月から平成24年4月までの一応リース契約ということで契約させていただいております。

すいません。以上です。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。

それと、前々の節でもお聞きしたんですが、ここで冗談みたいな質問なんですが、ここにおられる方で、AED操作できる方、手挙げてもらえますか。やはりおいでですね。安心しました。というのも、この節、教育費と消防費ありますので、前にやったときはだれもおられませんでしたが、きょうそれがあつたらえらいこと起こりますんでね、安心しました。

それと、学校、幼稚園、教育委員会の施設。極端な言い方言ったら、職員が心肺停止、心筋梗塞になって、もしAEDが間に合わなくても、変な言い方しますが、いいです。一般市民、利用者が来られて、目の前にあるAEDを操作できる職員がおらないと。どうやって使うんですかと周りにおられる方に聞くような恥ずかしいことのないように、最低、ここにおられる皆さんが、議員除いて全員が挙手できる状態を目指して頑張してほしいと思いますので、それだけよろしく願いしておきます。

(発言する者あり)

中川委員 議員も。恥ずかしい話、これ言いながら、私も100%の使用はようしませんねんけど、消防署の方々にもご迷惑をおかけすると思いますけども、機会あるごとにそういう希望があれば、率先的に教育指導、また研修会開催するなり、指導して行ってほしいと思います。

以上です。よろしく願います。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 先ほどの安全のところでもう1点だけちょっとお聞きするのを忘れてたんですが。

昨年でしたかね、多分南の方ですよね、岸和田以降南の方の自治体で、市営プールか何かで事故がありましたね。118ページ、プール管理運営委託料591万4,000円が計上されていま

すが、こういった報道等の経験を経て、事故が起きたときの対応もそうですが、この委託契約するときの条件づけみたいなことは考えられているのかどうか紹介していただきたいというのが1点。それ、まず。

赤井委員長 課長。

西川体育振興課長 体育振興課の西川です。

業者と契約する際に、プールの安全要綱というマニュアルみたいなものを渡しております。これが先ほど溝口委員おっしゃった事故を受けての施設協会から、こういう7点を重視なさいという要綱を説明して渡しております。

それと加えて、随時監視も行っておりまして、現場におる者にも、決してあのような事故のないようにと、くれぐれも注意を促しております。

以上です。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 非常に当時の事故の対応のあり方の見苦しい責任のなすり合いみたいなことを報道されてましたんでね、そういったことがないようにマニュアルを手渡したということで、全てが安全の確保ができたというものではありません。要するに、それを委託する側も、当然ながらそういった安全策については周知をしておくということが必要だと思いますので、その点よろしくをお願いします。

続けていいですか。

赤井委員長 はい。

溝口委員 続けて2点、文化関係の質問をさせていただきます。

文化会館での自主事業開催委託料が113ページに計上されております。この113ページの予算計上に伴う自主事業の開催的なものというのは具体的に決められているのかどうか。要するに、決められてる過程で、例えばアンケートを市民からとってるとか、どのような過程を経て、この自主事業を開催しようということで予算計上されているのかの答弁をお願いしたい。

もう1点は、図書館の図書購入予定ということで、115ページに1,000万円でしたかね、計上されていますが、2つある図書館の現在の蔵書数、そして利用者状況をお願いしたいと思います。

赤井委員長 館長。

青木中央公民館長 館長の青木です。

ただいま溝口委員の質問の件ですが、この自主事業につきましては、一応、業者から案を出していただきました中で、開催時期、それと委託金額等の中で担当で検討した結果、最終的に理事者と協議して決定させていただいております。

以上です。

赤井委員長 館長。

伏見図書館長 図書館の伏見と申します。よろしくお願いたします。

ただいまの溝口委員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、図書館の蔵書冊数でございますが、新庄図書館が12万6,077冊、當麻図書館が9万6,027冊でございます。それから、利用人数につきましては、新庄図書館につきましては2万2,636人でございます。それから、當麻図書館につきましては2万5,407人となっております。

以上でございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 最初に、文化会館の自主事業の開催委託料についての答弁、これ、業者からの提案をもって中身を精査し、理事者に検討を促し、了承している。この答弁でいいんですか。これ、議事録載りませ。

赤井委員長 館長。

青木中央公民館長 すいません。ちょっと間違えてしまって。ある程度うちから案を出させてもらいまして、その中で一応、それにあう分のこういう事業があるという見積もりもろうた中で、うちでさせていただきました。さっきのちょっと間違いでした。すいませんでした。

赤井委員長 教育長。

大西教育長 文化会館の自主事業につきましては、基本的には、文化会館、これが年間の季節等々に合わせたふさわしい催し物を基本的には考えておるところでございます。ただ、いろんな情報につきましては、いろいろなところから情報を得て、案を作成するというところでございます。

もちろん、案につきましては、当然、理事者の意見を参考にしますが、文化会館の運営協議会、ここでも意見をいただく。最終的には社会教育委員さんにも意見を求めながら、案文として確定させていただいて、実施させていただくと、こういうことになっております。

以上でございます。

赤井委員長 溝口委員、それでよろしいですか。

溝口委員 これ、2つ質問したから、もう一つは。答えてくれたな。それでええな。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 今、確かに自主事業開催について、教育長からそういった季節に合ったものとか、運営協議会で諮ったり、社会教育委員会で諮ったりという、要するに事業を採択する上でのチェック機関としてはそれでいいと思うんですが、せつかくいろんな催しをしているんで、あそこの文化会館に投書箱でも置いて、市民からの開催要望を募って、年間1つでもいいから、市民が投票したアンケートなりの一番多いリクエストに関して採用するようなことの手立てをぜひやっていただきたいな。

要するに、これ少なくとも芸能ですから。芸能だったり、芸術であったりするわけですから、多分、個人それぞれが思いは違うとは思いますが、こちらからこんなことをやりますよと言って主催するのと、そうでない市民の声から、こういったアンケートが出て、去年の1年間のアンケートの結果、こういったことが多かったら。要するに、例えばチラシでも、市民からの要望による何々会とか、こういったことをアピールする。市民の声を吸い上げて物事をやる、これはもう市長の、市政の基本じゃないですか。こういった知恵も導入してい

ただきたいなと思います。これについてはその程度に終えたいと思います。

図書館の蔵書数、これ、新庄は12万6,077冊、當麻9万6,027冊、これは私、施設として要するにダブルカウントされた、市民にとっては大変ありがたい場所であろうと思うんです。ましてや、少なくとも5万7,000人から8,000の方が、これはもう、年間の人数としてダブルカウントされてるんだと思うんですね。これ、半分か3分の1にしても、市民の3人に1人ぐらいは、ひょっとして行かれてるかもわかりませんね。これ、実は私が聞きたいのは、本質的のこの蔵書数は、當麻もあり新庄もあるというようなことのチェックというのは行われてるんですか。

赤井委員長 館長。

伏見図書館長 図書館の伏見でございます。

蔵書につきましては、新庄図書館の登録している図書につきましては、新庄のものと。當麻のあるものにつきましては、當麻で登録しているということで、ダブルカウントということはないようにしております。

(発言する者あり)

伏見図書館長 同じ種類のものはございます。確かにございます。できるだけ片一方にあれば、片一方の方は買わないとかいうことは考えておりますけれども、両方で持たなければならないという、本によってはそういうのもございますので、両方でカウントしているのもございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 同じものがあっても、別に差し支えないわけですが、やはり今後、1,000万円かけて買う上で、こういうことがないように、これからの手立てとしてはそういうことをしてほしいな。本当に本を読みたいとか、本に接したいという方は、好んであるところに行かれるはずなんですね。ということは、本を購入する人は本屋に行くわけですから。借りたいとなれば、當麻になれば新庄にありますかというシステムの運用の面で、例えば當麻に行かれた方が、新庄の図書館にありますかと聞いて、いや、新庄に行ってくださいというようなシステムに今なっているんですかね。

赤井委員長 館長。

伏見図書館長 図書館の伏見でございます。

新庄へ来られた場合に、當麻の本が欲しいという場合につきましては、當麻の方から新庄へ回送ということで、私が持っていったりしております。要は、両館で回送のし合いをしておりますので。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 ちょっと私の質問が、聞かれて混乱してるかもわからない。おのおのの図書館の蔵書に関して閲覧はできるのか。要するに蔵書チェックはできるんですか、そういうシステムはありますか。

赤井委員長 部長。

中嶋教育部長 ただいまの溝口委員のご質問でございますけれども、蔵書につきましては、図書館

システムの方で検索できるようになっておりまして、両館にその本があるかどうかということも調べることができますし、なお、両館でも持っていないという場合は、県の図書館なりで借りるというふうなことも行っております。

こういう本がないですかという相談に対しては、そういうことでお答えしているということでございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 せっかく2つ、この施設が有効に利用されるためには、そういったものを構築しておかないと、要するに市民の皆さんが不便を感じるわけですからね。

それともう1点、少なくとも約22万冊あるわけですが、新庄図書館の12万6,000冊、當麻の9万6,000冊に対して、保有面積というか、余裕はあるんですか。現在、蔵書を多分、更新されてると思うんですが、面積的に毎年毎年購入をしてますよね。これは入れかえで要するに廃棄しているから、1,000万円分買って、それを置けるスペースはありますと言うのか、いやいや、もうスペース上、市民の皆さんには大変迷惑かけてるんですわと言うのか、この実情はどうなんですか。

赤井委員長 館長。

伏見図書館長 実情につきましては、新庄図書館の方はまだ若干の余裕がございますけれども、當麻図書館につきましては、今でちょうど満杯状態ということになっております。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 これで終わりますが、少なくともこの図書館に関して、私、非常に関心を持っているのは、やはり自治体の、どう言いますかね、市民の方たちの知識を得るための大事な施設だと思っていますし、ましてやこれだけの市民の方が利用をしている図書館というのは、非常に市民の皆さんにとって、みずからの啓発、要するに、自分が本によって何らかの知識を得ようとか、豊かな心を持とうとか、そういった醸成の施設だと私は思うんです。

昔から、蔵書の数によって、その地域の文化度といいますかね、が違うというぐらい。これは3つあったと思うんです。1つは水洗化率、もう一つは図書館の蔵書率、蔵書の数、利用者数。これ、前からずっと、図書館の実態というのをお聞きしているんですが、非常に活発に蔵書もふやしていっておられるだろうし、多分、入れかえもされている。ましてやカウンター業務、それから検索業務も、そこそこのシステムになっているということだろうと思います。私も何回か言っているんですが、文化度の高さを知らしめるために、ぜひともこれからも市民の皆さんにこういったことの提供をしていただきたいと思います。

それともう一つは、やはりもう少し利用者が利用できるような工夫といいますか、私もアイデアを持っていますが、多分、担当者にとっても、それだけの利用者数に関するサービスの提供をもっとグレードアップするような施策も考案していただきたいと思いますので、要望して終わりたいと思います。

赤井委員長 辻村委員。

辻村委員 それでは、私からの質疑なんですけども、先ほど一番初めに溝口委員がお聞きされた武道の必修化についてお伺いさせていただきたいんですが、先ほどの答弁では、受け身を教え

ていくということなんですけども、年間13時間ほどの武道の時間、柔道の時間になるんですが、受け身ばかり13時間というのもどうかと思うんです。そこで、大体、1年生、2年生に武道の教育をされると思うんですけれども、1年生、2年生は少人数学級を編制されるようになると思うので、30名ぐらいの人数になると思うんです。その30名を1人の先生が受け持って柔道を指導されるというのは、危険性を伴う柔道に関しては無理があるかなというふうに感じております。

そこで、補助の有段者の方とか、補助の指導員を入れていただくとか、そういうことはお考えではないかということをお聞きしたいんですが。

赤井委員長 教育長。

大西教育長 私どもとしましては、先ほどからのご質問で、今、辻村委員からも重ねてまた武道のことについてご質問いただきました。当然、私どもとしましては、事故があってはならないということでの体育指導になりますので、去年の秋の学校訪問の際にも体育の様子を見させていただきました。当然、そのときは柔道を視察といいますか、参加させていただきました。この指導を見ますと、整然といいますか、体育の柔道ということについて、細心の注意を払いながら体育の教員が指導している姿を見まして、一安心したというのも正直なところでございます。

今、ご懸念の点はあろうかと思えますけれども、今のところ、学校長の指導、体育教員の協力のもと、受け身をいうて、受け身を全てするわけじゃありませんので、受け身ということをやりを十分やりながら、寝わざ、かけわざということをやると。

指導でいきましたら、一斉にすることが危ない。危険ですので、目が届きにくいということですので、これにつきましては、かけわざ等々につきましては、教師の目の届く、そういう授業を充実させながら、今のところは臨んでまいりたい。ご質問の補助の者が補うということにつきましては、今のところはちょっと検討していないというところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 辻村委員。

辻村委員 ありがとうございます。

今までは多分、見学に行かれたときは、男子の柔道の授業だと思うんですけれども、女子の方も柔道をされるようになるかと思うんですね。そしたらやはり、指導者、1人の先生だけではなく、今現在は1人の先生が柔道を指導されていると思うんですけれども、平成24年度からは女子も柔道を受けるようになるので、やはり先生方にも不安というものがついてくるかと思うんです。

そこで、先生方に、こういった柔道の指導に関する研修等、講習等は行っておられるかどうかお聞かせください。

赤井委員長 教育長。

大西教育長 実際のところ、県下におきましては、柔道を取り入れる学校が非常に少ないということを実際聞いております。その中であっても、県はもう既にこの3学期、白鳳中学校で県内の柔道を取り入れる学校の先生方を集めて研修もしておるというところでございます。

今後、私どもとしましては、県のそういう研修の機会等々でまた改善されると思いますから、体育教員の派遣、研修を積みながら、ご指摘いただきましたように、新年度の実施に当たりましては、また学校長と連携、連絡をとりながら、柔道指導のあり方等々の確認もしながら、事故が絶対ないということを記して連携してまいりたいと思います。

赤井委員長 辻村委員。

辻村委員 ありがとうございます。ちなみに、全国の公立中学校で柔道を選択されているのは、もう6割以上というふうにお聞きしているので、奈良県では少ないということですが、柔道は危険が及ぶ武道の1つになりますので、本当に注意して、いろいろとご指導の方もよろしくをお願いします。

続いてよろしいでしょうか。

赤井委員長 はい。

辻村委員 すいません。それでは、101ページの3目、スクールカウンセラー事業費についてお伺いしたいと思います。

このスクールカウンセラー事業費は、従来もかなり力を入れて実施していただいている事業なんですけども、このスクールカウンセラー事業の内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

赤井委員長 課長。

井上学校教育課主幹 学校教育課の井上でございます。

そこに出ておりますスクールカウンセラーと申しますのは、白鳳中学校、當麻校区の方に県からのスクールカウンセラーが配置をされておられませんので、そのかわりといたしまして、石田陽彦先生をお願いいたしまして、カウンセリングを、中学生だけではなく、當麻地区の小学生も含めてお願いするというところでスタートしたものでございます。

ただし、現状お聞かせいただきますと、新庄地区の方からも、随分こちらに相談に来られておるようで。と申しますのが、新庄中学校の県から配置されるカウンセラーの時間数が少のうございますので、そういったことも踏まえまして、石田先生に新庄地区、當麻地区、両地区の子どもたちについてカウンセリングを行っていただいているというところでございます。

赤井委員長 辻村委員。

辻村委員 ありがとうございます。石田陽彦先生は、白鳳中学校の方でスクールカウンセラーを担当していただいておりますが、葛城市内の不登校の児童生徒を対象に、今はスクールカウンセリングをしていただいていると思うんですけども、予算案の概要の28ページには、スクールカウンセラー事業の中に、軽度発達障がいの子どものキャンプというふうに記載されてます。このキャンプというのは、いつどういうふうに行っておられるかというのは把握していただいていますでしょうか。

赤井委員長 主幹。

井上学校教育課主幹 この軽度発達障がいの子どもたちを集めてのキャンプと申しますのは、夏休みの後半の時期に、曾爾国立少年自然の家の方に、その該当児と保護者、できればご両親と

ご参加いただきまして、その際に石田先生、あるいはふたかみ教室関係の先生方、また、指導員という形で大学院生の方にお手伝いいただきながら、子どもたちにふだんの学校生活ではなかなか経験ができない自然の中での体験をさせてあげることによって、軽度発達障がい
の改善と申しますか、子どもたちの心に大きな発達を促すというものと、それから、保護者
さん同士を集めていただきまして、保護者さん同士のきずなを深めていただく、互いの悩み
や不安を持ち寄りながら、それを交流することでよりよい方向を見出していくという取り組
みでございます。泊を伴って実施をしていただいております。

赤井委員長 辻村委員。

辻村委員 ご説明ありがとうございます。この軽度発達障がい児童というのは、本当に最近増加し
てきているものなので、昨日も民生費の方でお伺いしようかなとは思っていたんですけど
も、子育て福祉の方ともいろいろと連携をとりながら、発達障がい児童に関しての支援をし
ていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

続いてよろしいでしょうか。

赤井委員長 はい。

辻村委員 すいません。それでは、このスクールカウンセラー事業、石田陽彦先生の関連にもなる
かと思うんですけども、子ども・若者育成支援事業についてお伺いしたいと思います。

予算書で言いますと、108ページ、社会教育費の1目社会教育総務費の7節、賃金なんで
すが、これの詳細をお聞かせください。

赤井委員長 課長。

吉村生涯学習課長 生涯学習課の吉村です。よろしくお伺いしたいと思います。

ただいま、辻村委員からお尋ねの賃金の内訳でございますねんけど、臨床心理士さん、並
びに指導員の賃金でございまして、臨床心理士さんに係る分につきましては、560万4,480円、
それと指導員に対します賃金といたしまして、174万7,200円、合わせて777万5,000円の予算
計上をさせていただいているわけでございます。

以上です。

赤井委員長 辻村委員。

辻村委員 ありがとうございます。そうしましたら、先日、本議会の方で、阿古議員が一般質問さ
れたときのご答弁にもありましたように、1人の臨床心理士の方で、この事業を進めていく
というふうにお伺いしているんですけども、サポートルームの相談日というのは、以前と
は変わらず、平成24年度も4日間で進めていかれるのかどうかお教えてください。

赤井委員長 課長。

吉村生涯学習課長 生涯学習課の吉村です。よろしく申し上げます。

辻村委員の質問にお答えいたします。

ただいまお尋ねのとおり、平成24年3月までは、臨床心理士さん、週4日間、別々の臨床
心理士さんで対応させていただいたわけでございますが、4月以降につきましては、毎週月
曜日と木、金、土の週4日間、同じ臨床心理士さんで対応させていただく予定でございます。
以上でございます。

赤井委員長 辻村委員。

辻村委員 ありがとうございます。1人の臨床心理士さんの方が、相談者にとっては本当に安心してきて、相談できるというふうに私も思うので、それですばしくをお願いします。

また、この事業なんですけども、やはりこの相談場所というものを一日も早く設置していただくのはかなり難しいかと思うんですけども、場所をサポートルーム1つだけではなくて、いろんな活動もできるような場所、子ども・若者支援センターというものをつくっていただきたいんですが、なかなか難しいというふうに毎回ご答弁いただいているんですけども、そこでちょっと市長、一言。やはり市長の施政方針の中にもありますように、子どもの育成にはかなりの力を入れていただいていると思うので、その辺について、市長からご答弁いただきたいと思います。

赤井委員長 市長。

山下市長 去年の中ごろから補正を組ませていただいて、週4回の相談、また、平成24年度からは、その週4回の相談を同一の臨床心理士に受けていただくということで、かなり進歩させていただいたと思います。

また、電話の相談を受けるだけではなく、個別に相談も受けなければならないということで、當麻文化会館の3階を確保させていただいて、そちらの方で相談を受けさせていただいております。これで十分かと言われれば、そうではないのかもしれませんが。今後、相談件数の推移も見守りながら、またこちらの受け入れの体制をどうしていくべきであるのか考えていかなければならないというふうに思っております。

子育て福祉課の方の話でもあったように、いろいろと健診を受けに来た人のうちの約1割の人が軽度発達障がい疑いのある人という形で相談をさせていただくことがあるわけですね。全部が全部というわけではございませんけれども、そういうお母さん方の心理的なサポートも考えていかなければならないというのも承知しております。しかしながら、現状の財政的な部分もありまして、とりあえず今の状況で済ませていただき、適当な場所や係る費用を含めて、国の補助金の確保であったり、そういうものを一生懸命探しながら、できるだけ皆さんの期待にこたえられるように努力をしていきたいというふうに思っております。

赤井委員長 辻村委員。

辻村委員 ありがとうございます。この事業は、生涯学習課の方で担当していただいている中で、いつもおっしゃっていたのは、15歳以上というふうにもおっしゃっていたんですが、今、市長の方からのご答弁の中に、小さい子どもから若者までの相談事業として、この事業に取り組んでいきたいという形を言っていたので、本当に今後そういうふうな形で、先ほども申し上げたように、軽度発達障がい、それから不登校、非行、いろんな面の教育相談の窓口になれるような事業として進めていただきたいと思いますので、これからはどうかよろしくお願いします。

以上で終わります。

赤井委員長 ほかに。

中川委員。

中川委員 すいません。本来ならば、溝口委員の質問に対しての関連になるところでしたんですが、115ページ、図書館費について、ちょっと答弁の中にも、私、疑問に思う部分があったんですけど、現年度、平成23年度の備品購入費、図書購入費はたしか計上されておらなかったと思うんです。今年が、新年度が図書購入費1,000万円、これだけの購入費を見ていただいたら、相当なものが買えると思いますが、この1,000万円の購入費の図書の配置場所の割り振りについてお聞きしたいです。金額的な割り振りからお願いします。

赤井委員長 館長。

伏見図書館長 図書館の伏見です。

配置場所ということですねんけれども、新庄図書館の方につきましては、3,100冊購入予定といたしております。それから、當麻図書館の方につきましては、2,200冊を予定しております。中の本の種類によって、配置することについては、もう既に大体の場所は決まっておりますので、そちらで一応するという事です。

(「金額。割り振りの」の声あり)

伏見図書館長 金額、すいません。金額につきましては、新庄図書館の3,100冊が511万5,000円、それから、當麻図書館の方につきましては、2,200冊で363万円でございます。あと、残りにつきましては、雑誌購入ということで、新庄図書館につきましては76万8,000円、當麻図書館につきましては66万円の割り振りをいたしております。

以上です。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 すいません。備品購入費って、会計上、固定資産計上分ですね。消耗品ですか。消耗品であれば、節、前戻りますけどね。需用費の中の消耗品費ですよ。この備品購入費に挙げておられる図書購入費の、図書に該当するものの定義って何ですか。雑誌までここに入れるんですか。雑誌の範囲を教えてください。これ、変な執行の仕方やってしまったら、予算執行の大原則、崩れますよ。今の答弁のあり方だったら。雑誌っているんなもんですよ。週刊誌、そんなんまでここで、備品購入費ですか。これちょっと教えてください。

ちょっと委員長、すいません。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 今、館長の方から答えてもらったんですけど、答え、館長の方から出ますよね。割り振りますか、教育部長、この割り振りされたん違いますよね。

赤井委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後3時49分

再 開 午後4時00分

赤井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

館長。

伏見図書館長 図書館の伏見でございます。

先ほど中川委員のご質問の答弁に当たりまして、私、備品の図書購入費の金額の訂正をさせていただきますと思います。新庄図書館が購入費600万円、當麻図書館の方は400万円でご

ざいます。この中には学術専門書なども含まれております。

以上です。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 でしょうね。そうじゃないと、トラウマじゃないけど、1,000円単位までおっしゃったら、足したら1,000万円にならんのもわかりますよ。そしたら差額なんですかと。そこで雑誌とおっしゃったので雑誌は固定資産かと。言葉で備品購入ということは固定資産でしょうと。固定資産に該当する雑誌なんですかと聞かなこと起こるでしょう。だから、聞いたんです。目的は、どれぐらいの比率で買われるのか、お聞きしたかったんです。この分類も聞きたいですけど、結構です。

そこで、収納スペースの問題です。先ほど當麻図書館に収納スペースは満杯状態という言葉ありましたよね。ここで追加で2,200冊を購入した場合、その収納スペースは確保できておるんですか。

赤井委員長 館長。

伏見図書館長 確保はさせていただいております。満杯と言いましたけれども、もうしばらくはいけるといってございます。

赤井委員長 図書館長補佐。

米田図書館長補佐 すいません、當麻図書館の米田といいます。よろしく申し上げます。

確かに當麻図書館も今、満杯状態で、2階の書庫にはブックトラックというのを置いて本を置いているんですけども、例えば先ほどの質問にもあったように、ダブルカウントで例えば絵本とかでしたら2冊、3冊ある分については、今、ちょっと新庄の方に収納スペース、こちらを1冊にして新庄の方で2冊とかというふうに新庄の方で収納してもらうように今してもらっています。新庄の方の書庫とかにお願いしておる次第でございます。ちょっといっぱいなんで、これから収納スペースをどうするかを考えなければならないと思っております。

以上です。

赤井委員長 教育長。

大西教育長 実情は今、館長補佐の方からご答弁させていただきました。確かに余裕があるわけでは決してございません。ただ、新刊も今年、購入予定しておりますので、今言いましたように両図書館のスペース、これも有効に使いながら、購入した図書が市民に円滑に図書貸し出しできるような、そういう状況はこれをつくってまいりたいと思っております。もちろん、除籍ということもございますので、本の入れかえということがございますので、それを非常にうまく進めながら、市民には迷惑かけないような閲覧スペースを有効に使ってまいりたいと思っております。

以上です。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。

そこで、もう一つだけお聞きしたいです。今、教育長おっしゃった言葉の中にありますが、除籍冊数、これについても平成24年3月の20日越してますので平成23年度中に除籍すべき、

また今までにした分、この冊数って大体100冊単位でもあればつかんでおられますか。

赤井委員長 館長。

伏見図書館長 除籍につきましては1,200冊です。両館合わせまして1,200冊と。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 1,200冊が蔵書の数からいったら多いのか少ないのかは知らないんですが、除籍基準ってありますよね。これ、ちょっと教えてもらえますか。

赤井委員長 館長。

伏見図書館長 除籍基準といたしまして、古くなり過ぎて破損とか汚損がひどいもの、とても使用には耐えないようなものは除籍ということになります。また、内容が時代に合わなくなったものや利用価値の低いものなど、一般的に図書資料としての使命が終わったものなどにつきましては除籍という措置でさせてもらってます。

以上です。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。これを聞くのは、前にも私、このような関連の質問したと思うんですけど、葛城フェスタのときに古本市ってやるんですかね。このときに比較的新しい除籍本があったように聞くんですよ。それが今おっしゃった言葉の中に合致しているものか。一般の方が見て、こんなまさか出てくる本じゃないと、もったいないことすんのやなど言いながらも喜んで持って帰られるというような除籍が、この今おっしゃる条件に該当しないと思うんですけど、そういう事実はありましたか。

赤井委員長 図書館長補佐。

米田図書館長補佐 中川委員の質問ですが、寄贈されたものは結構新しくて、新庄とか當麻、両館にある場合でしたら、その寄贈された本をこっちのバーコードとかを入れかえて、うちの古い本をリサイクルのシールを張って出すんです。どうしても、これが随分使われるものでしたら、こちらへ置いておくんですけど、使用頻度の低いものでしたら、うちの本とかを結構新しいものでもブックリサイクルに出しますので、決してうちの新しい本を出しているわけではありません。寄贈された本も、その中には含まれておりますので。

以上です。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 今の答弁を聞いておって、こういうことをおっしゃる方がおられること自体、役所がやっていることに対する批判の1つになりますよね。そういう感じがあったときは、今、補佐がおっしゃったような理由、これを言って、こうこうで新しいんですが、出しているんですけど、皆さんに使っていただく、図書館では役目を終えたんじゃないなくて、2冊、3冊、重複しますので市民の方に利用していただいたらということのリサイクル、本来のブックリサイクルをやっておりますという一言があれば、こういうことを聞かないと思うんですよ。これからいろいろ図書館については、書籍の購入についてのいろいろなリクエストもあると思うんですけど、しっかりとした図書館業務、よろしくお願ひしたいと思います。

これで終わります。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 先ほど辻村委員が質疑をされたスクールカウンセラー事業について少し教育長にご答弁をいただくようなことになろうかと思うので、先に質問をさせていただきます。1点だけでございます。

まず、予算書の概要の12ページでは相談体制の拡充ということで、先ほど来、辻村委員がこの事業について経費も含めて質疑をされましたが、白鳳中学で今実施をしているところが、新庄地域で以前から同じようなスクールカウンセラー事業を県の経費で進めておりましたが、平成23年度、平成22年度も含めて、これが縮減をされていくという中で、この概要説明では相談場所を新庄地域にも設けるといことでカウンセリングの充実を図ってまいりたい、こういうような概要説明がありました。

そこで1つお聞きしたいのは、ちょうど平成22年度事業分ということで評価シートをいただいている中で事業の問題点並びに学識経験者の意見ということで、相談を受けるまでの時間がかかり過ぎていると思われまます。相談件数が多ければ、対応する人員を確保し、子どもの悩みを聞く体制づくりが必要である。現状、白鳳中学、いわゆる當麻地域では年間最大400時間、それがこの予算措置をされているんですね。それに比べて、新庄地域の中学校のいわゆる県の教育委員会から配置される持ち時間が縮減されて、平成22年度では122時間、400時間に対して122時間しかないので両校で大きな差異が生じている。それで、場所は新庄地域にも設けましょうと、こういう話になって拡充措置をいたしました、こういうことになっているんですが、そこで、ページ数でいきますと、小学校並びに中学校費の中で要保護、準要保護の、いわゆる経済的な措置はここにさせていただいています。それはそれとして、リーマンショック以来、準要保護なり要保護の人数の経過、それをまずお答えいただきたい、このように思います。

赤井委員長 課長。

三宅学校教育課長 学校教育課の三宅と申します。ただいま朝岡委員の質問に関して、お答えいたします。

準要保護でございますけれども、手元でございますのは平成18年度からでございますが、平成18年度から平成21年度までは中学校の場合は大体90名前後を推移しておりまして、1名ないし2名の増加でございました。ところが、平成22年、いわゆるリーマンショックとおっしゃる前後ぐらいから20名、あるいは多いときでしたら平成22年度でしたら112名、それから平成23年度でしたら122名というように、91名前後でしたところがそういうふうが増えております。同様に小学校では、平成18年度、平成19年度、176名前後でございましたが、平成22年度には222名、平成23年度には234名というように急に増えております。そのような現状でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 これでいきますと、今おっしゃられた小学校の要保護並びに準要保護の人数の推移をしますと、平成21年当初では176人が……。

(発言する者あり)

赤井委員長 課長。

三宅学校教育課長 もう一度ご説明いたします。小学校は平成18年度が158名、それから平成19年度が176名、平成20年度が175名、平成21年度が207名、平成22年度が222名、平成23年度が234名という結果でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 ありがとうございます。平成20年度から平成23年度、この約4年間で234名に増加をして、175名ですから59名増えているということが今お示しをいただいた。あわせて、中学校の方では、いわゆるリーマンショック以前では91名のところが平成23年度では122名ですよ。

(「はい」の声あり)

朝岡委員 31名、中学校で増えていると。今回、予算措置していただいている、この概要説明書でいくと、さらに中学校では措置をしていただいている人数とすると133名分と、こういうところに、既にここでさらに増えているんですね。小学校では257名ですね。ですから、さらに本年度で20名程度、この準要保護並びに要保護の数が増えるだろうと。当然、これは経済的な措置については、さまざま手厚く援助費を出していただいています、スクールカウンセラー事業のまず目的でいいますと、児童・生徒のさまざまな問題。これは学校生活上の問題ということのアドバイスを1つの事業の目的とアドバイスというか、そういった改善や、そういうカウンセリングを行うことでの解決を図るといふ、こういうような事業内容のまず目的を示していただいて、先ほど私がちょっと申し上げましたように、平成22年度で意見としては相談を受ける時間がかかり過ぎている、子どもの悩みを聞く体制づくりが必要である、こういう評価をしていただいています。

そこで、これだけ、要は先ほど言いました50人もしくは二十数名増えているという中で、場所を設けるのは今回やっていただきました。しかしながら、体制づくりをする中で1名の、もしくは県の今縮減をしていく中で、やはり葛城市として、これは葛城市だけがそうなっているわけじゃないと思いますが、全国的なこういった経済的な不況等の理由で、そういうような子どもたちの心のケアということに対して、これは増員と申しますか、この体制づくりをもう一度根本的に見直す必要があるんじゃないかと、このように私は思いますけれども、ここで教育長のご見解をお聞きしたい、このように思います。

赤井委員長 教育長。

大西教育長 今、朝岡委員からご指摘いただいている件でございます。私どもにつきましても、ここ1、2年、いろいろなところで背景を持っている、いろいろな思いを持ってきている子どもたち、いろいろな荷物を背負わされている子どもたち、こういう子どもたち、たくさん増えているのが現状でございます。経済的なもので非常に子どもたちにまで大きな影響を及ぼしている。また、家庭的な問題で子どもがいろいろストレスを抱えている。さらには保護者の中にもいろいろな状況でストレスを抱えている。ですから、ただ単に子どもだけじゃなくて、保護者へのそういうカウンセラー的な、こういうものの現状が増えているというのも出てございます。今回、今まで白鳳中学校で石田先生にお願いしたカウンセリング、これは新庄中

学校の方でも時間を設定して、同じように、できたら週1回、お二人のカウンセラーの先生で両中学校区を中心に、小学校も含めた、そういう相談業務に当たっていただこうと、こうしたところがございます。

どうしても、先ほど課長が言いましたように、新庄地区の中学校の子どもたちも白鳳中学校、あるいはふたかみ教室の方で、あるいはそれ以外のところでの相談です。この行き来の問題が時間ロスがありますので。さらには子どもだけじゃなくて担任の方も非常に悩むところが出てきてますので、これは児童・生徒だけじゃなくて、担任のスクールカウンセラーも当然カウンセラーの先生にお願いする機会が増えております。また、小学校、幼稚園にも、ご存じのように巡回臨床心理士さんを配置させていただいてます。この心理士さんも含めまして、今のところは3名体制ということでございます。先ほどの子ども・若者支援事業でも、これは本来は子ども・若者という零歳から30歳代ということでございますけれども、ここには就学適齢期の子どもたちの相談も当然受けていく話になりますので、そういう面では充実してくるかなと思います。

ご指摘のように、今後、いろいろな状況で、そういう厳しい状況の中であえぎながら学校生活を送る子どもたち、日々の生活を送る子どもたち、そういう子どもたちが増えてくる傾向にあるかと思えます。これは先々、今の体制でいいのかどうか、これは検討を要する時期が参ってくるのかなと思っておりますけれども、来年度につきましては、今のやりくりの部分で融通を図ってまいりたいというのが現状でございます。

以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 教育長のご所見をいただきました。ありがとうございます。

葛城市だけがこういう状況になっているのではなくて、全国的にも、また奈良県下においても同じような推移で、今のような諸問題を現場としては持ち備えているといえますか、そういった中で、この評価シートにありますように、事業の問題点の中にまず一番最初に書いておられるのは、そういう現場の状況の中でありながら県の教育委員会は実施時間を少なくしていつているということは、これは現場の方からしっかりと県の教育委員会に。旗振るだけで、あとは事業がある程度進んできたら、当該市町村、あんたどこで勝手にやれ、こういうのがやはり、これは言葉は悪いですけど、こういうのがやっぱり往々にして今までの事業の中ではあったと思うんで、これは葛城市だけではなくて、今こういう状態なんですよということをぜひ県の教育委員会の方にも働きかけていただいて、今、教育長が申されましたように、まずは今年度については場所を拡充して相談体制を充実していただきましたけれども、今後、この状況を見据えながら、よりよい環境整備をお願いしたい、このように思います。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 引き続いて質疑を行いたいと思います。朝岡委員が質問をしていただいた就学援助について関連質問をしておきたい、このように思います。

今年の予算を見ますと、小学校では1,656万円ですか、前年比118%で、中学校は

1,359万円ですか、ちょっと確認をしていただきたいと思います。そうですね。小学校では128.9%。こういうことで、先ほど来議論されているように、やはりリーマンショック後から急激に増加をしているということでもあります。そんな中で、この就学援助の果たす役割というのは、これはどんな状況にあれ、子どもの教育に対して、国や地方自治体は責任を持って基礎的な学力をきちっと身につけさせる、健全な体力、精神を育成をしていくということでやってきているわけで非常に大切な制度であります。これは市町村が実施した経費の2分の1は国が助成をいただいているということで、私どもがこれらの制度を、本当に現下の厳しい経済情勢、あるいは雇用情勢、さらには家庭的な状況等々、本当に1つのセーフティネットとして働いているわけで、これらが本当に制度としてフルに稼働して、1人のこぼれも出さない、というふうにしなきゃならないと思います。

そこでお伺いしておきたいと思います。簡単なことでもあります。初歩的なことを聞いてまいります。対象者、いわゆる適用の基準ですね。この基準をどのように設定され、どのような手続の方法によって、この制度を活用しようとしてされているか、あるいは決定された場合の支給方法、さらに、最後ですが、支給項目について具体的にお伺いをしたい、このように思います。

赤井委員長 補佐。

吉井学校教育課長補佐 学校教育課の吉井と申します。よろしくお願いします。

まず、今の質問のお答えですけれども、支給対象者におきましては、市民税、税の非課税世帯及び児童扶養手当受給者が対象者になっております。申請におきましては、学校の方に申請書を提出しまして、そちらの方から教育委員会の方に書類が参りまして、そこで審査をしまして認定・不認定を判断します。

次に、支給方法ですけれども、年3回、8月・12月・3月の3回の支給をしております。

最後に、支給項目ですけれども、主に学校給食費、あと学用品費、また郊外活動費、小学校6年生、中学校3年生におきましては修学旅行費などが主な支給項目となっております。

以上です。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 適用の基準でありますけれども、これはこれまでも答弁されてきた従来の基準を適用されていると。市民税非課税世帯、あるいは児童扶養手当の受給世帯、いわゆる公的扶助を受けている人、こういうことでいいんですね。

私は、これらのことは当然のことだと思うんですね。今、全国で、それこそリーマンショック以来、あるいは小泉さんの構造改革以来、それこそ働いていた層が一遍に雇用を打ち切られ、本当に住まいも失い、公園で寝泊まりしなきゃならないというような状況にまでなった。これは立派なホワイトカラーの人までそういうことになってきたという中で、本当にいつ、だれがそういう状況になるかわからないという状況になってきている中で、やはり私はもっともっと受け皿を大きくして、この制度の趣旨を活かしていくべきではないのか、このように考えるわけであります。

何回もご紹介をしていますけれども、生活保護基準、これは1つの基準になるんですね。

これはいわゆる最低限度の基準であります。その基準を1つの基準として、先進地では1.4倍の収入を基準にして具体的、それは非課税も具体的ですし、児童扶養手当を受けている人も具体的であるけれども、収入という点で、これは最も、これは人が生活をしていく上で一番基礎になるわけですから、やはり収入基準をちゃんとはっきりして明らかにしていく、このことが私は必要ではないのかと思うわけであります。もちろん、収入を認定するためには、いろいろ手続が要するという事は承知をしていますけれども、この点いかがお考えか、再答弁を求めたい。

それから、支給内容でありますけれども、もう一度お伺いをしたいと思います。学用品は当然ですね。体育実技用具、クラブ活動費、生徒会会費、PTA会費。医療費はもちろんですね。このクラブ活動費や生徒会費やPTA会費は、この支出の費目、内容になっていきますか。あわせてお答えいただきたいと思います。

赤井委員長 主幹。

井上学校教育課主幹 学校教育課の井上でございます。

先に支給内容のところにつきましては、クラブ活動費、それからPTA会費、生徒会費等は、これは対象と現在はなっておりません。学用品費等は対象となっております。

さきのお尋ねの収入基準をはっきりさせて、さらに受け皿を大きくしてはどうかというご質問でございます。厳しい経済情勢の中、子どもたちの就学を安心してできるようにというのは、我々も当然そのように考えておるところですが、大変大きな問題でございます。少しの基準を変えることによって、それがどのようにまた大きな額になるかというあたりも十分に検討する必要があると思っておりますので、今ご質問いただきました点を踏まえまして、また考えさせていただきたいと思います。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 何度も議論をしてきているわけでありましてけれども、考える、検討するという形で、いつも新年度の予算を楽しみにしてきたけれども、やはりがっかりをせないかん、こういう状況になっているんですね。近くでは三重県の松阪市では1.4倍、あるいは新潟市は1.3倍という形で収入の基準を設けて実施をしております。

私は、生活保護費を見ても、奈良県下で本当に珍しいぐらい扶助費が低いわけですね。これはこれとして、やはりいいことだと思います。他の市町村からしたら、こういう扶助費が非常に低くて済んでいる。そういうことであるならば、私は本当に子どもたちの教育、保育のことですから、ここへやはりきっちりとした施策、予算をつぎ込んでいくべきだと。これは奈良県下で実際、この就学援助費が葛城市がどの程度の位置にあるか、これまた私も調査をしてみます。十分に財源的に、財政的に問題はない、このように思います。ぜひ改めて検討していただきたい。

それから、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費ですね。これはご承知のように、平成22年でしたかね、新たにクラブ活動費や生徒会費等が支給項目に加わりました。やはりこういう支給項目もいち早く取り入れてもらって支給していただきたい。この費目についても国の補助の対象になるわけですから、ぜひ入れていただきたい、このように思いますが、いかが

ですか。この点だけお聞きしておきたいと思います。

赤井委員長 主幹。

井上学校教育課主幹 まず、クラブ活動費という部分につきましては、葛城市の場合、中学校のクラブ活動に対して、かなり対外試合の旅費等々、手厚くさせていただいておるところでございます。保護者の負担はかなり少ないかなと思っておるんですけども、PTA会費につきましては、これはまたPTAさんとも相談をさせていただきながら考えさせていただきたいと思います。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 教育長がいないので責任ある答弁はできませんので、改めて意見を述べておきたい。平成23年度の就学援助の支給内容と年額について、一般的に公表されているものであります。クラブ活動費、小学校2,630円、中学校2万8,780円、生徒会費、小学校4,400円、中学校5,300円、PTA会費、小学校3,290円、中学校4,070円。この範囲で国は2分の1の助成をしていただく、こういうことだと思うわけです。ぜひ教育長にご相談をさせていただいて、どのように取り計らっていくか。少なくとも9月の決算のときには明確な回答をいただきたいということを述べて、この点は終わっておきたいと思います。

次、よろしいでしょうか。

赤井委員長 はい。

白石委員 質問をしようと思って、質問する機会を逸してしまったんです。それは公園まつりなんです。私は生涯学習の中に、てっきり公園まつりの費用が出ているものだと思っていました。といいますのは、教育に関する事務の点検及び評価報告書の中でも、これは平成23年の9月に私どもにいただいたもので、これは生涯学習係が事業シートとして、これ、総合評価でAということでされているわけで、こんなものが一体どこ行ったんだと。これ、だれがご答弁いただけるんでしょうか。どの費目になったんでしょうか。私、ちょっと見落としているんです。

赤井委員長 館長。

青木中央公民館長 公園まつりの補助金の件でございますが、予算項目としましては土木費の公園管理費の中で補助金ということで組まさせていただいております。

白石委員 何ページですか。

(「92ページ」の声あり)

赤井委員長 白石委員。

白石委員 これは青木館長にお尋ねすべきことなのかどうかわかりませんが、私も長年、公園まつりの運営にお手伝いにかかわってまいりました。これは教育委員会の所管、生涯学習課所管のやってきた本当に文化的な事業であるし、地域の人たちの連帯を深める、そういう事業として取り組んできたわけですが、その所管が変わって、その中身が変わることはないと思うんですが、どのような理由でこの費目が教育委員会から土木の方になっているのか、その理由についてお伺いをしたいと思います。

赤井委員長 部長。

中嶋教育部長 教育委員会の中嶋でございます。ただいまの白石委員のご質問でございますけれども、公園まつりの補助金につきまして従来と変わったということでございますけれども、私どもといたしましては、公園まつりの本来の、当初、ご存じかと思っておりますけれども、新庄町の時代に公園まつりが始まっておりまして、公園に来られる方を、公園まつりを通じてたくさん来ていただきたいということで公園まつりが始まっておりまして、公園まつりの事務局につきましては屋敷山公園の中の中央公民館の事務局の方で、それを担当しておったという経緯がございます。

それが合併後に生涯学習課の方で、これについて担当するようになったわけでございますけれども、私どもの考え方といたしまして、本来、公園まつりと申しますのは、公園で行っておるものがございますし、公園の管理を行っている課が、公園の来館者を増やすという意味でも、屋敷山公園の事務局と申しますか、中央公民館の方で担当することが望ましいのではないかと。本来の形に戻すという意味で、こういう形にさせていただきました。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 ちょっとよく理解できないんですけどね。それはいろいろ変遷することはあります。しかし、この教育委員会の事業評価シートを見てみれば、総合計画上の位置づけとして「やさしさ・生きがい～心豊かな人が育ち、誰もが生きがいをもって過ごすまちづくり～」、政策目標として「学校教育や生涯学習による心豊かな人づくり」、政策目標として「互いの人権を尊重し、思いやりのある心と健全な精神を育てる」、このような高い高い政策目標を持ってやっているんですね。それは公民館であったって経費が土木費の方で計上されていたとしても、この内容は変わらないと思うんですが、部長の答弁では、その理由が全く理解できません。

それから、もう一つお伺いをしたい。この間、公園まつりは5月の連休に文化協会や体協や各種団体、休みのときに時間を割いていただいて、また職員も総出でやってきた。2日間やってきたんですね。それが平成22年だったのでしょうか、1日になりました。このたび、聞くところによると日にちが変わったんですか。教えていただきたいと思います。

赤井委員長 部長。

中嶋教育部長 ただいまのご質問でございますけれども、日にちが変わったということではございません。例年5月の連休の時期ということで計画しておりましたけれども、その時期ということになりますと、公園まつりにお手伝いいただく方が、連休を、ほとんど準備ですとか、そういうことに費やしていただいて、公園まつりの時期に連休を消化することができないと申しますか、そういったことがございまして、4月29日が最初のお休みでございますけれども、そのときに今回はやらせていただいた方が、お手伝いいただく方についても都合がいいじゃないかということで、4月29日ということに実行委員会の方で決定していただきました。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 そしたら、それぞれの皆さんの都合がよければ5月の連休に実施をします。基本は5月の

連休なんだと、こういうことなんですか。それはもう変わっちゃったんですか。

赤井委員長 部長。

中嶋教育部長 ただいまのお話でございますけれども、基本、変えたということではございませんで、連休の時期に公園まつりを行うということは変わりはありませんけれども、今回につきましては、たまたま日程の関係で4月29日と決定させていただいたということでございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 いろいろ聞いてきたら、2日から1日になって、また日程が変わってきている。これはどういう目線で、どういう立場で、このおまつりのことを考えているかというのと、実行委員会、主催をする側から考えて日程の変更をやっているわけでしょう。私、これ、おかしい、違うか思います。何で5月の連休中に公園まつりをやるんだ。市民の皆さんが本当にこの一大イベントに参加できる、日ごろ会えない人たちとも公園まつりに行ったら会えるんだという、そういうところからですね。

お手伝いする人は、それは大変ですよ。私も何年もやりました。2日間とったら大変ですよ。しかし、いろいろな人とのふれあい。みずからが市民として行事に参加し、そして運営をする。そのことによって、より市民としての自覚を持ち、市政に関心を寄せていくんです。できるだけたくさんの人にしていただいて、公園まつりのよさ、葛城市のよさを知っていただく。皆さん、楽しみにしているんです。5月の連休になれば、子どもと一緒に公園まつりに行けば、本当に近くて安く済む、楽しい、こういうことなんですか。立場が違うんじゃないんですか。私はそういう見方をして、公園まつりのお手伝いに参加をしてきました。

それは大変ですよ。しかし、そこを皆さんに喜んでいただく。それこそ今言われている人と人のつながり、きずなを深めていくというね。また、こんなときに時間を割いてでも、まちの行事や実行委員会の行事に協力するんだ。こういうことがいろいろなときに本当に役立つわけじゃないんですか。私はそのように思ってやってきました。そして、そのことがちゃんと施策の目標に書かれているじゃないですか。こういう精神じゃないんですか。この点、予算特別委員会、議会の中で議論をされたということをお伝えをしていただきたい、そういう立場でね。公園まつりだけじゃないわけでしょう。いろいろな行事があるんです。やっているわけでしょう。ぜひお願いをしておきたい、このように思います。

まだいいですか。

赤井委員長 いいですよ。

白石委員 それから、103ページの18節の備品購入費、児童用図書購入費400万円、さらに中学校の方も同様に生徒用図書購入費150万円ですね、これら計上されています。昨年はどうだったのかな。あったのか、なかったのか、わかりませんが、この内容についてご説明をいただきたいと思います。

赤井委員長 主幹。

井上学校教育課主幹 学校教育課の井上でございます。

小学校及び中学校の図書購入費と申しますのは、当然のことながら図書館、図書室に配置をする図書でございます。例年計上させていただいておりますが、各学校40万円というのを

最低の基本の額としまして、そこに在籍児童数掛ける1,000円を足していきまして、若干、図書充足率等々勘案しまして数字は調整させていただいておりますが、40万円プラス1,000円掛ける児童・生徒数というのを基礎に、そこから若干の操作をしまして各学校に不公平のないように案分をさせていただいております。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 昨年、平成23年度はどうでしたか。

赤井委員長 主幹。

井上学校教育課主幹 前年度は、補助金の関係で繰り越し予算の方に挙げさせていただきました。

(発言する者あり)

井上学校教育課主幹 平成22年度の繰り越し予算の処理でございます。

赤井委員長 課長。

山本総務財政課長 ただいまの図書の件でございます。平成22年度に地域活性化事業、これは平成19年度から続いておりますけど、住民生活に光をそそぐ臨時交付金という形で平成22年度に交付があったわけでございますが、それを平成23年度に繰り越しさせていただいた、こういうことでございます。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 私の理解では、もちろん国は学校図書館の図書整備という形で、そういう交付金を制度を導入して一気に整備率を上げていこうということなんですけど、私自身は、この学校図書の経費については、これは基準財政需要額に算定されているという理解をしてきていたわけでありませぬけれども、それはそういうことではないんですか。

赤井委員長 課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。お説のとおりと我々も理解しております。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 確かに今、言われたように、この交付金が時限の交付金ですね。3年でしたかね、3年間で一挙に奈良県ではどのぐらいになるんでしょうかね。資料がどこ行ったか、ちょっとわかりませんが、達成率そのものは急激に上がってきているとは思いますが、その時期時期に国の施策として学校図書を充実していくということと、毎年毎年の地方交付税の中に、やはり財政措置をされているということですから、それを計画的な達成率というか、充足率にしていくために予算化をしていくべきではないかと思っております。

多分、本市の場合は、他の市町村の公立学校を超える水準にあると理解をしておりますけれども、昨年在籍児童数がゼロであった。今回もたくさん、400万円、150万円という形で措置をされているわけですね。これらは繰り越してきたということでの措置だということですね。はい、わかりました。

赤井委員長 ほかに。

白石委員。

白石委員 それでは、体育振興ということでお伺いしておきたいと思っております。ご承知のようにスポ

ーツ基本法が制定されました。そして、国は法律に基づいて、この推進計画の策定に入っています。本市ではどういう準備をされているのか、まずお伺いをしたい、このように思います。

赤井委員長 課長。

西川体育振興課長 今、白石委員おっしゃったように、国の施策の方ではスポーツに関する計画を立てるようになっております。これは努力義務ということでもありますので。

(発言する者あり)

西川体育振興課長 何か法律では努力義務であったと理解しております。努力義務といいましても、できるだけその方針に従って本市でも計画を立てて推進していきたいとは思っています。

また、今、新しく法律になりましたスポーツ推進法におきましては、総合スポーツクラブを振興して広域的な幅広い世代でスポーツを推進していきましょうというのが主な趣旨でありますので、本市としましても、総合スポーツクラブに向けて、総合的なスポーツの推進の計画を大きく推進できるような総合的計画を持って、これからも検討、準備していきたいと思っております。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 字づらを読めば、当然そのように努力義務でいいんだというご認識になるのはやむを得ないと思うんですけども、ご承知のように、これまでの振興法とは違って、この基本法の前文、あるいは基本理念の2条、ここではスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である、こういうことですね。これはどこから来ているかといいますと、憲法第13条、やはり幸福を追求する権利、これを前提に規定をされているわけであります。前の振興法は、この振興計画そのものがきちっとしたものができたかといったら、これ、本当に国の方自身もちゃんとしたものが私はできたとは記憶しておりません。ですから、地方では全く振興計画がつけられなかった。私は、国はこの3月、4月ぐらいをめどに推進計画を立てると思っています。もちろん、それを1つの土台にしてという話でありますけれども、本葛城市も、このスポーツ推進計画をきっちりにつくっていただきたいと思っています。地方公共団体の責務というのは、この基本理念に基づいてスポーツの施策を実行する、地方公共団体の責務であると、こういうふうに大前提のことが書いてあるんですよ。ですから、役割としては住民の皆さん自身がスポーツに本当に親しめる、そういう環境整備をすることが一番大事な役割だと、こういうふう思うんですね。

先ほど課長が言われたように、総合スポーツクラブ、総合地域スポーツクラブは、実際にこれは葛城市にはウェルネスに地域総合スポーツクラブと書いてありますけれども、実際にあのスポーツクラブが葛城市の市民が本当に目標にしているようなですね、大体地域スポーツにおいては、週1回以上、スポーツをする大人の割合を平成21年の45%から65%、3人に2人に上げるという、そういう目標、さらに週3回以上、運動する大人を24%から30%、3人に1人にする、こういう目標を実現をする。これが総合型地域スポーツクラブをつくる1つの基礎になっているわけです。

しかし、これはとても無理ですね。総合地域スポーツクラブそのものをどうするかという

ことを、まず考えていかなきゃならないと思いますし、何よりも市町村の責務であるこの役割を果たすとともに推進計画をやっぱりきっちりをつくって、その基盤整備をしていくということが必要だと思いますので、ぜひですね、国の推進計画ができれば、それを手元に持っていただいて葛城市の計画をつくっていただきたいということを求めていると思います。いかがでしょうか。

赤井委員長 課長。

西川体育振興課長 今、白石委員おっしゃったように、これから葛城市としての総合的なスポーツ推進のために検討して、実施できるように努力していきたいと思っております。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 はい。ありがとうございます。そしたら、最後になると思うんですが、教育長が帰ってきてからひとつやりたいと思いますが、副市長がいますので、副市長がいればいいと思いますので、101ページの18節の繰出金、学校給食特別会計繰出金、2億8,334万2,000円が計上されておりますが、この内容について、内訳について、まずお伺いをしたいと思います。

赤井委員長 教育部長。

中嶋教育部長 教育委員会の中嶋でございます。ただいまの白石委員のご質問でございますけれども、2億8,334万2,000円の内訳でございますけれども、学校給食特別会計予算の歳出の方の一般財源でございます。学校給食総合費の一般財源といたしまして8,570万6,000円、学校給食管理費といたしまして3,173万円、それから学校給食センター建設事業費といたしまして1億6,598万4,000円、以上合計が、多少、一般会計の方から学校給食の方に繰り入れていただく金額ということでございます。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 それでは、建設事業費に対する繰出金、1億6,598万円ですか、これの内訳について、どのような事業に、費目に充てられるのか、お伺いをしたいと思います。

赤井委員長 教育部長。

中嶋教育部長 ただいまのご質問でございます。内訳につきましては、実施設計等の委託料といたしまして3,350万円、公有財産購入費といたしまして用地購入費用でございますけれども、1億3,248万4,000円。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 用地の費用ですね、1億3,248万円余りを繰り出すということですね。これは場所は決定されているんですか。給食センターの建設予定地を買収しようとしているんでしょう。その場所はどこなんですか。

赤井委員長 部長。

中嶋教育部長 ただいまのご質問でございますけれども、用地の場所でございますけれども、開発公社の方で平成16年に取得しております大字寺口1666番1、あとほか2筆ございますけれども、その土地の購入費用でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 ということは、通称、いわゆるお城と言われる建物を解体をして、そこへ給食センターを建設する、こういうことですか。

赤井委員長 白石委員、悪いけど、これ、どこかに出てくるん違うかな。学校給食で細かいことは聞いてもらえますか。

白石委員 これ、一般会計から持ち出しするんやから。いや、どこ買うんやいうたら、その内容を聞かんかったらやな。ちゃんと返事してくれ。

赤井委員長 どうですか。

白石委員 いやいや、このままやりましょうよ。給食センター建てたらいかんと言ってないから。その土地を買うことに対して言うとするんやから。

赤井委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後5時10分

再 開 午後5時20分

赤井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

白石委員。

白石委員 引き続き質疑を行ってまいりたいと思います。

幼稚園、小・中学校にかかわることでもありますけれども、幼稚園、小・中学校の学期・休業日の変更ということで、この間、一般質問等で議論になりました。その以前には全員協議会でも教育委員会としての考え方を示しをしていただいたと記憶をしております。私は、このことについて、この決定についてどうのこうのということではありません。しかし、教育委員会の行政のあり方、手続の問題について若干教えていただきたい、そういう立場で聞きたいと思います。

我々議会は、この二元代表制の中で憲法93条だっただけだと思いますけれども、議事機関として議会を設置する、そして市長とあわせて議会議員、昔は教育委員も公選をされるということでありました。直接市民から選ばれるということでもあります。もちろん教育行政の中の教育委員会の役割というのはあると思うんですね。その点で教えていただきたい。この間の議論を聞いていると、教育委員会の決定前に、学校現場に対して詳細に休業日の変更等が通知されていると。こういうことは教育委員会として、意思決定機関として別に何ら問題のないことなのか、あるいは、いやいや、やっぱり手続上、問題があるのか、こういう点だけ教えていただきたい、このように思います。

赤井委員長 教育部長。

中嶋教育部長 教育委員会の中嶋でございます。ただいまの白石委員のご質問でございますけれども、教育委員会といたしましては学校側に示しました文書のことをおっしゃっていただいておりますけれども、あの文書につきましては、決定したということではなく、そういうふうに学校の方に考え方を示させていただいたという文書でございます。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 教育長もいないことですから教育部長にご答弁を求めるのは非常に心苦しいですけども、そういうことは教育委員会、いわゆる意思決定機関なんですよ、教育委員会というのは。同じなんですよ。意思決定機関として決定していない内容について学校現場に予定をして、それは予定でしょう。そういうことが、この予定を細かく指示した文書が出回るということが、それはもう認められることなんだと。これ、議会だったら大変ですよ、議会でしたら。議会でしたら、これは予算じゃないですけど、やはり事前に決議をする。条例、規則、これは予算との関係がありますけれども、議会の議決がなければ、そんな文書は出せないですよ。そこを聞いているんです。

教育委員会として、当然、我々は、この行政とは独立した自主的な機関であって、教育委員会そのものは教育行政についての意思決定機関だということは承知をしているけれども、やはり考え方として、我々は教育行政とは別に他の分野、市民生活にかかわる全ての分野について、市長から提案される諸政策、予算含めて、やはり議会で。もちろん権限というのは96条で制限列挙されています。全てそんな権限あるわけじゃありません。しかし、議会に提案されるものについては、議会の決定をもって初めて市民の意思だということになるんです。教育委員会もそういうことではないんですか。

赤井委員長 教育部長。

中嶋教育部長 ただいま白石委員が申されたように、意思決定機関ということでは教育委員会の方で決定させていただくということでございますけれども、ただいま申しましたように、先ほどの文書につきましては、学校長に確認をいたしておる文書でございます説明資料でございますので。

(発言する者あり)

赤井委員長 白石委員。

白石委員 誠実な方で、いろいろご答弁をされるけれども、私、これ以上言いません。開示された文書というのは、当然、これは市民の白日のもとになっているわけですから、その内容をここでまた言うわけにいかんでしょう。

この程度に置いておきますけれども、教育委員会としての意思決定機関を尊重した事務の手續、これをやっていただくということがね、私は全然仕事も権限も違うわけですからあれですけども、一連の議論を聞いていて、やはり疑問に思った点であります。私は教育委員会が本当に子どもたちの成長、健康な成長を願って、そのことをしっかりと考えた上で決定されたことだとは思いますが、そういう決定の過程をやはりちゃんとしていただかなければ、ちゃんとした議論をした上での意思決定だったのかということが疑われるわけですから、そういうことはやっぱりきっちりしていただきたい。結論先にありきで、こんな進めてきたわけじゃないでしょう。そうでしょう。そうですね。もうええ。そういうことです。

以上です。

赤井委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようですので、まず、8款教育費の質疑を終結いたします。

ここで7款消防費の説明を求めます。部長。

河合総務部長 それでは、消防費の説明をさせていただきたいと思います。

事項別明細書につきましては94ページでございます。常備消防費でございます。4億641万円でございます。職員45人の人件費と常備消防に要する経費を計上いたしておるところでございます。

次に、96ページでございます。非常備消防費でございます。3,202万2,000円を計上いたしております。非常備消防に要する経費で主なものは消防団員の報酬となっておりますところでございます。

次に、97ページでございます。消防施設費でございます。508万円を計上いたしております。消火栓の新設、改修等に係る予算でございます。

次に、災害対策費でございます。816万8,000円でございます。災害対策に要する経費でございます。今年度新たに備品購入費では衛星電話の購入、また負担金では東日本大震災の被災地への派遣のための予算を計上いたしておるところでございます。

以上で、7款消防費の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

赤井委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、引き続き質疑を行わせていただきます。これはいつも質疑をしている内容で、既にご理解をさせていただいて、ご答弁も準備をさせていただいていると、このように思います。

97ページの3節消防施設費ですね。委託料として410万円が計上されております。さらに次ページの19節負担金補助及び交付金という形で消防施設整備事業補助金98万円が計上をされております。これらの事業の内容について、さらに財源の内訳についてお伺いをしておきたい、このように思います。

とりあえずそのぐらいにしておいて、あと、よろしくお願いいたします。

赤井委員長 課長。

伏見警防課長 消防本部警防課、伏見です。よろしくお願いいたします。

ただいまご質問をいただきましたことにつきまして、ご説明をいたします。消防施設費の中の委託料、消火栓新設等工事委託料の410万円でございます。これにつきましては新設の消火栓の設置工事といたしまして水道課の方に委託するわけでございますが、4カ所。1カ所90万円の事業で、4カ所で360万円の予算計上。それから、消火栓の方が一修理が必要になってきた場合のことを考慮いたしまして、補修として1カ所、50万円。これを計上させていただきますまして、合計410万円の金額を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

高橋総務課長 消防本部総務課の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

ただいまの白石委員のご質問で、消防施設費の負担金補助及び交付金の消防施設整備事業補助金の内訳でございます。これは各大字で消火栓の初期消火用具を格納する格納箱、それ

から、その中に入れる消火用具ですね、ホース、筒先、スタンドパイプ、消火栓キー等の整備に当たって大字の方で負担していただくわけですが、そのうちの3分の1を市の方で補助するというものでございます。

以上でございます。

赤井委員長 場所も。もうちょっと詳しく答弁願えますか。

高橋総務課長 今回につきましては、通常でしたら、大体、一式新規で整備した場合にかかる費用がおおむね12万円ということで、例年12カ所の予定をしております。これは例年の平均を出しておるわけですが、その3分の1として例年48万円計上しておるわけですが、昨年の2月ごろからそういった用具の盗難が相次いで発生いたしまして、各大字で消防の方から月次点検をしていただくようお願いしたところ、大字の方も定期的に点検をしていただきまして、平成23年度につきましても予算いっぱいいっぱいの申請が上がってきたところから、まだこの犯人につきましても逮捕ということに至っていない状況でありまして、まだ盗難も少しあるようでございますので、理事者の方をお願いいたしまして、今年度につきましては、さらに50万円の増額をお願いしたものでございます。

以上でございます。

(「最初の方の財源の内訳は」の声あり)

赤井委員長 90万円4カ所の場所とか、ちょっと詳しく。

課長。

伏見警防課長 消防本部警防課、伏見です。先ほど財源内訳、申しわけございませんでした。申しおりましたが、財源内訳につきましては、一般財源でございますけれども、地元の寄附金が事業費の中の1割を含んでおります。

それから、一応予定しております新設の4カ所の場所でございますが、西室、染野、當麻、南今市、この4カ所で予定をしております。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 次に何を言うかもわかっているとは思いますが、答弁ですね、本当に誠実に、そのまま1割の寄附金をいただくということであります。このたびは防火水槽がありませんので、金額としては地元の負担、いわゆる寄附金の額も消防施設整備事業費で65万3,000円ですか。消火栓については36万円の4カ所になるわけですね。全部合わせて360万円の1割でしょう。だから、36万円ということですね。大体合わせて100万円の地元の負担ということですか。これは寄附ですね。私、予算や決算の委員会では、必ずこの件を取り上げて言っているわけです。

これ、私、共産党の議員だから言っているわけじゃないんですよ。私は予算というものは適正・適法に、この予算をきちっと積算をし、支出についてもちゃんとその見積もりの基礎を明らかにし、全てきちっと予算に計上する、歳入歳出に計上するということができないですか。この寄附金という歳入、うちでこれをやってほしいけれども、ちょっと大字、金ないさかいにやってくなはれと言った場合ですね、これは必要な場所であると言った場合は、これ、

やるんですか、やれますか。

赤井委員長 課長。

伏見警防課長 消防本部警防課、伏見でございます。ただいまのご質問につきまして、ご説明を申し上げます。住民の安心・安全を守るのは自治体の責務でございます。ご承知いただいておりますとおり、火災の際には初期消火は大変重要なことございまして、そのためには消火栓、防火水槽はなくてはならないものでございます。各大字に必要な消防水利を不足することのないように設置することが必要でございます。そのためにも市だけでなく、各大字におきましても自分たちのまちは自分たちで守るという意識を持って各種災害に対応していただくことが不可欠でございます。そういったことから設置費用の1割を大字に協力をいただいているものでございますので、ご理解をいただければと、このように思います。

先ほど委員の方からお話がありました、もし大字の方がお金がないからどうにかしてもらえないかという、もしそういったお話があったときには、一応、先ほど申し上げました趣旨をご理解をいただくということにさせていただきます。ただ、実際、今まで防火水槽なり消火栓を設置させていただいて、各地元の方から寄附金の方をお願いをさせていただいたところ、各大字におかれましては必要なものだからということで寄附をいただいたというのがこれまでの経緯でございます。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 そう答えざるを得ないんですね。予算そのものがこうやって出ているんだからね、でしょう。課長の答弁からしたら、いわば、うち、大字、お金ないさかい、ないけども、やってほしいと言われても、これはできまへんという答弁やったと思いますね。違いますか。僕が勝手にそのように理解しているのかわからへんけれども、そのように聞こえました。我々は国の法律や葛城市の条例、規則等に基づいて仕事をしています。今の答弁からすれば、これは明らかに地方財政法の第4条の5、強制的、割り当てる寄附金の禁止ということに対して、これは抵触をしていると言わざるを得ません。本来、市民の生命や財産、安全・安心を守る仕事は、これは地方自治体の責務であり、これは消防署の責務ですね。これは私は葛城市の財源をもって、率先をして全部出してやるべきことだと思います。

当然、地方財政法の中には、国がやるべきこと、地方自治体がやるべきこと、国が全部を支出し、あるいは一部を支出するか、そういう定めがありますけれども、私は防火水槽や消火栓、さらにホースや筒ですか、いろいろな初期消防の器具を納めている、ああいう何という箱ですか、含めて、これは市が責任を持って全額負担をしてやるべきことだと思います。それが財源がなくて、市民の皆さんから、大字から協力してもらわないかんとしたら、そういう利益を受ける方から負担金をもらうという、ちゃんと合法的にですね。地方自治法の228条でしたか、分担金、負担金の規定にのっとり、きょうも1日、話題になりました地元の負担、すればいいじゃないですか。

なかなかこういう問題は、これは消防署、消防本部で勝手にできるわけじゃありません。これは理事者が、こういう脱法的な、そういう状況にあるということをしっかりと認識をし

ていただいて改善をしてもらおう。毎回毎回、同じことを言わないかん。百遍言うたらば、ちょっとぐらい前進するかな思うてますけど、まだ百遍言っていないから、ちょっと進まんという感じやな。百遍言ったら、また市長変わっとったみたいな話で、これも難儀な話や。そやから、山下市長の時代に、これを解決してもらおう。これまで議論したことも杉岡副市長の時代に解決してもらおうということなかつたら困るわけです。ぜひ真剣に考えて、新年度の、今から言うたらあかん、鬼笑いよるわ。ぜひ改善をして、一歩でも二歩でも改善した予算をご提案いただきたいということを述べておきたいと思います。

この点は以上です。

赤井委員長 ほかに。

溝口委員。

溝口委員 2点、質問させていただきます。

1点は、予算概要及び施政方針に示されております大字防災マップ作成事業ということで、16万2,000円という額が計上されているんですが、これは防災マップの印刷製本費として16万2,000円が98ページに計上されてますが、この16万2,000円で十分だという判断でしょうか、これが1点。

もう一つは、私、一般質問でお聞きしました消防の県広域化についての一般質問後の何らかの進捗があったのかどうかの報告を受けたいと思います。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課、菊江でございます。ただいまの溝口委員のご質問にお答えしたいと思います。

葛城市におきましては、平成24年度におきまして、地域の皆様がお考えの土砂崩れであるとか河川の決壊、また出水など、こうした危険な箇所やこれらの影響を受けるおそれのある避難路や避難場所などにつきまして、44カ大字に担当職員を割り当てた上で大字に出向きまして、地域の皆様から過去の災害における被害の状況であったり、また、現在の避難路、避難場所などを、設定はされてはおりますけれども、それらに対する危険度などについての情報やご意見、こうしたものを賜りまして、自家製ではございますけれども、各地域単位の防災マップをつくりたい、こういう思いを持っておるところでございます。そうしたことから地図を作成、手書きの地図をつくったときに、それをコピー、印刷などをさせていただきまして、まずは基礎資料として保存させていただきたい。そうしたことから予算の16万2,000円の計上でございます。

以上でございます。

赤井委員長 消防長。

岩井消防長 消防本部消防長の岩井でございます。先ほどの溝口委員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

先般の本会議以後のお話であります、3月14日に幹事会、消防長の現場責任者の会議がありまして、決定事項ではございませんが、奈良市、生駒市を除いた11消防本部の広域化を進めていこうということで確認をされました。

今後の計画であります、消防広域化のスケジュールの基本的な考えといたしまして現の案ではあります、段階的に統合をやっていくと。平成25年度は現行消防本部を、消防本部、総務部門を統合する、いわゆる消防本部を一本にするということであり、平成28年に、これは電波法の改正によりまして平成28年5月末までにデジタル化移行をしなければならないと。これには多大な費用がかかるのであります、そのときに通信部門の統合を図っていくと。そして、平成33年に現場部門の統合ということで完全統合に移行すると。そのような現在の進み具合であります。

また、財政的負担についてであります、先般も申し上げましたように、現行消防本部に係る費用は、現行の消防本部単位で負担する単独整備費と、また広域化後の消防本部及び新組織全体にかかります費用は構成市町村で案分し負担する基準財政需要額で負担することで検討をされてまいりましたが、各消防本部の合理化努力や、また施設整備等への投資努力が負担額に加味されていないということから、基準財政需要額のほか、前年度の決算額割りで配置人員割り等の案分方法によりまして広域化後の負担額と現行負担額との差を少なくして、全ての消防本部が平等にメリットがあるようにバランスのとれた案分方法を検討され、示され、今後、首長さんの28日ですか、小委員会、そして4月の中旬に予定されております首長さんのそういう会議で案を示され、検討をされる予定であります。

以上であります。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 まず、この防災マップの作成というのは、今計上されている16万2,000円というのは、本格的な防災マップを作成するための作業をする需用品としての印刷代という理解でいいんですか。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課、菊江でございます。

ただいま溝口委員がおっしゃいましたように、この地域防災マップにつきましては、今後の地域防災計画や市防災マップの作成を行うに当たりましての資料という形の中での検討という材料にさせていただくためのものでございます。

以上でございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 そうすれば、平成24年度は、こういった地域ごとの防災情報を得るために活動し、じゃ、市民皆さんへお渡しできる防災マップはいつつくるんですか。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 葛城市におきましては地域防災マップもございますけれども、地域防災計画、こうしたものもございまして、これがセットされる中において災害対応が進められるのではないかと、このように自負しております。そうしたことから、奈良県におきましては、東日本大震災であったりとか、また紀伊半島の大水害とか、こうしたことがございまして、そうした中におきまして、平成24年度に奈良県におきましては、そうしたものの見直しの内容を確定し、かつ県におかれましては平成25年度に改定のための法的また事務的

な手続を行われる予定でございます、葛城市におきましても、そうした県の対応に並行した形の中で検討を進めてまいりたいと、このように考えておる次第でございます。

以上でございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 そうしたら、平成24年度はそういった下準備をして、平成25年度に県のそういった防災計画が示されれば、葛城市は平成25年度に市民皆さんの各1軒1軒に防災マップを配布できる予算をつけ、その作業に入るということを確認したいんですが、そうなんですか。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課、菊江でございます。情報を集めましたマップなど、またご意見などの情報を精査しつつ、県とご相談の中で検討を進めてまいりたいと、こういうことでございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 防災マップをつくったり、要するに防災マップをつくるための下準備をしたり、県の計画指針が出たりするのは、これは行政の中の作業ですよ。要するに防災マップというのは何のために使うかというたら、市民皆さんが災害に遭われたときに、どのような行動を起こしたらいいのかを行政が示すための資料の1つです。マップというから地図か何かで示されるものだと思うんですが、これをつくるのが平成25年中ですかと聞いている。

赤井委員長 部長。

河合総務部長 先ほどから溝口委員の方に、いわゆる大字の防災マップというような形の中で話をさせていただいているわけでございますけれども、大字の方に出向きまして資料をつくるわけでございますけれども、事実、ところによりまして期間的な、時間的なことがあるわけでございます、できるものでしたら今年度の中でできる範囲の中であつたらしたいと思うわけでございますけれども、そこらの期間的なことにつきましては、今年度の、要は大字の方の聞き取りの状況等も把握いたしまして、平成24年度中にできれば一番いいわけなんです、その点につきましては内部の方で十分協議も重ねまして検討もさせていただきまして、最悪、平成25年度になろうかというような感じはいたしておるわけでございますけれども、できる限り早く市民の方に防災マップを配布をしていきたいという考えは持ち合わせておりますので、その点でご理解をいただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

以上でございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 少なくとも、こういった防災に絡む計画及び資料作成、そして市民皆さんにお渡しするような作業というのは、やっぱり時間をかけてやるものではないと私は思います。早急にやって、その成果として各家に新たな防災マップが届くということが事業の完結であつて、そして、それをもらった市民に対して防災に対する心構えを植えつけるというのが行政の役目、責任ですよ。だから、そこまでやるのが少なくとも防災マップ作成事業なんです。今、ここに計上されている16万2,000円は大字防災マップ作成準備金、まあ、準備のためのお金である。防災マップをつくる事業というのは、この先に計上されて新たに例えば3万6,000

万数軒の各家にお届けするその作業、要するに資料、マップという形のものをお届けして、この事業は完結するわけです。ですから、来年度、必ずや継続として上がっていることを期待して、ここで終わりたい。

それから、地域の県の消防広域化推進状況ですけれども、先ほど消防長の方から一般質問後の経過についてご紹介していただきました。このとき、実は一般質問で市長に聞くのを忘れておりましたというか、時間がなかったんですが、この広域化については、市長のお考え、方針、これは決まっているから、この広域化については消防長を代表に協議会へ出席していただいて、詳細を詰めていっている状況と判断していいんでしょうか。

赤井委員長 市長。

山下市長 先ほど消防長が申しました今度の3月28日ですか、ちょうど本会議がありまして出席がかなわないということで、また事務局の方から説明を聞こうと思っておりますけれども、方針としては、葛城市単独でいくということよりも、節減できるところは節減をしていながら広域化を目指していく方が望ましいのかなと考えております。ただ、どういう内容で出てくるのか、最終的なものがまだいろいろと詰めていかなければならないこともあろうかと思っておりますので、その中で判断をしていきたいと思っております。どのような負担割合になっていくのか、また、人員の配置はどういうふうになっていくのか、救急の態勢はどうなるのか。いろいろなことを判断をして、また議会の皆さんにもお示しをさせていただきながら最終的な決断をしていきたいと思っております。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 これも再確認しておきますが、この広域化について紹介が協議会であったんですかね、全員協議会。そのときにも市長の、この広域化についての指針的な言葉はいただいてないし、初めて私は今お聞きしているわけですが、そうすると、最終的には、この協議会での協議内容を踏まえて、葛城市として広域化が本当に市民のみんなのためになるのか、消防態勢の充実化なり効率化なりにつなげるのかという判断をするということですね。最終的には判断は今のところまだ決定はしていないと、私の方で理解してもいいんでしょうか。

赤井委員長 市長。

山下市長 広域化が有効であるということは私も理解をしておりますので、広域化に向けて努力をしていくことは大事だと。ですから、そのための協議を重ねていくことが必要であろうと思っております。しかしながら、最終的にどのような形で詰まってくるか、目に見えておりませんので、それを最終的に見た形の中で、市民の皆さんにとって、これは今必要であると判断をすれば、議会の皆さん方に開陳をしながら理解を求めていくということがあろうかと思っております。ただ、今のところは広域化に向けて努力をせよという形で、消防長以下、担当の者に話をしておるといところでございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 そうしたら、消防長に再度質問しますが、先ほどの答弁では、3月14日の協議会開催時に11消防本部で広域化をするということの合意をしたとなっているんですね。これは協議会での合意であって、各自治体の合意ではないということですね。

赤井委員長 消防長。

岩井消防長 消防長の岩井でございます。先におわびと訂正をさせていただきます。先ほど小委員会、28日と申し上げましたけれども、29日の間違いで言い間違えましたので訂正させていただきます。

今の件でございますが、14日の現場の責任者の消防長と県の危機管理官等の会議が幹事会でありまして、そこで再確認をしたということで理解していただいて結構かと思えます。

以上でございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 そのように今の答弁が最終的な今の広域化に向けての協議会の合意であって、少なくとも葛城市の総意ではないということですね。

(「はい」の声あり)

溝口委員 はい、わかりました。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 1点だけ伺います。今回、防火水槽の計上がないんですけれども、大字の要望は全部満たしたととらえていいんですか。

赤井委員長 課長。

伏見警防課長 消防本部警防課の伏見でございます。

ただいまご質問いただきましたことにつきまして、ご説明をさせていただきたいと思えますが、防火水槽の設置につきましては、平成16年から毎年度、1基ないし2基の設置をしております。これは全て大字からの要望によりまして設置をさせていただいたものでございまして、当然、防火水槽の設置につきましては、用地を確保していただかなければいけない。その用地につきまして、各大字の方で準備をしていただいた中での設置工事という形になるわけでございます。

来年度の事業につきまして防火水槽の事業費を設けておりませんのは、各大字の方にも消防本部から働きかけはさせていただいたわけなんですけれども、大字全てには、まだ防火水槽は設置されておられません。その大字等につきましても消防本部から設置をお願いするという形で進めさせてはいただいておりますが、やはり先ほど申しましたように用地の確保、これを大字の方で協力をいただかなければ設置が前向いていかないというのが現状でございます。それで、各大字の方にも用地の確保からお願いしたいということでの要望をさせていただいておりますけれども、なかなかその用地の確保が、まだ現在、場所の特定等も至っておらないということであるようでございまして、まだ要望の方はいただいております現状でございます。

相談につきましては、数大字の方から防火水槽の設置についての相談は受けさせていただいております。その大字につきましても、用地の確保からしていただかなければいけないということの趣旨をご説明をさせていただいた中で検討をしていただくということの内容の現状でございまして、今現在の時点ではまだ要望がございませんので、万が一、要望がございましたときには、そのときにまた協議をさせていただいた中で補正等をお願いさせていただきます。

くということもいたしたいと考えております。

以上です。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 用地確保をすればしたいというところもありますけれども、先ほども話ありましたけれども、10%の大字負担ということで、用地と10%、かなりの負担になるので、それはなかなか難しいかなと思いますけれども、あと、大字の要望、努力なさってくださいますけれども、専門の目から見て、ここはやっぱり必要ですよというところは、今後やっぱり働きかけていただきたいなど、そういうふうに思いますけど。

以上です。

赤井委員長 ほか。

中川委員。

中川委員 3点。94ページ、常備消防費の2節給与、ここの欄の人数なんですけど、今年、平成24年度予算、45名。昨年度、たしか46名、1名減となっておりますが、去年も聞いたと思うんですけど、人数分、俗に言う消防署の職員の充足率100%以上であって1人減ったなら問題ございません。だけど、この1名の減の方の年齢層、これによって残り4月1日からの業務に対する影響あるかないのか、これ1つお聞きしたいです。

それと、2番目が、98ページの災害対策費、12節役務費。去年9万6,000円なんですけど、今年21万9,000円、大きくアップしておりますのは何かと。

それと、同じく備品購入費の庁用備品購入費。これ、説明によりますと衛星電話の購入、新規、災害発生時の最終通信手段として衛星携帯電話2台を購入して新庄・當麻両庁舎間の通信を確保する。単純に書いておられるんです。これの発想はどこから来たものか、教えてくださいたいです。

以上です。

赤井委員長 課長。

高橋総務課長 ただいま中川委員からご質問ありました給与の欄の45人が前年度から1名減になったという理由でございまして、これは平成23年度末をもちまして1名、勸奨による退職の減でございまして。それによる影響はないのかというご質問でございまして、年齢層としましては勸奨ということで50歳後半の方でございまして。だから、減って何ともないというのは、これはそのことでございまして。重要な人物でございまして、当然、私らとしてはおっぴろげたいところではございますが、いろいろな事情も本人にあらうかと思っておりますので、それにつきましては消防長の方でも十分検討されまして、新たな人事体制をもって平成24年度に臨むというような体制づくりを考えておられます。

以上であります。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課の菊江でございます。ひとつよろしくお願いたします。

衛星電話に係るご質問であったかと、このように承知しております。衛星電話につきましては、東日本大震災、また紀伊半島の台風12号、15号による大水害ということで、身近では

紀伊半島におきましては通信網が全てアウトになったような状態の中で、その通信網を確保するということから携帯電話会社の方から衛星電話を手配するという事態になりました。その衛星電話を手配するには、二、三百台を手配したということで聞いておりますけれども、3日ほど要したということでございます。

そうしたことから葛城市では新庄庁舎、當麻庁舎の基点となる市の庁舎がございまして、その庁舎間の連絡網、非常時における職員の参集の基点にもなっております、そうしたところの通信を確保するという意味合いの中から衛星電話を購入いたしまして、また、その通信費にかかります費用といたしまして1機当たり月額4,900円、2台ということで12カ月で11万7,600円ということから11万8,000円ということの予算の計上をお願いするものでございます。

以上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 先ほどの給与の欄の1名減、大体どなたかというのもわかりました。これ、年齢的に私と同年代ぐらいの方と思われまして。その場合、消防署においては指導的立場、また経験豊富な立場の方が退職され、1名減というても大きい、数字にあらわせない消防本部からの人材の減でございます。単純な言い方、この方の1年間の人件費、これを考えたときに、今度、新規採用、何名採用できるのか。単純な数字だけの話ですけど、仕事でカバーできないです。せめて人間の数でカバーして消防署の職員充足率、これのアップにもつながるように、先ほど、来年のことで鬼が笑うじゃないけど、それに向けて、変な言い方、年度途中の採用とかまでは言いませんが、今後の充足率向上に対しても努力願いたいと思います。答弁は結構です。

それと、次の庁用備品なんですけど、これ、聞いてましたら、去年の台風12号の十津川、大塔関係、このときに起こった状況に対しての衛星電話の購入という発想なんですよ。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課、菊江でございます。

身近な災害といたしましての事例をご紹介させていただきましたんですけれども、この衛星電話につきましては、以前の議会におきまして防災行政無線のお話も出た中で、そういう災害時における通信網、こうしたものの確保というものが必要であるということのお話も出た中で、今回の東日本、また紀伊半島、こうした災害も事例として発生しておりますので、そうしたことを重視いたしましてお願いするようになったものでございます。

以上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。今、念を押して聞かせてもらったのが、対象となる地域、奈良県十津川村、五條市大塔町、そこに土砂ダム、あのような災害、1つの村の地域の大部分を土砂が埋めつくして、また飛んでしまった、こういう状態が起こる村で必要であった機材。極端に言います、十津川村で隣同士何キロと離れたようなところがあるでしょうね。葛城市、それだけ離れた、新庄庁舎、當麻庁舎は歩いて行けますよね。消防無線ございますね。そこまで、ここ

に書いてある、災害発生時の最終通信手段として衛星電話2台を購入しと書いてあるんですけど、そしたら、今年の3月11日に起こりました東日本大震災、このときの被災状況、何をもって葛城市職員、消防署の職員さん、何をもって確知されたか。

というのは、この電話2台、49万円の設置、これも大事です。新庄庁舎、當麻庁舎の連絡を最優先にする、それも大事です。だけど、各出先、ここにおいて今現在、テレビ、地上デジタルですね、地デジですよ。このテレビ、この設置、充足率、パーセンテージわかりますか。全出先施設においてテレビが設置されているかどうか。職員が見るためのテレビじゃないと私は言っているの。何も役所が、ここ、第1次避難地とか第2次避難地と規定しておいても、パニック状態に起こった住民さんです。どこそこ、ここへ来ないでください、おたくさんら向こうです。それ、通じない状態のとき思う。この書いてあること、そうですね。最終通信手段として役所が使うような状態が起こるということは、自分の命大事やと。隣の人の命大事より自分の命大事で避難すんのやという状態のときに、先に手当てすべきものは新庄・當麻庁舎の通信手段優先が先なのか、ちょっとその辺がされることが。

いい悪いは別として、ほかにも何かまだすべきことがあったのじゃないかと。各大字、各地域の公民館、コミュニティセンター、地域集会所、ここにはテレビ、新しいのを置いています。そこまでやって、今度は市の庁舎、本庁舎はもちろんのこと出先庁舎にも置いて、それに対応すべきものがあるのか。集まってきた人が、どないなっとんねん。多分、東日本大震災、テレビでごらんになったと思います。パソコンのテレビチューナーついて、それで見られたと思います。電話で確認した人、おらないでしょう。自分の目でテレビを見て、わー、えらいこと起こると、これ、日本の国で起こるとることかと。次はどこでどないなるか、自分らもどういふ対応しなければならぬかというような防災知識、これをおっていくのは視覚の問題だと思いますよ。電話で新庄・當麻庁舎を連絡するのが密であるということが一番肝心なもので、よく置いていますよ。行政、大事ですね。そこから私、この質問したんですが、これについて。今言っている分の、市民が被災に遭われて避難してくる場所における視覚としての情報伝達を受けられる、そういう施設のそういう機器・機材の充足も目指してほしいということを言っているんです。お願いします。

赤井委員長 市長。

山下市長 中川委員は、別にこれを備えるのが悪いわけではないということはおっしゃっているんだと思いますけれども、今ご提言いただいたことも含めて、これから検討の材料の1つにしていきたいと思います。

なぜ新庄・當麻という形で庁舎に置くかということは、災害が起こった場合に、どんな災害が起こるかというのはわからないわけですから、庁舎が最前線、災害対策の本部になります。電気が落ちた、連絡ができない。外部との連絡をとる場合に、やはり庁舎の電話を県庁に届けておく。また、それに類する設備の番号の登録をお願いをしておく、出しておくことによって外部との連絡をとる。それで、どういう災害かわかりませんが、外部と、自衛隊なのか、県庁なのか、また、どういうところになるのかわかりませんが、やっぱり一番に通信をしていかなければならないということで、これを置いておく。これは近隣

の市町村も、ほとんど、これ今年、導入予定をされているようです。隣の大和高田市におかれましても、うちよりも狭い範囲の中で3台置かれると、生駒市でも置かれる。県内の市町村でもかなり、今回、衛星電話ということについて導入を予定をされているようでございます。やはり同じ観点に立ってのことだと思います。そのことについてのご理解はいただけると思います。

また、今おっしゃっていただいた被害があった場合に避難所になる場所、それも先ほど溝口委員との議論の中で説明させていただいている、各大字に対して職員を派遣をして一番有効な避難所はどこであろう。今回、例えば今まで入ってなかった疋田の奈良学園のリズム室を使わせていただけることができるというような情報が入ってまいりますから、そういうものも使って、いろいろなところを有効に活用していただきながらマップを作成すると。その中で避難所になるところに、じゃ、何が必要やねんとか、市の出先機関だったら最低どういうものが必要やねんというようなことも含めて、これから皆さんのご提言をいただきながら検討に入ってまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 私、先ほど言いましたように、市長もそのような答弁をいただきまして、別にこの衛星電話、要らないとは言っておりません。それも各市町村。これが逆になれば、御所市、大和高田市、香芝市、橿原市、持っているのに何で葛城市ないんやというような質問が逆に出ると思います。同じ時期に、また、よそよりも早く手に入れることに対して反対はしません。

だけど、それに基づいて最先端のものを手に入れるのであれば、またデジタル、アナログじゃないけど、市民の避難態勢、その受け入れについても、また視覚で、また聴覚でどちらがいいのか。目でテレビの画面を見て、こういうこと起こつとんのやと。また、速報関係についても、ラジオを聞くよりもテレビで速報出る。それを来られている方が全員が見ておられる。大画面で見られる。コミュニティセンターにおいては、それが可能になってますよね、各大字の集会所等に。また、それを葛城市の出先、幼稚園、保育所、小学校含んだところへの設置をまたお願いしたいと思います。これはまた要望というよりも検討材料としておいてください。

以上です。終わります。

赤井委員長 ほかに。

西井委員。

西井委員 1つ、2年前にも質問させてもらったと思いますが、消防施設整備補助金交付金事業、これ、多分、まだ大字が初期消火用品について補助が3分の1という認識でよろしいですか。まず、その答えだけちょっと。

赤井委員長 課長。

高橋総務課長 ただいまのご質問で、消防施設整備事業に係る大字への補助金の率でございますが、おっしゃっておられるように3分の1ということでございます。

赤井委員長 西井委員。

西井委員 たしか2年前も私は申し上げましたが、実際、いろいろな事情があって、今年は50万円、

予算をアップされているというのは先ほどおっしゃっていたわけです。しかし、昨年の東北地方の地震、また台風による吉野地区の災害も含めて考えたら、地域防災という形の中で、地域がやっぱり防災も含めて、また中央構造線、また東南海地震なども、いろいろなことで危惧されるような状況が多い中で、余りにもこの補助が3分の1やという点で、大字も地域によっては負担金も、ものを買えば結構な金額になって、3分の2出すのに大変やということも事実やと。これは2年前にも私、申しあげましたね。

各地域の中で、まちづくり事業一括交付金制度の中で合計合わせて、安心・安全まちづくりも含めて、44カ大字合わせて2,500万円。これ、ざっと平均したかて50万円余やと。その金額で、私、大字運営の中でされている中で、いろいろな大字も各種団体や、いろいろなところで金が要ると。その合計の金額を、こういう部分にも費やすのも大変やという状況の中で、やはり要綱変更を検討してもらって、2年前も申しあげましたが、また、初期消防だけじゃなく、やはり災害が起こったら、例えば地震起こったら地域の者で助け合うと。そしたら、地域の中で、例えば家の下敷きになっている方を助けようとしたら、ちょっとした道具でも要る。そういういろいろな細かなところにも目を開いた中の補助金制度というのを検討してもらうべき時期ではないかと。

もちろん、国も、きょうもいろいろと話が出てました防災無線の補助事業。災害が起こったということで事業の中の補助金の見直し、新しい補助金を設置してというのも事実です。だから、その辺は市もやはり時代に即応した形の中で補助制度を充実してもらって、ただ、考え方の受益者負担という形の考え方もある程度は持つべきやと。何もかも大字の要望あったら渡すという形になったら、これ、どのように解釈してええか、何でも欲しいというような形になっても無駄な使い方というものもあると思います。

これは発言が微妙な話で、ちょっと難しい発言ですけど、その辺でこの補助率というのと、また、初期消防だけじゃなく災害対策の備品にも、その辺のメニューもやはり増やしてもらうべき時期ではないかと私、思いますが、今年は予算としては将来的にどのように考えられるか、ちょっと考えて、来年の予算にもやっぱり反映してもらいたいと思います。ちょっとその辺についての答弁、お願いします。

赤井委員長 市長。

山下市長 これは大字の運営、いかに自主独立をして、それを運用していただくかということを含めて一括交付金というのを考えさせていただきました。そういうことも含めて、これから自前でいろいろと、ヘルメットなり何なりというのを用意していただいている大字もあるとも聞いておりますし、倉庫もつくられたところもあると聞いております。いろいろとこちら情報収集しながら、自主防災ということに対して、どういうスタンスでいくべきなのか、行政と大字の関係ということも含めて考えていかなければならないと思っております。それも検討材料の1つとさせていただいて、どのような形になるかというのは明言はできませんけれども、検討させていただくということにしたいと。

赤井委員長 西井委員。

西井委員 災害が予測されるだけでもメジロ押しと言われるような状況を報道でもされてますので、

その辺、制度も含めて難しい点はあると思いますが、できるだけ、もしものときには対応できやすいような形も含めて検討してもらいたいということで、私、この質問を終わらせていただきます。

赤井委員長 ほかに。

白石委員。

白石委員 先ほど来、職員のお話が出ました。勸奨によって1人退職されるということになりました。当然、充足率が低下をするわけです。この間、充足率が平成22年度でしたか、72%を超えていたものが、だんだんと職員を採用し増やしているにもかかわらず充足率が70%台になってきているということで、決算の議論の中でも議論をしまりました。

議論は、1つは、消防の広域化ということで、消防長は熱心に広域化を進める推進力となって頑張ってきたわけであります。当然、小さな消防本部で多くの市民の安全・安心を守っていくという、そういう責務からすれば、一定余裕を持った中で本当に実のある仕事をしたい。規模を大きくすれば、これまでできなかったことができるのではないかと、そういうお気持ちもあるんだろうと思います。これは一定やむを得ないものがあるなと思っています。

しかし、この間、市長からのご報告なり新聞報道によりますと、奈良市、生駒市は経費の負担の問題や財産の問題でメリットがないという形で、この広域化には参加しないということになりました。しかし、残されたところは、消防長もその気で、引き続いて、この広域化について協議を進めていこうということでやられていると。私はそれはそれとして進めていって、いい結果が得られるならばいいと思います。しかし、なかなか難しい問題だと思うんですね。

私が言いたいのは、まずやるべきことは、先ほど言われましたね、東海・東南海・南海地震、これ、本当にいつ起こるか分からないという新聞報道をされています。広域化を待っていたんでは市民の安全を守れないじゃないですか。今やるべきことは何なのか。やはり葛城市の消防本部の体制を充実させていくことじゃないですか。ここに力を入れるべきじゃないですか。当然、広域化もいったらいいですよ。しかし、今やるべきことは、いつ起こるか分からない大震災あるいは水害に対して、きちっとした体制をとる、その基準が消防力の整備基準であれ、また条例で定められている職員の充足をやはり率を上げていくということじゃないですか。この間、充足率は下がってきているんじゃないですか。どうですか。

赤井委員長 消防長。

岩井消防長 消防長の岩井でございます。おっしゃるとおり、1名欠けますので充足率は低下するわけであります。したがって、今後の人事ローテーション、また救急、火災等の発生状況に応じて退職者の状況を勘案いたしまして、理事者と計画的に採用をしてもらえようように努力をしまりたいと、このように思っております。

以上であります。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 当初、12名から14名で3班体制で業務を進めていく、こういう話でしたけれども、現状は

そんな状況じゃないですね。12名、多くて13名。当然、こういうことであれば非常招集をかけなければ回っていかない。この間、何にも前進してない。だから、私は基準財政需要額まで出してね。本来、基準財政需要額、大体1万1,000円ぐらいですか。単位費用、1万1,000円ぐらいだと思うんですよ。もうちょっと高かったかな。平成20年のときで消防費の基準財政需要額は5億5,920万円。これ、常備消防です。

実際に葛城市の常備消防に係る歳出総額、幾らか、この当時は4億1,700万円。今は、今年の予算は常備消防、4億600万円なんですね。基準財政需要額では5億円を超える歳出が予定されているんです。だから、私は、これにきっちりしなくてもいいじゃないですか。やはりそれに見合うね。これは人件費が中心なんですよ。消防本部が何ぼいい機材持っとなつて、それはだめですよ。人が仕事をするんです。ここをぶら下がってどうするんですか。今、そうでしょう。機材は充足率は大体100%じゃないですか。そうじゃないですか、機材関係。

赤井委員長 課長。

高橋総務課長 ただいまの白石委員の機材の充足でございますが、これは全部充足できておりまして100%です。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 やるべきことは、わかっているじゃないですか。やはり人員を確保して充足率を高め、当然、予定されている費用に近づけて、経費に近づけて住民の皆さんの日常的な安全・安心を確保する、そういう仕事に専念する。あるいは緊急のときに対応できる、そういう体制をつくるということが大事じゃないですか。やるべきことは決まっている。

広域化は広域化で、これは消防長、一生懸命やってくれはったらいい。自分のところ忘れてたら。さあ、広域化は進めたんだけど、地震がボンと来た、えらいこっちゃではあかんわけですから。ぜひ、しっかりやるべきことはわかっているわけですから、市長に相談していただいて、しっかり取り組んでいただきたい、こういうふうに思います。

もしあれでしたら、ここに財政課長いますから、その数字いただければ、あっ、こういう数字になっているんだなど。生駒市は常備消防に係る基準財政需要額は14億7,200万円。生駒市ですよ。実際に常備消防に係る歳出総額は14億3,900万円。ですから、これは本当に基準財政需要額で300万円ぐらい違うんですね。これだけの支出をして市民の安全を守る、こういうことをやっているわけです。この葛城市にできないことはないじゃないですか、そういうふうに思います。

次にいきます。97ページの8節の報償費、消防団員退職報償金、149万円が計上されています。これまた消防団員が退職しはるということでしょうか。こちらは大変だなと思うわけですが、どれほどの人数の、どういう方というか、どういう地位にある方が何人退職しはるのか。それに対して、ちゃんと後継者が確保されているのかどうか。この点、お伺いをしたいと思います。

赤井委員長 課長。

高橋総務課長 消防本部総務の高橋でございます。ただいまの非常備消防費の報償費、消防団員退職

報償金の関連でございますが、今回149万円という計上をしております。今回は2名の退職ということで、地位につきましては分団長1名、部長1名という2名でございます。それに対しまして補充の方は、今のところ3名確保できている状態でございます。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 もう言うまでもありません。消防団やその地域では存在します援助隊、この方々の東日本大震災における役割というのは、今、思い出しても本当に胸に詰まるというか、痛い思いをします。避難を呼びかける、そのために市中を回っていた人が、あるいは防波堤の水門を閉める、そういう職務を果たすために多くの方々の命が奪われました。

しかし、一方で、この方々の働きによって多くの方々の命が救われたということで、その評価が、あり方が総務省消防庁において議論をされております。これは今年に入ってからありますけれども、総務省消防庁の消防審議会は30日ですね、これ、1月です。消防団や緊急消防援助隊の機能強化や自治体庁舎の耐震化などを求める答申を長官に提案をした。答申では、大地震で住民の避難誘導などで活躍した消防団について、地域にとっていかに重要な存在であるか再認識をされた、こう評価してますね。

一方、水門閉鎖や誘導にかかわった団員が津波に巻き込まれて死亡するケースが多発した。こういうことから団員の行動マニュアルの見直しやらなきゃならんということで、今、見直しが始まっています。そして、装備を充実させる必要性を指摘しています。さらに消防団員の減少傾向が続いている消防団員の確保、このことも検討をするよう、この答申では強調されています。これをもって消防庁がどう取り組むかというのは、これから出てくる話でありましょうけれども、こういうことを待っていたのでは、やはりだめだと思います。先ほど言ったとおりです。

この点で、もちろん定員があり、するわけでありましてけれども、地域にとっていかに重要な存在である消防団をきちっと体制を確立し、装備も充実させていく。また、団員の行動マニュアルも、やはりきちっと現状をよく見て策定をするということが必要ではないのでしょうか。まず、それぞれ分団の団員、それとその定数に対する充足の状況についてお伺いをしたい、このように思います。また、この答申、ほんまに一部分だけ紹介しましたがけれども、このことについて所見を述べていただければありがたい、このように思います。

赤井委員長 課長。

高橋総務課長 総務課の高橋でございます。ただいまの白石委員のご質問でございますが、消防団員の確保等についての回答でございますが、現在につきましては総数115名、各分団、1分団から4分団までが各16名、5分団、6分団につきましては23名という体制になっておりました、本団の団長、副団長が5名、合わせまして115名という形になっておるわけでございますが、先般、12月の議会等でも全員協議会でご説明させていただきましたが、今回、その定数の規則改正を行いまして、全体の定数は変わりはありませんけれども、今、各分団で縛られている、先ほど申しました16名ないし23名という枠を広い枠の中で団員を全体で80名という形をとりまして、例えばどこかの分団で欠員が出てても他の分団で確保できると。今の状

態でしたら、16名になっているところを17名には規則で決まっておりますのでできないというところから今回改正させていただきまして、4月1日から実施というような形をとっております。

これは1つの段階でありまして、先ほど定数が115名に対しまして現在112名、さらに平成24年度では1名増の113名になる見込みでございますが、これは1つの段階として、さらに定数を確保できた中で次のステップとして団員を増員というような計画をまた検討させていただきたいと、かように思っておる次第でございます。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 課長の方からご答弁をいただきました。定数があるわけですから、その定数の枠の中で柔軟に適時対応していく、こういうことで、それはそれとして、これは我々も限られた資源の中で仕事をするというのは、これはいつもあることですから当然だと思うんですけども、先ほど来からの議論のように、段階であると、現在の段階ではこういうことで対応していこう。しかし、この段階を早めて、まず定数を充足するということですね。そして、定数そのものの見直しをして、消防審議会が出された答申である減少傾向が続いている消防団員の確保・充実を図っていく、こういうことに取り組んでいただきたい、このように思います。

なかなか本当に団員を確保するということは、今日の社会情勢、農業や、あるいは商売してはる人がなかなか少なくなっているというのもありますんで非常に困難だと思いますけれども、ぜひ努力をしていただいて、この段階を早く上っていくということをお願いをしておきたい、このように思います。

赤井委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようですので、7款消防費の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後6時52分

再 開 午後7時12分

赤井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9款災害復旧費から歳出の最後、12款予備費までを説明を求めます。

部長。

河合総務部長 それでは、事項別明細書の119ページをお開き願いたいと思います。9款災害復旧費でございます。治山施設災害復旧費につきましては76万5,000円を計上いたしております。農業災害復旧費につきましては61万5,000円の計上となっております。

次に、道路橋りょうの災害復旧費につきましては156万円の計上となっております。

次に、10款公債費でございます。元金につきましては9億2,073万4,000円でございます。利子につきましては1億7,669万2,000円、公債諸費につきましては6万6,000円の計上となっております。

次に、11款の諸支出金でございます。財政調整基金につきましては549万8,000円、減債基

金につきましては1,000円、公共施設整備基金につきましても1,000円でございます。

次に、121ページでございます。社会福祉振興基金でございます。7万1,000円でございます。緑花基金につきましては24万8,000円。公営住宅基金につきましては1万2,000円。教育基金につきましては1,000円。土地開発基金につきましては27万4,000円。体力づくりセンター整備基金につきましては2,745万7,000円。ふるさと創生基金につきましては205万円。国営十津川紀の川二期事業費償還基金につきましては4,033万3,000円でございます。地域振興基金につきましては4億円となっておりますところでございます。

次に、11款の諸支出金で雑支出金でございますが、5万円となっております。

12款の予備費でございますが、予備費につきましては500万円となっておりますところでございます。

以上で、9款災害復旧費から12款の予備費までの説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

赤井委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようでしたら、9款災害復旧費から歳出の最後、12款予備費までの質疑を終結いたします。

次は、歳入総括についての審議を行いますので、よろしくお願いたします。

次に、歳入について説明を求めます。

部長。

河合総務部長 それでは、歳入につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。事項別明細書は16ページになります。お開き願いたいと思います。

まず、1款市税でございます。個人につきましては14億5,800万円でございます。現年課税分が14億3,300万円、滞納繰越分につきましては2,500万円となっております。法人でございます。3億4,735万円でございます。うち、現年課税分につきましては3億4,710万円、滞納繰越分につきましては25万円となっております。

次に、固定資産税でございます。19億9,800万円でございます。現年課税分が19億4,800万円、滞納繰越分につきましては5,000万円でございます。

次に、国有資産等所在市町村交付金でございます。326万9,000円でございます。

次に、軽自動車税でございます。6,430万円でございます。現年課税分6,370万円、滞納繰越分につきましては60万円となっておりますところでございます。

次に、17ページでございます。市たばこ税でございます。2億1,000万円を計上いたしております。

次に、地方譲与税の地方揮発油譲与税でございます。3,400万円を計上いたしております。

次に、自動車重量譲与税につきましては7,800万円を計上いたしております。利子割交付金でございます。1,600万円を計上いたしております。

次に、配当割交付金でございます。500万円を計上いたしております。

次に、株式等譲渡所得割交付金でございます。200万円を計上いたしております。

次に、地方消費税交付金でございます。2億7,700万円を計上いたしております。

次に、自動車取得税交付金でございます。3,700万円を計上いたしております。

次に、地方特例交付金でございます。2,000万円を計上いたしております。

次に、地方交付税でございます。37億3,000万円を計上いたしております。普通地方交付税につきましては32億5,000万円を、特別地方交付税につきましては4億8,000万円を計上いたしております。

次に、19ページでございます。交通安全対策特別交付金でございます。600万円を計上いたしております。

次に、11款分担金及び負担金でございます。農林商工費分担金につきましては522万円を計上いたしております。土地改良事業の分担金でございます。

次に、民生費負担金でございます。1億6,897万円を計上いたしております。社会福祉費負担金で5万円、児童福祉費負担金につきましては1億6,892万円となっております。

次に、12款でございます。使用料及び手数料でございますが、総務使用料につきましては1,131万9,000円でございます。自転車等駐車場の使用料で90万円、行政財産使用料は1,041万9,000円となっております。

次に、民生使用料でございます。38万4,000円を計上いたしております。

次に、衛生使用料でございます。525万円を計上いたしております。

次に、農林商工使用料でございます。212万5,000円を計上いたしております。

土木使用料でございます。7,082万1,000円を計上いたしております。道路橋りょう使用料につきましては5,400万円、住宅使用料が1,657万5,000円、法定外公共物使用料が24万6,000円となっております。

次に、教育使用料でございます。2,783万2,000円でございます。小学校使用料が6,000円、中学校使用料が5,000円、幼稚園使用料につきましては1,823万2,000円、社会教育使用料につきましては854万5,000円、保健体育使用料は104万4,000円となっております。

次に、手数料でございます。総務手数料につきましては1,160万7,000円の計上となっております。総務手数料といたしまして2万4,000円、税務手数料で164万2,000円、戸籍住民基本台帳手数料につきましては994万1,000円でございます。

次に、衛生手数料でございます。5,693万5,000円となっております。保健衛生手数料では117万4,000円、清掃手数料につきましては5,576万1,000円となっております。

次に、農林商工手数料でございます。1万8,000円でございます。

次に、土木手数料でございます。47万9,000円を計上いたしております。土木手数料で1万4,000円、都市計画手数料で46万5,000円でございます。

次に、消防手数料につきましては100万円となっております。

次に、13款国庫支出金の国庫負担金でございます。民生費国庫負担金につきましては12億3,239万9,000円でございます。社会福祉費負担金で2億2,890万9,000円、児童福祉負担金

で9,033万円、子ども手当負担金につきましては5億1,883万2,000円、児童扶養手当給付費負担金につきましては5,676万円、生活保護費負担金につきましては3億3,756万8,000円の計上となっております。

次に、国庫補助金でございます。民生費国庫補助金につきましては2,391万8,000円の計上となっております。社会福祉費補助金が1,564万6,000円、児童福祉費補助金につきましては710万9,000円、生活保護費補助金につきましては116万3,000円でございます。

次に、衛生費国庫補助金でございます。2億4,536万5,000円を計上いたしております。

次に、農林商工費国庫補助金でございます。1万円でございます。

次に、土木費国庫補助金につきましては5億4,800万円となっております。尺土駅前周辺整備事業につきましては1億6,500万円、国鉄・坊城線整備事業補助金につきましては8,250万円、吸収源対策公園緑地事業補助金につきましては8,800万円、地域活性化事業補助金につきましては2億1,250万円でございます。

次に、消防費国庫補助金でございます。74万2,000円を計上いたしております。

次に、教育費国庫補助金でございます。1億1,464万9,000円を計上いたしております。小学校費の補助金につきましては8,587万円、中学校費補助金につきましては27万5,000円、幼稚園費補助金につきましては2,750万4,000円、社会教育費補助金につきましては100万円となっております。

次に、国庫委託金でございます。総務費委託金につきましては15万3,000円でございます。総務管理費委託金で2万2,000円、戸籍住民基本台帳費委託金で13万1,000円、民生費委託金でございますが、829万3,000円でございます。社会福祉費委託金で815万6,000円、児童福祉費委託金につきましては13万7,000円でございます。

次に、14款の県支出金の県負担金でございます。民生費県負担金につきましては3億8,115万8,000円でございます。社会福祉費負担金で2億3,111万6,000円、児童福祉費負担金につきましては4,690万8,000円、子ども手当負担金につきましては9,248万4,000円、生活保護費負担金につきましては1,065万円でございます。

次に、2項の県補助金でございます。総務費県補助金につきましては70万円でございます。

次に、民生費県補助金につきましては1億1,314万円でございます。社会福祉費補助金で7,900万4,000円でございます。また、児童福祉費補助金につきましては3,413万6,000円となっております。

次に、衛生費県補助金でございます。3,136万1,000円となっております。

次に、農林商工費県補助金でございます。8,329万1,000円の計上となっております。農業費補助金といたしまして3,023万7,000円、林業費補助金につきましては429万2,000円、商工費補助金につきましては4,876万2,000円となっております。土木費県補助金でございます。1万8,000円でございます。消防費県補助金につきましては42万1,000円でございます。教育費県補助金につきましては274万1,000円の計上となっております。小学校費補助金で2万4,000円、中学校費補助金で1万7,000円、社会教育費補助金につきましては270万円となっております。

次に、県委託金でございます。総務費県委託金につきましては4,767万7,000円の計上となっております。総務管理費委託金で163万4,000円、税務費委託金につきましては4,350万円、戸籍住民基本台帳費委託金につきましては3万6,000円、統計調査費委託金につきましては200万7,000円でございます。人権啓発費委託金につきましては50万円となっております。農林商工費県委託金につきましては425万3,000円でございます。

次に、15款財産収入の財産運用収入でございます。そのうちの財産貸付収入でございます。202万8,000円でございます。土地の建物貸付収入は195万9,000円、物品貸付収入につきましては6万9,000円でございます。

次に、利子及び配当金でございます。713万6,000円を計上いたしております。

次に、2項の財産売払収入でございます。物品売払収入といたしまして1,098万6,000円でございます。それから、不動産の売払収入につきましては6,590万円でございます。

次に、16款寄附金でございます。一般寄附金で1,316万1,000円、民生費寄附金につきましては1万円、土木費寄附金につきましては10万円、ふるさと応援寄附金につきましては200万円の計上となっております。

次に、17款の繰入金でございます。基金繰入金でございます。財政調整基金繰入金につきましては3億9,700万円、体力づくりセンター整備基金繰入金につきましては800万円の計上となっております。

次に、18款の繰越金でございます。8,000万円となっております。

次に、諸収入でございます。延滞金につきましては100万円でございます。また、預金利子につきましては36万9,000円となっております。

次に、3項の雑入でございます。滞納処分につきましては72万7,000円の計上でございます。弁償金につきましては3,000円、過年度収入につきましては1万1,000円、雑入につきましては1億4,310万1,000円でございます。

次に、20款市債でございます。総務債につきましては23億8,070万円でございます。合併特例債につきましては20億70万円でございます。また、地域振興基金造成事業債につきましては3億8,000万円となっております。

次に、衛生債につきましては7,650万円でございます。一般廃棄物の処理事業債でございます。

次に、土木債でございます。1億710万円でございます。社会資本整備総合交付金事業債でございます。

次に、臨時財政対策債でございます。7億6,800万円となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

赤井委員長 ただいま説明願いました部分に対するの質疑に入ります。質疑はありますか。

白石委員。

白石委員 まず、この歳入の費目に入る前に、総務財政課のこの予算編成に当たって、とりわけ地方自治体の財政そのものが国の地方財政計画に大きく左右され、本当に平成16年以来、大変な財政を強いられてきた。ところが、国も方針転換をして、一定、地方の財政にこの交付税等

の増額、あるいは景気対策等やってまいりました。民主党政権でも、昨年の第3次補正、さらにこのたびの第4次補正という形で地方財政にいろいろこ入れをしてきていると、そういう状況があるわけであります。

今年も地方財政計画を見ますと、一般財源、あるいは地方交付税が微増であるけれども、前年度よりも増額をされている、こういう状況の中で歳入見込みをされている。当然、地方交付税だけではなくて、市税等の収入見込みについても地方財政計画にのっとったされていると、このように思うわけでありますが、まず、地方財政計画における本市のとりわけ歳入に占める影響について、前年度と比較しながら平成24年度ではどうであったか、この点をお伺いをし、この具体的な収入の項目に入っていきたいと思うわけでありますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

赤井委員長 課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。ただいまの白石委員のご質問に対し、お答えいたします。

平成24年度の地方財政対策におきましては、大きく通年と変わりました、これまでの財源調整の通常収支分に加えて東日本大震災分を区分されて整理されたわけでございます。中でも依存財源の柱とも言うべき地方交付税に至りましては総額17兆4,545億円、対前年811億円、率にして0.5%の増と見込まれておるわけでございます。こちらにつきましては特別加算といたしまして通年の地域活性化雇用等対策費、過去2年されてきておる、そこに加えて地方再生対策費をプラスした中で、これ自体を組替、廃止したもとの別枠加算ということで1兆4,950億円を地域経済基盤強化雇用対策費として盛り込まれておるわけでございます。また、臨時財政対策債につきましては6兆1,333億円、対前年260億円の減、率にいたしまして0.4%の減となっております。

こういった地方財政計画のもと、葛城市、本市における予算的な面といたしましては、平成23年度交付税に至っては29億5,000万円、当初計上しておったわけでございます。7月算定を経て10月に再算定がございまして、額としては確定額33億8,322万2,000円ということで、今定例会3月補正でその差額を増額補正させていただいたところでございます。平成24年度の当初予算見込みに至りましては、地方交付税全体といたしましては先ほど申しました0.5%の増ということでございますが、内訳的には、普通交付税に至っては16兆4,072億円ということで、対前年975億円の減、率にいたしまして0.6%の減、こういう内訳でございます。特別交付税に至りましては6%、1兆473億円ということで額にいたしまして1,786億円、率で20.5%の増、こういう普通・特別それぞれの増減の中で、総じて地方交付税としては0.5%の増ということでございます。平成24年度の普通交付税に至っては、32億5,000万円を計上しておるわけでございます。当初予算からは増額になっておるわけでございますが、平成23年度の確定数値から見ますと、1億3,322万2,000円の減、率にして3.9%の減を見込んでおるわけでございます。

また、臨時財政対策債におきましては、平成23年度当初、7億9,100万円見ておったわけでございます。これは地財計画に基づく額でございましたが、実際、確定が7億6,732万

1,000円ということになったわけでございます。平成24年度の臨時財政対策債につきましては、地方財政計画上、マイナスの0.4%とたわれておるわけでございます。しかし、これも普通交付税と同じく、全体としてマイナスの0.4%でありまして、市町村分といたしましてはプラスの0.2%、こういふことで平成24年度に至りましては7億6,800万円の計上、率にして約0.2%の増ということで見込ませていただいております。

国の景気対策の中で先ほど来出ておりました、こういった地方交付税の地財計画、また、政権等々の交代にかかわります地域活性化の臨時交付金、こういったものが平成20年度から平成22年度にかけて約4億5,000万円ほど臨時的に一般財源としていただいております。平成20年度までに至っては、もちろん合併後、平成11年度で地方交付税、普通交付税、特別交付税合わせて48億7,800万円あった分が普通交付税、特別交付税合わせて30億円切るか切らないか、こういった推移でかなり地方財政、葛城市のみならず全国各自治体の財政状況を圧迫しておたわけでございますが、先ほど申しました臨時的な交付金、こういう一般財源の国の見直し等々によりまして、ここ平成22年度、平成23年度と若干でございますが、右上がりになってきたと、こういう経緯でございます。

そういった中で、当初予算に占める、まず自主財源なんですけれども、これは155億5,000万円のうち、自主財源といたしましては51億7,441万1,000円、率にして33.3%でございます。残る分につきましては、地方交付税、また歳出の増高等に伴います国・県支出金等々合わせまして103億7,558万4,000円、6.7%という状況でございます。合併直後であれば、自主財源が、やはり依存財源が少ないために50%近くまでいっていった現状でございますが、平成22年度ぐらいから右上がりになってきたことによりまして、平成24年度における自主依存財源の率については、こういう推移を示しておると、こういう現状でございます。

以上であります。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 財政課長の方から地方財政計画の内容、そして、その財政計画そのものが、この葛城市の財政、つまり、歳入にどのような影響が出ているかということの詳細にお答えをいただきました。

市長もご承知のように、小泉さんの構造改革、いわゆる三位一体改革によって、今、課長が答弁されたように地方交付税は30億円近くまで落ち込んだという状況から、今日、政府が平成20年以降、地方財源確保の手直し、こういふことで政策を変えてきた。それが平成20年の地方再生対策、あるいは平成21年からの1兆円規模の上積みなど地方交付税の回復、増額措置が基本的に維持され、この平成24年度の地方財政計画に受け継がれております。先ほども申しましたように、その上に麻生内閣以来の十数兆円に及ぶ経済対策が行われたんですね。さらに民主党政権でも昨年11月に第3次補正、さらにこの2月に第4次補正がされるという形で、この間、地方交付税の一定の回復を図り、合併前の平成14年前後の水準に達してきているという状況であろうと思います。

そこで、交付税は後に回して、そういう状況の中で、じゃ、自己財源そのものは市税という観点からしたら実際に伸びてきているのかどうか、ここをお伺いをしてまいりたいと思

ます。まず、個人市民税であります。個人市民税を見る場合、私は常々、普通徴収と特別徴収に分けてお伺いしております。平成23年度の普通徴収における実績、その実績を見て、あるいは地方財政計画等を参考に、どのように編成をされたか。特別徴収についても同様であります。まず、その点をお伺いしたいということでもあります。

まずと言いましたけれども、ついでに、ついでと言っちゃ失礼ですね、固定資産税についてもお伺いしておきたいと思っております。平成23年度の固定資産税の総額はもちろんですが、土地、家屋、償却資産ですね、この3分類をして平成23年度の実績、さらに平成24年度は、これは固定資産税の評価替を行われた年であります。そういう評価替の結果どのような、とりわけ土地や家屋がどのように予算計上をされたか、この点もお伺いしておきたい、このように思います。

赤井委員長 課長。

寺田税務課長 税務課の寺田です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの白石委員のご質問で、まず個人住民税ですが、まず全体的に予算の全体の数値なんです、平成23年度、平成24年度を比較しまして、その伸び率におきましては178万2,000円という形の市税のみでございます、全体で。その中におきまして個人・法人合わせて、個人市民税におきましては、今年が平成24年度、14億3,300万円で対前年で1,730万円の増となっております。

その中で個人市民税におきまして普通徴収、特別徴収ですが、あくまでも予算等の比較がありますが、普通徴収におきましては、平成23年度におきましては4億570万円、平成24年度におきましては3億5,230万円、対前年比較しましてマイナス5,340万円、伸び率におきましてマイナス13.16%という形で減を見込んでおります。さらに特別徴収におきましては、平成23年度9億5,530万円、それから平成24年度におきましては9億8,080万円、逆に2,550万円の増と、さらに伸び率におきましては2.67%の伸びを見ております。

あと、分離課税、あるいは退職所得等々ございますが、個人市民税におきましては、全体的におきまして住宅借入金ということで税額控除がマイナス2,800万円。さらに今年におきましてはゼロから15歳、いわゆる年少扶養の控除がなくなりました。その関係で影響額が5,000万円増となっております、全体的に対前年におきまして、所得割だけにおきまして、平成24年度が13億8,600万円でありますので、対前年で比べましてプラスの1,640万円の増となっております。

(「すまんけども、個人市民税の普通徴収の分、もう一回言うて」の声あり)

寺田税務課長 普通徴収ですが、平成23年度、4億700万円、今年が、平成24年度、3億5,230万円になっておりまして、対前年5,340万円の減となっております。率で13.16%のマイナスとなっております。

次に、固定資産税であります、固定資産税におきましては、先ほどの財政当局の説明ありましたが、固定資産税におきましても、地方財政計画によります平成24年度の固定資産税、都市計画税が評価替の影響にありまして、平成23年度、対前年で比較しまして約4,800億円、さらに平成24年度の固定資産税の税収見込みは9兆6,400億円となりまして、過去、平成11

年度の10兆6,200億円と比較しまして約1兆円の減収となっている見込みとなっております。

当葛城市におきましては、全体で固定資産税におきましては、平成24年度は19億9,800万円で、対前年1億4,200万円の減額、率でマイナス6.7%の減となっております。これは大きく要因としましては、まず評価替、あるいは土地におきましては評価替、それから土地の下落等がありますが、まず固定資産税におきます銘柄別、まず土地につきましては、予算では7億2,900万円となっております、対前年1,800万円の減となっております。

これにつきましては評価替の年ではありますが、大きく要因はまたさらに2点がございます。

1点目は、市街化区域内のうちの宅地並み評価というのが平成21年度からスタートしました。それで今年は3年目になりますので、その分の評価額がマイナス40%減額するとなっておりますので、この影響。それから、平成24年度は評価替の基準年度になりますので、基準値の価格を見直し、それにさらに176カ所の標準値を鑑定評価の結果で路線価させますが、今年の基準値の価格におきましては1平方メートル当たり5万6,300円となっております。それが3年前の平成20年1月1日現在、要するに評価替年度の前回の評価に比べまして、前回6万1,200円となっております、その基準値だけの比較であります、マイナス4,900円、さらにマイナス8%、かなりの下落となっております。これを基本に置きまして各路線価を反映させていきますので、その影響がもろに出てきておりまして1,800万円の減となっております。

次に、家屋でございます。家屋は今回予算としまして7億2,900万円ということで、対前年4,100万円の減額を見込んでおります。これはかなりの落ち幅であります、もちろん評価替の年度でありまして、その中で3年に1回、在来分の家屋、既に建っている家屋でございしますが、これを見直しするのがありまして、その見直しする要因の率といいますが、専門的用語では再建築費評点補正率、すなわち上昇率であります、それが平成24年度におきましては基準が木造が0.99、非木造が0.96。それは前回、3年前の平成21年度の基準値におきまして木造が1.03、非木造は1.04とかなり落ちております。その関係でかなり減価しております。あと、細かい数字は持っておりますが、省略させていただきます。

次に、償却資産におきましては、今年度の予算額で4億9,000万円、対前年8,300万円の減となっております。これにつきましては、各企業の大きな設備投資がなく、さらにその影響で各償却資産の各費目というか、それが減価されておりますので、その影響で減額しております。さらに、これにつきましては申告の課税ということになりまして、さらに3月31日に大臣配分というのがございます。それを予測するのにかなり難しい点がありますので、対前年に比べまして大きなマイナス8,300万円の減となっております。

以上です。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 ありがとうございます。税務課長から詳細にご答弁をいただきました。個人市民税、とりわけ普通徴収については3億5,230万円、前年比13.6%の減になっているということであり、普通徴収は、ご承知のように中小商工業者、あるいは農業者ですね、地域の経済を支えている人たちが本当に厳しい経営環境の中にある、あるいは中小企業で働いている勤労

者の収入も大きく落ちている、こういう状況になっているのではないかと推察をできます。

特別徴収、これはここにおられる給与所得者で源泉をされている人ですね。比較的安定をした企業等の給与所得者であろうと思うわけですが、こちらは2,550万円の増になって、この辺のところはちょっと理解しにくいわけですが、給与所得はこの間、低下をしてきているわけですが、先ほど説明された年少者扶養控除、この部分が廃止された、このことが大きな影響を与えたのか、この点、ちょっと確認をしておきたいと思います。もう一度お願いします。

赤井委員長 課長。

寺田税務課長 今の普通徴収、特別徴収の影響であります、年少扶養控除の減額は、これは特別徴収、普通徴収変わらず所得ある方に対する共通のものでありますので、その影響というのはいらないと思います。ただ、特別徴収につきましては若干人数的に増えておられますねんけど、その点、普通徴収におきましては、これは納税義務者の推移であります、予算ベースでのお話になりますねんけど、平成24年度普通徴収におきましては5,800人見込んでおります。それは対前年におきまして、これは平成23年度見込みであります、5,942人、平成24年度が142人減っておられます、普通徴収の方が。

(「5,800人になったわけやな」の声あり)

寺田税務課長 はい。平成24年度、予算ベースであります、5,800人おられます。それから、平成23年度は、これは決算見込みであります、5,942人、142人の減ということで見ております。さらに特別徴収におきまして平成24年度が1万200人。特別徴収におきましては、平成23年度、見込み的には1万314人。114人、逆に増えておられます。ということの数字で裏づけされておりますので、直接の数字には及ばないと思いますが、そういった影響で特別徴収の方が金額的に伸びたかなと思われま。

以上です。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 再度、税務課長からご答弁をいただきました。給与所得者の給与は何年連続してでしょうか、8年か9年ぐらい連続して落ちているにもかかわらず、これは伸びているというのはびっくりしたんですが、その原因はその114人ですね、特別徴収される方が増えているということが1つの大きな原因だろうということでもあります。そのように理解をして固定資産税の方に移ってまいりたい、このように思います。

固定資産税は、市町村、自治体にとっては非常に大切な財源ではあるんですけども、これは収入がなくても収入が少なくても、土地を持っておられる方は全てにかかってくるという非常に厳しい税金であります。この間、何年だったでしょうか、平成4年当時だったでしょうか、当時の自治省の通知によって、これまでの固定資産税の評価額を公示価格の大体2割から3割ぐらいで固定資産税の評価額を決めていた、それを7割に引き上げるという乱暴な増税を強行したわけがあります。そのことによって一挙に固定資産税が上がることになるわけで、これを緩和をするために負担調整をやってきた。それがもう何年になりますかね。20年近くして、今年の評価替によって、大体、地価公示価格の7割の水準に達したと、この

ように解釈をしていいのでしょうか。まず、お答えいただきたい。

赤井委員長 課長。

寺田税務課長 ただいま白石委員のおっしゃいましたとおり、地価公示価格の7割におきましては平成6年度の評価替から実施されております。ただ、先ほど言いましたが、かなり今年も地価下落はありまして、そして、きょうの新聞の方で地価公示価格の発表ありましたが、国土交通省、平成24年1月1日現在での地価公示価格、全国平均で住宅地が対前年マイナス2.3%の下落、商業地が対前年3.1%の下落ということで4年連続で下落しております。ただ、こういった地価の下落がありまして、先ほど、最初の冒頭で申し上げましたとおり、地方財政計画、都市計画税、固定資産税合わせまして、今年平成24年度の収入見込みが過去、平成11年度で約10兆6,200円あったと言われておりますが、今年は9兆6,400円と約1兆円落ちる幅で見込まれております。

その点でかなりの土地の下落ということがありますのんやけど、ただ、その水準に達しているということで、さらに今、平成24年度の税制改正もありまして、今、国会の方で、参議院の方で審議されておられますが、宅地の負担水準の見直しはあるということの中で据え置き特例ということで、宅地におきまして小規模住宅、200平方メートルまでにおきましては価格6分の1まで落として、さらにそれに対して負担水準を設置して、その負担水準に対しまして前年度の課税標準額が80%から100%の間におきましては82%を据え置きなさいということが今までうたわれておりました。

ただ、今回、かなり土地の方の下落があったということで、減収ということの中で、その見直しが予定されておまして、平成26年度にそれを廃止するというので、平成25年度、段階的に90%、それから最高的には100%ということで、その見直しが予定されております。これは国会で今審議途中であります。そういったことでかなり土地の方はバブルのときのことを思われまして土地が下落しておまして、そういった関係で完全な地価公示価格の7割めどは達成されたと思います。

ちなみに、葛城市におきましても、基準値の価格におきまして、これは去年ですが、平成23年1月1日の地価公示価格、葛城市の基準値におきましては、柿本、そのこの信号のところの横に貸し駐車場さんがありますけれども、そこが基準値になっておまして、柿本、何番地かちょっと忘れましたが、それからさらに北側へ行きましたら一番近い基準値がございまして、そこと比較しましたら、それが平成23年1月1日現在で地価公示価格が8万1,500円、その7割めどが換算しますと5万7,050円ということで、その基準、地価公示価格に比べまして、路線価の基準値が去年、平成23年1月1日現在で5万6,300円ということで、地価公示価格に比べまして750円安くなっております。ということで、そういった地価公示価格におきまして7割めどという評価につきましては鑑定委託を出しまして、そこにさらにということでやっておまして、そこは全体的には達成されたかなと思います。

以上です。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 具体的に詳細にご説明いただきました。本当にここにおられる皆さんも、固定資産税のこ

れまでの課税の仕組み、いきさつというものはよくご理解していただけたと思うんですね。私は、固定資産税というのは確かに地方自治体にとって大切な財源であるけれども、先ほど言ったように収入がなくてもかかってくるものであって、本来、これは基本的な住居、あるいはなりわいをする、そういう店舗等は、これは収益還元方式という形ですべきではないのかということでもあります。

とりわけ7割の評価にまで引き上げて大きな負担をかけてきた。地価はどんどん下がっているのに固定資産税は上がっていくということが、この間ずっと起こってきたわけです。それがやっとここでマイナスに転じるという状況になってきた。これは地方自治体財政として歓迎すべきことなのか、いやいや、これは大変なことだということにするのか、これは本当に住民の暮らしを支える市町村として、しっかり見とかなならない。国はすぐに、地方自治体の財源が細り、減れば、これまた交付税で一定補てんをしなければならんということですから、今度は優良住宅というんですか、に対する軽減措置はやめていこうみたいな、そういう方向に向いている、そういう話ですね。だから、本当に国民の立場に立った税制という点からしたら非常に問題のある固定資産税だということを指摘して次に移りたい、こういうふうに思います。

地方交付税についてお伺いをしたいと思います。

ずっと飛びますけれども、これは財政課長の方からご答弁をいただきました。前年度と比較して、これは増額をしているわけでありましてけれども、実際にその内容そのものはそんなに増えてない。予算ベースでいったら増えてますけど、決算ベースでしたら微々たるものだけということ、平成23年度そのもの見込みが非常に抑えられていたと言わざるを得ないわけですね。ですから、平成24年度のこの数字の根拠は、どのような考え方で積算されたのか。これまた年度末になったら、3月の議会や12月の議会でポカッと3億円、4億円言うて増額補正されるということでは困るわけですよ。だから、やはり当初予算において、できるだけ正確に補足をし、予算、歳入歳出全体をきちっと見てもらわなきゃならない。

今年も財政調整基金積立金から一応繰り入れはしています。しかし、これまた結果として全額繰り戻して、また積立金に積み立てるという、そういう運用では、私たちは実際にこういう数字が予算で出てきたものがほんまに的確な歳入の見込み、ちゃんとした根拠に基づく支出に基づいて歳入歳出予算に計上されているのかということに疑うといたらごめんなさいね、考えざるを得ないわけですよ。その点、今回の地方交付税の算定に当たって、もう少し詳しい内容をお伺いをして、次にまた移りたいと思います。

赤井委員長 課長。

山本総務財政課長 ただいまの白石委員のご質問にお答えいたします。

まず、平成23年度の予算と確定の乖離ということでございました。その前提といたしまして、まず平成22年度でございまして。こちらの方が確定額といたしまして普通交付税が30億6,489万2,000円、臨時財政対策債に至りましては9億7,625万9,000円になったわけでございます。交付税に至りましては、対前年3億2,800万円、3億3,000万円ほど増えた。また臨時財政対策債につきましても3億6,200万円余り増えた。合わせまして7億円近く対前年、急

激に増えたわけでございます。我々、財政に携わる者といまして、冒頭申されたように、平成16年度から平成18年度に至っての三位一体の改革の中で交付税が5.1兆円下げられ、また、国庫補助負担金の改革として4.7兆円、税源移譲として3兆円と、こういう規模で聞いておったわけですが、現実には合併直後から苦しい状態の連続でございました。そんな中で、平成23年度の地方財政対策計画の中で、対前年、まだ2.8%上がる、こういう交付税に至っては示しをされたわけでございます。ストレートにのんでいけるものなのか、その辺の危惧をかなりさせていただいたところでございます。

平成23年度の県内の状況でございますが、当初予算と決算乖離、まず、平成22年度では県内39市町村全て、当初を下回るということはございませんでした。12市については全て12市とも決算オーバーで、額にして5億7,000万円余りの額。また平成23年度につきましても、やはり慎重な見方という中で、12市中11市が当初予算よりもオーバーという形で、額で約2億8,000万円余り平均で出ておると。こういう中で、なかなか平成23年度の2カ年度連続で5億円、6億円、7億円も増えるかどうかという、そういうまず根底に心配があったわけでございます。そういった中で、まず平成23年度の決算確定との乖離と、こういうことで重きはそういう内容が根底にございました。

そんな中で、平成24年度は、じゃ、どう組んだかといいますと、平成23年度の当初予算ベースではなくて確定ベースに基づきまして、地方財政計画の中でうたわれております個別算定経費については前年確定の同額、また包括算定経費につきましてはマイナスの2.0%を見ておるわけでございます。加えて、地方再生対策費、また特別枠といましての雇用対策の地域資源活用推進費につきましては、いずれも廃止、組替という中でマイナスの1.3%として新たに、仮称ではございますが、地域経済雇用対策費として組み替えられると、こういうことに基づきまして、その数値を求めたわけでございます。

以上、大きなところはそういったところで平成24年度当初予算を組ませていただいております。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 財政課長から詳細なご説明をいただきました。合併後、この予算編成に大変苦勞されてきたわけでありましてけれども、この間の地方財政対策や政府の景気対策等々により本当に息を吹き返して、これが先どうなるかわかりませんが、一定の財政的なゆとりが生まれてきているということがわかったと思います。今年度の地方交付税の計上は、平成23年度の確定ベースをもとに地方財政計画に基づいて算定されたものだということで、年度末にはどういう数字になるか楽しみにしておきたい、このように思います。

ありがとうございました。

赤井委員長 ほかに。

朝岡委員。

朝岡委員 くだいようで申しわけないんですけども、私は子ども手当の歳入の面について少し説明をしていただければ一番ありがたいんですけども、ページでいきますと21ページから県も含めて子ども手当の国の負担分、また県の負担分というのが各目に、節に掲載をいただいて

まして、これ、平成23年度で当初、制度が若干変わったということでございますけれども、平成23年度当初では子ども手当の総額の支出が予算ベースで9億584万4,000円、このうち平成23年度の当初予算の予算表を見ると、国の負担分が平成23年度、9億584万4,000円に対して6億9,950万8,000円、負担割合とすれば100分の77.2%ですね。

今回の平成24年度も新たな子ども手当の当初予算、昨日の民生費の方で質疑をさせていただきましたけれども、予算案の概要18ページの事業3から見ても7億380万円。うち、今申し上げる21ページの国の負担分が、ここに掲載いただいていますように5億1,883万2,000円。負担割合として計算しますと100分の73.7%。これに後から出てまいります県の負担金を加えて、じゃ、一体、葛城市が昨年から今年にかけて、さまざまな制度が改定された、子ども手当の葛城市としての負担は幾らなのかと。計算しましたら、間違っていたらあれなんです、昨年で葛城市の負担が1億316万9,000円。9億円に対して、これでいきますと100分の11.4%になります。

本年度はどうかといいますと、制度が変わって全体的な支出は7億380万円ですが、そのうち先ほど言いました国の負担分、また県の負担分を差し引いて葛城市が負担する金額が9,248万4,000円。これでいきますと、全体的な7億円から負担割合を計算しますと100分の13.1%ということで、さまざまな、いわゆる制度の改定がありながら、結局、このところへ来て、当該市町村の負担割合が1.7%増えている、こういうことになるのかと。そのことを昨日も民生費の中で山岡課長から細かく負担割合を聞かせていただきましたけれども、この件についてどのようなご見解を持たれているのか。結局は、制度がさまざま変わって、国はいわゆる拡充した分はできるだけ国費でと、こう言いつつも、実際、これ、計算すると市町村の負担割合が増えているというのが事実なんです。

この辺のところ、先ほど来、白石委員の質疑の中で年少扶養控除の撤廃等、実際の所得は上がらないのに税が上がっていると。税が上がるといふか、公費はなくなってますからね。そういうことによって、国はそれを財源の補てんをするということで、財源にそれを入れるというような話をしながら、実際、当該住民の市町村に負担割合が高くなっていると、こういう事実がもしご答弁いただけるようでしたら、お聞かせをいただきたいなど、このように思います。どうですか。ちょっと難しいですか。

じゃ、こういうことをお示しさせていただいて、本来、子育て対策の一環やということで、いわゆる子ども手当というのが民主党政権のもとで、いわゆるマニフェストに掲げはったわけですけど、本来、負担割合が多くなる地方自治の住民環境に、ニーズに本当に適した、これは子育て対策なのかという疑問をやっぱり投げかけていかならないと違うかと。先ほど来から保育所の整備であるとか、幼稚園の年少の受け入れであるとかという、やっぱり葛城市独自の、その地域地域に応じた役目を担った子育て支援というのはほかに、どうせ金額を、市がそれだけの負担をするということであれば、優先順位はここにあるのではないのかなというようなことを申し上げたいなど、このように思います。

赤井委員長 市長。

山下市長 子ども手当のことは、全国の市町村で疑義が申し立てられたり、この用途につき

まして市町村にその半分でもいいから任せてくれと、保育所の整備に使いたいというような意見があったことは十分に承知をしております。何がいいのか、子どもたちのためになるのか、国の方でも考えておられるんでしょうけれども、実際に基礎自治体である葛城市としまして、保育所建て替えに関しても交付税の中に算入をしてあるということで補助金がいただけなかったりとか、まことに心苦しいところはあります。

実際に決められたことを遂行していくのも我々の使命ではありますが、こういうことも執行はしていきながらでございますけれども、いろいろと国等に対して意見陳情、意見を述べていく機会があれば、我々の思い、地方自治体、基礎自治体の考え方というものも表明していければと考えております。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 ありがとうございます。市長から急にえらい所見を求めまして申しわけなかったですけども、今、本当に市長が申されたように、その地域に最適なニーズに合った子育て支援策というのは、いろいろと我々議会も含めて考えていかなければならない、そういうことだろうと思います。決して子ども手当がよくないとは言いませんけれども、今、国が主導している子育て対策は果たして、最終的には自治体に負担割合を増やすということの結果が、本来すべきことはもっとほかにあるんじゃないかなと。自治体としてはですよ。そういうことをやっぱり議会も行政も、またそういう機会があれば国の方に届けていかなければならないんじゃないかなと、こういう所見を申し上げて、この質疑は終わります。

赤井委員長 ほかに。

白石委員。

白石委員 引き続き質疑をさせていただきます。27ページです。27ページの15款財産収入の1目の物品売払収入であります。そのうち、有線放送スピーカー売払代金23万9,000円の内容についてお伺いしたい。次の防災行政無線受信機売払代金9万3,000円の内容。さらに公用車売払収入220万円が計上されております。この公用車の種類、台数、それぞれどの程度の売り払うための価格になるのか、お伺いをしたいと思います。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課、菊江でございます。ただいまの白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

歳出でもご説明いたしましたけれども、平成22年度では40台の有線放送用スピーカーを売り払いいたしました。また、平成24年度におきましては63台ということをご報告したかと思っております。そうした中で、平成24年度におきましては1台3,990円掛ける60台を見込んでおまして23万9,400円となるところでございます。そうしたものの400円を切りました23万9,000円でございます。

もう1点の防災行政無線受信機の売り払いということでございますが、防災行政無線につきましては、1台目につきましては無償で貸与という形をとらせていただいておりますが、2台目ということになりますと有償になります。また、事業所等におきまして防災行政無線を設置する、そうした場合につきましても有償となります。そうしたことから3台分の売り

払いを見ておりまして、3万1,000円掛ける3という形の中での計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

赤井委員長 所長。

増井新庄クリーンセンター所長 新庄クリーンセンターの増井でございます。ただいま白石委員からのご質問の公用車売払収入につきましてご説明させていただきます。

公用車売払収入につきましては、新庄クリーンセンターで所有しておりますパッカー車、バキューム車の本年度、平成24年度入れ替えに伴います売り払いということで、入れ替えますパッカー車2台分の100万円、バキューム車につきましては、今、予備車等で使っている分と入れ替える分の2台分、120万円の売り払いを見込んでおります。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ所管の課長からご答弁をいただきました。歳出でも議論したように、有線放送スピーカーは60台分がここに売払収入として歳入されていると。これは初めて、私もあまりしっかり見てなかったんだと、こう思うんですけども、當麻地域の行政防災無線受信機の2台目からは有償であるということ。そして事業所等への設置についても有償だということで、それを3台分想定、予定しているということですね。はい、わかりました。

それから、こういう公用車の売払収入、220万円であります。それぞれその内容については、お答えをいただきました。この売却方法というのは、どのようにされているんでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

赤井委員長 所長。

増井新庄クリーンセンター所長 失礼します。今の売り払い方法でございますが、公用車のパッカー車、バキューム車、特殊車両につきましては、今、見積もりをいただいておりますのが、公用車等を購入しました会社と、もしくは特殊車両ですので仮装部分の専門業者ですか、そちらの方との一応見積もり合わせによって売却をしようかなという予定をいたしております。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 はい、わかりました。それぞれ特殊車両のことでありますからネットでいうわけにいきませんので、その辺は理解できることだと思います。きちっと見積もり合わせをして、できるだけ数社という形で売却をしていただきたい、そのように思います。

次にいってよろしいでしょうか。

赤井委員長 はい。

白石委員 じゃ、次に、同じく第2項の財産売払収入の2目の不動産売払収入であります。公共用地売払収入、6,500万円、大変大きな額になっているわけでありましてけれども、どこの土地をどれほどの価格でどのような方法で売却しようとしているのか、お伺いをしたいと思います。

赤井委員長 主幹。

安川総務財政課主幹 総務財政課の安川と申します。よろしく願いいたします。

ただいまの質問でございますが、今回、公共用地の売り払いで挙げている用地につきまし

てですが、葛城市JR新庄駅東地区土地改良区画整理事業によりまして区画の整理をされた柿本324番地、これが222平方メートル、同じく柿本325番地、これが537平方メートル、それと柿本316番地、これが440平方メートルになります。しめて3カ所の面積が1,199平方メートル、これに単価5万5,000円を掛けまして6,590万円ということで計上させていただいております。

それと、公売の方法につきましてですが、今現在予定しておりますのは、一応、葛城市の広報紙並びにホームページ等で公告等を行いまして、それによりまして入札方式で考えております。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 そしたら、1筆、2筆、3筆ですか、1,199平方メートル、1平方メートル5万5,000円。平方メートルと言われるとよくわからないんで、坪にしたらどのぐらいになるんでしょうか。18万円程度ですか。

(「18万円です」の声あり)

白石委員 もちろん、これ、市民に広く広報して、これこそオークションみたいにしてやれば大きな収入源にはなると思うわけでありましてけれども、これは予定価格ということなんですけれども、これは公表してやるんですか。

赤井委員長 主幹。

安川総務財政課主幹 昨年におきまして、区画整理組合の方におきましても一応公売されている中で、金額につきましても保留地の1平方メートル当たりの予定価格5万5,000円が入札されていますので、その価格をもとに今回につきましても一応予定価格の公表の予定で考えております。

以上です。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 同じ地域内でも、この土地の処分というか、売買というのは、大体、宅建業者というか、そういう人たちが購入をしているわけで、こういう人たちが買おうと思ったら、そんな20万円も30万円もしたら採算とれないでしょうね。しかし、これ、市民でしたら坪18万円で、その土地がですね。これ、何区画、3区画でいいんですか、こんな予定価格で、こんな貴重な財産を売り払おうというのは、ちょっと問題があるんじゃないか。実際にこれを20万円で買ったって、家を建てれば、それは安くつくと思いますよ。この価格は業者向けの価格じゃないですか。何区画、ほんまに3区画売の。

赤井委員長 主幹。

安川総務財政課主幹 区画につきましてですが、先ほど言いました柿本324番地、これが222平方メートルということで1区画。次に柿本325番地、537平方メートルにつきましては3区画。これで大体170平方メートルから190平方メートルになるかと思いますが、それと最後に316番地の440平方メートルにつきましては一応2区画ということで、大体220平方メートル平均で区画割りを考えております。

以上です。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 こういうのを私、あまり経験がないもので、確かにこの土地区画整理事業の地域、区画の地域の中に市の所有する土地があって、換地を受けて、この資産をどう処分するかというのを私も注目をしていたわけでありましてけれども、なかなか持っているだけでは、それは当然、何のために持っているかわからないというわけですから、それは売り払いをするということは、これは否定をするものではありませんけれども、予定価格というか、この予算額そのものが私は低いんじゃないかと。

あそこ、坪18万円ですよ。これは確かに業者が買おうとすれば、そのぐらいでなかったら採算とれないでしょう。市民向け、市民もそれは安い方がええに決まっているけど、これ、財産ですからね。だから、そここのところのちゃんとした予算額というか、予定額というものを、それなりに納得のいくものにやっぱり考えてもらわないかんと思うんですが、この辺は私の言っていることが、素人ですから、ちょっととんちんかんな話になっているかわかりませんが、こんなのは、それこそ生野理事の方がようわかってんちゃう。

赤井委員長 生野理事。

生野都市整備部理事 都市計画の生野でございます。先ほど来、安川主幹の方がこの不動産売り払い収入で平方メートル当たり5万5,000円、坪に直しますと18万1,800円に相なるわけでございます。これにつきましては、平成19年に区画整理組合が保留地確保、保留地の売却で事業費確保のために最低制限価格として設けた価格でございまして、それによって区画整理組合の方が入札いたしまして、一応18万3,000円から22万5,000円までの価格で入札が相なったわけでございます。今回、この予算につきましても、区画整理の保留地の売却の予定価格を参考にさせていただきまして、当然、これは最低価格として予算計上をいたしておるわけでございますので、住民さん向けといいますか、売却に関しましては最低価格がこれということで、入札の制度で売却を行うという予定にいたしております。

ちなみに、参考なんですけれども、この近辺で業者が当然、宅地の分譲を行っているわけでございます。その価格につきましては、いろいろ幅があるわけございまして、18万円から今22、23万円の坪単価で売却をされております。なお、業者でございまして、当然、建築条件付の売却でございまして、今回、葛城市に関しましては土地売却ということになるわけでございますので、今、業者が売買を行っている価格を限といたしますと妥当かなというように思う中での最低価格でありますので、それがこの約6区画ですか、売却するに当たって個人さんがどの程度の価格で入札を入れてくれるかによっても当然、売払収入は変わるかと思えます。

以上です。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 わかりました。最低の価格だということで、入札方式で広く市民から公募をしてですね。それは事業者も参加されるでしょう。やはり市民の財産です。市民に広く周知をされて入札に参加する、参加できるわけですね。はい。工事請負契約と違いますから、資格要件は市民

であればいけると思うんです。お金がなかったらあれですね。できると思いますので、広く購入できる機会をつくっていただいて、さらにこの成果が報告できるように報告をいただきたいと思います。

このページばかりなんですけれども、16款の寄附金であります。1目の一般寄附金1,316万1,000円、これの明細ですね。内訳について、ご報告を受けておきたい。ご説明をいただきたいと思います。

赤井委員長 課長。

山本総務財政課長 一般寄附金1,316万1,000円の内訳でございます。まず、有線放送、J A、先ほど出ておりましたJ Aならけんからの寄附金でございます、50万円。それと消防の方の消火栓設置に伴う寄附36万円。それと吸収源対策公園緑地の事業費にかかる分といたしまして1,230万円、合計いたしまして1,316万1,000円、こういう内容でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 ほんまにみずからの自主的な判断、意思で寄附された、そういう内容のものだと、こういう予算の計上であります。私は、それぞれ吸収源対策の寄附金、さらに消火栓の36万円、これらはやはり補助事業であって、寄附金として収納するのは、これは適正、適法な歳入ではない、このように思います。

この点は議論は一応指摘もありましたから、その内容を明らかにするという点でとどめたいと思いますけれども、1点、有線の使用にかかわってJ Aから50万円の寄附が出ているんですか。私、これ、うっかりしていたんですが、100万円だったと思うんですが、それがいつの間に50万円になったのか、この点、お伺いをしておきたいと、このように思います。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 一昨年だったと思います。J Aならけんの方から現在、発足当時の有線放送利用形態が変わりまして、50年来使用していないということで全額の寄附はできないということで申し出がありました。しかしながら、その当時設置された有線放送自身が今度、旧當麻では残念ながら配線するための工事が進んでない、それぞれ、その当時の申し合わせにより大字の負担になっておるとい部分があって、その対策に苦慮されているという現実がございます。今度、新しく防災無線なり、また何らかの方式でしたときには、設置された部分にいただきましたら、当然、今度はそれを撤去するための業務もかさんでくるだろうということから、2分の1ということで50万円の寄附をお願いしたということでございます。昨年度から残念ながら50万に減額されたという実態でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 これはいろいろ過去のいきさつ、経過があるわけで、しかも、一般寄附金ということに今度なりますので、このことについて安いやないかというの言いにくいというのがありますので、そういう経過が説明され一定理解できるものとしておきたい、このように思います。

次行ってよろしいでしょうか。

赤井委員長 はい、どうぞ。

白石委員 そしたら、ちょっと戻りますけれども、20ページ、使用料であります。5目の土木使用料

の道路橋りょう使用料、道路占用料5,400万円が計上されております。この道路占用料ですね、直近で改正された年月日わかりますか。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 合併当時というご説明の中で平成16年10月1日という形の中ですが、占用料自体につきましては旧のままで持ち越ししておりますので、最終的に今の金額になったというのは、ちょっと年限、そこまで調べきれてないところは申しわけないと思います。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 それがないと、ちょっと議論ができないんですが。長らく見直しされてない、私はこの見直しをすべきだと思います。関電柱にしてもNTT柱にしても、事業者として、とりわけNTT柱なんかは民営化されて民間企業として利潤を追求をし、経営を行っているわけですから、占用料を当然見直すべきだと思っているわけです。先ほど議論しましたね。固定資産税、議論しました。市民の皆さんがお住まいをする土地、建物、商店街等の店舗、それらの評価替をですね。評価替はやってますけれども、それ以前の問題として、公示価格の7割まで引き上げた、やったわけですよ。

市民の皆さんには大きな負担をしてもらっているわけです。ところが、こちらの方は、これはいつ改定したのか。ここをやっぱりしっかりと押さえておかないと議論にならないじゃないですか。利益を追求する民間企業の確かに公益的な事業であるということは理解できます。しかし、見直しをして価格の改定しないというのは、やっぱりおかしいじゃないですか。

わかりましたか。条例見たらわかるんちゃうか、例規集。ちょっと見てくれるか。次いこうか。

赤井委員長 はい。課長。

中 建設課長 条例の方、古いものを持ってきてませんでして申しわけなかったです。その辺、確認させていただいて、年限。

白石委員 そうですね。またご答弁いただきたいと思います。

中 建設課長 今の占用料の関係で見直すということの中で、昨年の決算委員会のときも白石委員からご意見ありましたという形の中で、先にというお言葉になって申しわけない点があるんですけども、それで、国交省のベースという形の中で、それにつきましては奈良県、また市の分につきましては占用料等もかかってきている点はございますんですけども、それと私どもの占用料等を比較させていただいて、当然、占用料と、いつという時点は、私、そういうことで不勉強で申しわけないんですけども、占用料等につきまして検討させていただいたという部分で、その点をお答えさせていただきたいなと思うんですけども、よろしいんでしょうか。

白石委員 はい、どうぞ。

中 建設課長 それで、私どもの地下埋設物というものは管渠の方で入っている分、例えばガス等につきまして、その分を平成22年度決算ベースで比較させてもらった数字につきましてご説明させてもらいたいと思います。平成22年度ベースで地下埋設物の大きさによって単価等が変わってくる関係あるんですけども、それにつきましては、その時点では約2,329万円とい

う占用料になってくるんですけども、それを国土交通省なり奈良県で採用されている占用料で計算させていただきますと575万円という形になってきて、マイナスが1,750万円余っているという現状になってます。

また、大和高田市等につきましても、同じようなレベルで大和高田市、橿原市を比較させてもらいますとマイナスが1,270万円余で出てくると。御所市につきましても同じような比較させてもらいますが、1,050万円余マイナスというような形になってきますので、ほかの市レベル等とまた県のレベルと合わさせていただきますとも見直すという形の中で減額という形になってくる関係もありまして、当然、事業者さんの負担ということにはなってくるわけなんですけれども、当然、市の貴重な財源ということの中で、現在の価格を継続させていただくということの中で、当然、内部なり、また理事者とも検討させていただいたということの経過を持っています。

ただし、先ほど言われました電柱等につきましては、ほかの分の基準と私どもの基準というのは1本当たりという形。ほかの分については線の条線という形の基準がちょっとまちまちになってますので比較までいってませんけれども、標準的に見ましても、国土交通省なり奈良県の分につきましても、あくまでも標準という形で見ていただきたいんですけども、270万円ぐらいは下がってしまうというような現状に応じて、今回の方につきましては見直しということのご意見をいただいておりますんですけども、その点で継続させていただくことの方角で、今、内部の方としては思っておるところでございます。

以上です。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 国交省や奈良県、あるいは近隣のまち。ほんまにこれは市民の財産の地価ですね、あるいは関電柱なりNTT柱が設置されていて、この収入についてどうなっているかというのはあまり関心はないかもわかりませんし、これは国交省や県の標準に合わせてたら低くなるとか、近隣に合わせても低くなるというのは、これはやっぱりぼっさりしているとしか言えないですね。当然、市民に対しても、それこそ、国交省とは言わない、旧自治省、今の総務省ですね、公示価格の7割までボンと引き上げてんねんな。大きな負担で市民の皆さん困っているわけですよ。

そんなときにこういう占用料がそのまま据え置かれておるとするのは、国交省、県、それはうちより下がっているような低いような市は、これは職務怠慢と言わざるを得ない。どこを向いて仕事をしているんやと。市民の方を向いて仕事してんのかいということになるわけですよ。そうじゃないですか。私の論議、間違ってますか。基本的に住まいがある土地というのは、これはまさに生存権を保障するものなんです。そこへ税金とっているんです。違いますか。企業は利益を生むために設置をされているわけですよ。そこのところから見ても、これはどういう立場でものを見ているのかということをお問わざるを得ないですね。

やはり改定を、山下市長はしたくないかもわかりませんが、ぜひこういう視点もあるんだということで、やっぱり市長会、提案をしていただきたい。今、どうやって地方の財源を確保しようかなんて言っているわけでしょう。言っているんだしたら、そのようにやる

べきだと。言いにくいところは、やっぱりよういかへん。これではやっぱりあかんじゃないですか。弱い方からとってくるなんていうのは私は納得いかない。

次いきます。

赤井委員長 はい。次いでください。

白石委員 次いきます。次に、20ページの6目の教育使用料の保健体育使用料の新町公園球技場使用料、4万円ですね。これ、1日使用したら、どの程度の金額になりますか。また、この4万円というのは存目程度で使用を想定していない数字なのかどうか、この点、お伺いをしたい。

それと次のページです。21ページです。2目の衛生手数料、2節の清掃手数料。そのうちの廃棄物等処理手数料、3,433万5,000円、これが計上されています。平成23年度の6月からこの手数料の引き上げをしました。150円の引き上げですね。平成23年の3月定例会で決めました。経過措置として、その6月から130円で来ているわけであります。平成23年度、平成24年度は、これ、平年ベースで100円から130円に引き上がった、どれだけ増収となるか、この点のはっきりわかると思うんですよ。100円のものが130円になって、どれだけ増収になっているか。この点、お伺いをしておきたいと思います。

赤井委員長 所長。

増井新庄クリーンセンター所長 新庄クリーンセンターの増井でございます。ただいま白石委員の衛生手数料の方を先にいかせていただきます。

衛生手数料の清掃手数料で廃棄物等処理手数料でございますが、平成24年度の3,433万5,000円につきましては、先ほど申し述べましたように100円が130円という形で値上げをさせていただいた中で据え置きをして平成24年度の予算を見させていただいております。実際、平成23年度におきましても、事業所等、許可業者等からの持ち込みのごみ量が減ってきております。その関係上、先般におきましても減額補正を平成23年度させていただいたところでございます。

平成24年度におきましては、2,500トンの1万3,000円の予定をいたしまして、3,412万5,000円が廃棄物の処理手数料となっております。そのうち、あと、犬猫死体処理手数料といたしまして10万5,000円の分を見込んでおります。

廃棄物の処理分といたしましては2,500トンを予定いたしておりますので、値上げしなかった場合、30円の差額分ということで、750万円ぐらいの、値上げしなかったら、またさらに低い見込みとなると思われます。

以上でございます。

赤井委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後9時01分

再 開 午後9時10分

赤井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

中 建設課長 先ほど準備不足で申しわけございませんでした。改正につきましては、旧新庄につきましては昭和60年4月1日ということで、旧當麻につきましては一部改正はあるみたいなん

ですけれども、北葛圏統一という形ですので同時期に改正ということになってきてます。蛇足的になりますけれども、バブル期、平成元年当時の少し前ぐらいのときで地価のわりと高いときでということ。国交省におきましては、先ほど白石委員が言われてますように、当然、地価等も含めまして価格設定ということで。年々下がってきている現象の中で、私どもはそのままで維持したということで、高いところを維持しているというような形の中で推移しているという経過がありますので。

（「言わんといて。また言わないかんよって」の声あり）

中 建設課長 済みません。申しわけないです。

赤井委員長 部長。

中嶋教育部長 新町公園球技場の使用料でございますけれども、1日借りていただきますと8,000円ということで、これを5回分ということで4万円計上いたしております。

以上でございます。サブグラウンドの使用料ということです。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 それぞれご答弁をいただきまして、ありがとうございます。またこの数字を参考に勉強して、改めて提起、提案をしていきたいと思えます。

これで私の質疑を終わります。

赤井委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

赤井委員長 ないようですので、これより総括質疑に入りますが、総括質疑は市政全般にわたるものとなりますよう十分ご注意ください。質疑はありませんか。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 総括質疑をさせていただきます。2点あるんですが、1点は、平成16年合併後、7年を経過し、今に至って、いろいろな新市建設計画の各事業を展開し始めてきているわけですが、その後の、新市建設計画後の10年以降、この葛城市はずっと存続するわけですので、新市建設計画が全てではない。要するにゴール地点ではないわけですから、新たなビジョンを持って新葛城市をどのようにつくっていくのかということをぜひとも着手していただきたいなと思えます。

これはどういうことかといいますと、議会でいろいろと物議を醸してます平成16年以降のいろいろな計画類の整理をぜひやっていただきたい。あのマスタープランにはこうあった、総合計画にはこうあった。いろいろなビジョンの冊子入手しておりますが、もうそろそろ10年後、新市建設計画の事業が完遂した以降の葛城市はどうあるべきか、どのような葛城市をつくっていかうとするべきかという新たなビジョンの着手にかかっていたいただきたいと思いますが、この点はどのように執行、要するに市長はお考えなのかをお聞きしたい。

それと、もう1点は、この新市建設計画、余すところ3年ぐらいなんですけど、たびたびお聞きする、耳にする言葉で、合併特例債の執行期間の延長ということに頼るところなく、平成27年3月末には着手した各事業が完遂できる努力をしていただきたいと思えますが、この点の要するに心意気ですね、それに向かっての心意気についてお聞きしたいと思えます。

この2点、市長の思いをお聞かせ願いたいと思います。

赤井委員長 市長。

山下市長 まず、合併、新市建設計画以後の計画についてということでございますけれども、総合計画が平成28年度に見直しになるということでございます。それに合わせながら次の10年のことも考えていかなければならないと思いますけれども、しかし、まだ現在の事業をやっている、鋭意取りかかっているといかなければならないという状況でございますので、今、これは平成16年、合併をしたときに10年後を見越してやらなければならない事業ということで、いろいろと先輩方が考えていただいた事業の推進をやっぴり精いっぱいすることが市民のためになるであろうということで取りかかっております。

その後のことに関しましては、また平成28年の見直し、また、そのような時期が来ましたら、実際にその時期、時期によって世界の経済状況も変わってまいりますし、地方自治体に対する状況も変わってまいりと思いますので、その状況をしっかりと把握をしながら、市民にとって一番いい市政というのはどういうものなのかということを考えていきたい、取り組んでまいりたいと思っております。

それと、新市建設計画、合併特例債の5年間延長、頼ることなくという、ちょっとよくわからないというか、政府全体がこれは10年間では完遂できないという形で、全党、これを認めていこうという方向になっていると私は思っております。私も、できるならば、その時期に完成ということも考えておりますけれども、しかし、財政の計画も見直しながら、より市民に負担をかけることなく事業をやっていく方法も同時に考えていかなければならないだろうと思っております。早くやらなければならない事業、また、若干延長も考えながら取り組んでいかなければならない事業。その事業、その事業の特色を見ていながら、進捗状況を把握をし、取り組んでまいりたいと思っております。

赤井委員長 ほかに、ほかにないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第19号の平成24年度葛城市一般会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

葛城市の平成24年度一般会計予算の総額は155億5,000万円、前年度比9億6,800万円、5.2%の増となっています。一定、財政的に余裕が生まれているという状況でありますけれども、財政調整基金積立金から3億9,700万円を繰り入れることによって収支の均衡を図っている、こういう状況であります。

歳入においては、個人市民税は1億3,400万円の増収となっております。一方、商工業者や農業者、中小・零細企業に働く勤労者や高齢者、年金生活者などの普通徴収の税収は3,523万円と前年度よりも13.6%と大きく落ち込んでいます。厳しい経済情勢、雇用状況の中で収入が減って、大変な状況であるということがうかがえるわけであります。

固定資産税は土地で7億2,900万円、前年度比で4.7%の減となっています。しかし、地価公示価格が地方においては19年連続して下落をしてまいりました。現実に負担調整がこのた

びの評価替によって終了する、こういう状況になっているにもかかわらず、固定資産税の過重な負担は到底解消されているとは言えません。これは不当な公示価格の7割評価。これまでの地価の大幅な下落や市民の実態が反映されずに、どんな大金持ちでも低所得者でも収入がなくても、持っている資産の評価が同じならば税負担は同じという、こういう過酷な税であり、この負担の重さは変わらない、そういう状況であります。まさに市民の生存権を脅かすものであり、現行の課税措置は認めることはできないものであります。

次に、寄附金を初め、住民負担の問題についてであります。防火水槽や消火栓の設置費用の10分の1、これらが一般寄附金として地元から負担を求められています。また、ホースや消火器などの設置費用に係る3分の2の地元負担など、このような名目や寄附金の名による101万3,000円の負担は、これは認められないものであります。住民の安全や健康、福祉を守り、充実することは地方自治体の本来の責務であり、市の責任で率先して税で整備されるべきであります。地方財政法第4条の5、寄附金と割り当てる寄附金等の禁止の規定に照らしても、寄附金の名目で地元負担を徴収することは認められないものであります。

次に、防犯及び交通安全対策についてであります。平成21年度より大字間の防犯灯の設置については2万5,000円の範囲で市が全額負担をする改善が実施されました。一定評価できるものであります。しかし、街頭防犯灯の設置や修理に対する負担、これは早急に改めていくべきものであります。

次に、障がい者福祉についてであります。自立支援法によって、これまで障がい者福祉サービスは収入に応じた負担方式で、ほとんどの人が無料で利用できました。ところが、その利用に対して原則1割の定率負担が導入されました。その後の政府の軽減措置によって、本市でもその負担の比率は4.1%程度に抑えられているということでもありますけれども、わずかな障害年金の収入、作業所におけるささやかな賃金で障がい者の生活は大変です。これらの負担でも大きな負担と言わざるを得ません。まさに障がい者の自立、障がい者の家族の生活を抑えるもので認めることはできません。

次に、事業系ごみの手数料の引き上げについてであります。平成23年6月から事業系ごみ手数料が10キロ当たり100円から150円と150%の値上げが実施されました。平成24年度は初めて年間ベースで値上げが実施されます。地域の経済を担い、雇用を支えて頑張っている地元商店、事業者の皆さんに年間で750万円の負担を押しつけているというわけであります。循環型社会をつくるために、これから市民、事業者、行政が一体となっごみの減量化、リサイクルに取り組もうとしているときに、経費の削減、他市からのごみの搬入を抑制するためにと商店、事業者に負担と責任を求めることは協働の取り組みの輪を壊すものではないでしょうか。

次に、農業振興についてであります。日本の食料自給率はカロリーベースで40%を割り込む、こんな状況になっています。日本の農業、地域の農業の活性化が本当に求められています。民主党政権のもとで、水田の構造改革推進事業による減反、転作の政策から転換され、戸別所得補償制度推進事業が本格的に実施されました。水稲に対して反当たり1万5,000円の補償が実施されることになりましたが、到底、経営を支える所得補償ということにはなっ

ていません。米価の安定もほど遠い状況であります。平成6年の米の60キロ当たりの価格は2万2,000円でした。それが平成24年度には1万2,000円台、40%以上も下落をしているわけです。まさに歴代政権が進めてきた生産調整政策は失敗をしていると言わざるを得ません。

米作農家の1時間当たりの労働報酬は325円程度であります。まさに劣悪と言わなければなりません。大規模な生産者でも生産費が賄えない、こんな状況になっています。これでは日本の農業の衰退を招きます。農家の生産意欲を奪い、水田の荒廃や転用を一層加速させる、農業経営をますます窮地に追い込むことになるのではないのでしょうか。

農業を葛城市の基幹産業と位置づけて、本市の予算で計上されております農業振興費、この65%が基盤整備に使われています。公共事業中心の農業振興策になっております。こういう政策を改めて、農業経営を支える所得補償や改革補償制度の創設、地産地消の促進、消費地の開拓、農地の保全拡大などに予算を重点的に配分をする。経営規模の拡大を求めるだけでなく、家族経営も支援をし、葛城市の近郊農業という有利な点を活用して政策を進めるべきであります。

次に、消防の広域化についてであります。大規模災害に備える、こういうことで国の施策に基づいて住民や議会には事後報告という形で広域化を進めてまいりました。現在、奈良県における広域化の事業は奈良市や生駒市が撤退するなど頓挫をしておりますが、引き続き広域化を進める、こういうことであります。私は、今やるべきことは消防職員の増員など消防力の充実、強化を図るとともに、近隣市町村消防との連携、協力を進めるべきだと考えます。

次に、有線放送維持関連費についてであります。有線放送の地域では、トランペットスピーカーが3,990円、さらに軒下から室内への配線等の工事費も市民負担になっております。防災無線の地域では3万円相当の受信機が無償貸与となっております。住んでいる地域によって負担が異なる、これは著しく均衡を欠いている、公平の原則からして認めることはできません。大事な情報伝達手段の統合も視野に入れて、早急な改善に着手されることを強く求めたいと思います。

次に、吸収源対策公園緑地事業についてであります。事業に予定されている寄附金の徴収をやめるとともに、寄附金収納の根拠が明らかでない寄附金を徴収することを直ちにやめるべきであります。葛城市用地取得事業に係る分担金徴収条例の第5条2項のただし書き、補助事業が国または県の補助事業に該当するときは、国または県等から交付を受ける補助金の額を除いた額の2分の1とする、この規定を削除、改定することを強く求めたいと思います。

また、予算編成の問題についてであります。地域循環型社会形成推進事業、いわゆる新クリーンセンターの建設事業に係る10筆の用地買収が計上されていない。これは地方財政法第3条、予算の編成、あるいは地方自治法第210条の総計予算主義の原則、つまり、会計年度における一切の収入及び支出は全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。この収入予定額の金額を当然、歳入予算に計上し、支出予定額の全額を歳出予算に計上する、こういうことをきちっとやるべきだと考えます。

この間、山下市政のもとで消費者相談事業の拡充や磐城第2保育所の建設、雇用創出事業

など、また、タウンミーティングなど評価できる事業が多々ありますが、以上の理由をもって反対せざるを得ません。

以上、討論を終わります。

赤井委員長 ほかに討論はありませんか。

辻村委員。

辻村委員 それでは、議第19号、平成24年度葛城市一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

財政を取り巻く状況は依然として非常に厳しいものがある中、本市の平成24年度における一般会計予算規模は、合併以後、最も大きい155億5,000万円となったわけでございます。予算規模が膨れ上がっている主な要因は、継続的に取り組まれている磐城第2保育所整備事業、尺土駅前周辺整備事業、地域循環型社会形成推進事業、それから国鉄・坊城線整備事業などの事業に加えて、地域活性化事業、新庄幼稚園改築事業、また学校給食センター建設に係る繰り出しといった新市建設計画事業など盛り込まれていることによるものでございます。

しかし、平成24年度の予算は、これらのハード事業だけではなく、ごみの減量化に向けたごみステーションの実態調査、各地域の防災状況を把握するために、担当職員が地域各大字に出向かれて、地域の皆さんから危険箇所や避難経路、避難場所の意見を聴取して防災マップ作成事業にかかわっております。また、高齢者対策としては、新たに高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業、そして子育ての支援の拡充、さらに郷土をはぐくんでいただく端緒としての郷土歴史読本の発行、観光の面では観光アドバイザー会議の運営など、いろいろな面で配慮がなされた活気ある葛城市が読み取れる予算編成をされたことについては大いに評価するところでございます。

これらの事業の推進に当たりましては、市長以下、職員皆さんが一丸となられて事業の目的達成のため全力を尽くしていただくのはもちろんのこと、議会とも協議を重ねていただき、堅実に実行していただくことを要望いたしまして私の賛成討論といたします。

赤井委員長 ほかに討論はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 ただいま上程されています議第19号、平成24年度葛城市一般会計予算の議決について、反対の立場で討論します。

市民の幸せづくりのための大事な新年度予算であります。新炉建設事業予算に対しまして、本来、公共事業の用地交渉におきましては、敷地内再築が難しいときは敷地外再築として代替地を探す。また、その代替地は自分で探すということが基本であるとされています。ただ、事業の進捗を考えると、行政で探す、このことについては理解をするものであります。昨日の地域循環型社会形成推進事業費におきまして議論しましたように、その代替地を理由に用地購入費や補償費を予算書から省くことについては理解することができません。基本が守られていないとしか言いようがありません。

予算の原則として、地方自治法第208条の1、会計年度独立の原則、これは収入と支出に区切りをつける期間として毎年4月1日から翌年3月31日までと定めているとあり、地方自

治法第210条、総計予算主義の原則におきましては、会計年度における一切の収入及び支出は全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとされています。こういった予算の趣旨からいっても、公有財産購入費や補償、補てん及び賠償金という節の部分を予算書に計上しないことについては疑問の残るところであります。当初予算をどのようにとらえておられるのかという思いであります。

本予算につきましては、福祉等についても重要であり、大半については認めるものですが、以上の理由により承服しがたいものであります。

以上、討論とさせていただきます。

赤井委員長 ほかに討論はありませんか。

中川委員。

中川委員 ただいま上程されております議第19号、平成24年度葛城市一般会計予算について、反対の立場で討論させていただきます。

市長は、常日ごろから「市民の皆さんの幸せづくりの応援団長」という言葉をお使いになっておられます。平成24年度市長施政方針にも、その言葉が使われております。この「応援団長」という言葉でございますが、その前にある言葉はさておきまして、「応援団長」なるものは、皆さんもご存じのとおり、直接競技や試合をする選手、また、それを指導する監督及びコーチ等ではありません。文字どおり試合や競技、また練習をする人を応援する団体のリーダーであります。その人に結果の責任はないのです。そうすると、我々3万6,000人の市民が住まいする葛城丸の市政執行責任者はだれなんでしょうか。このような疑問を持っているのは私だけではないと思います。我々議員は、よく市民の代表と言われておりますが、市長も応援ではなく、3万6,000人市民のリーダーという言葉の使用をお願いしたいと思えます。これをもって責任を持った市政を遂行していただきたいと思えます。

そして、今回の予算組みにおきましても、初めに補正ありきととれる部分が見受けられました。その事業につきましては一般市民も注視しておられると思われるものであります。予算編成の趣旨からして、当該年度中において、その事業を推進しなければならないと思う大事な部分については、特に当然、当初予算に組み込んでおくべきものではないでしょうか。これは私自身の経験、浅いとは思いますが、それと法令等の解釈からしても、この考えは間違っていないと思います。

これらの理由から、平成24年度葛城市一般会計予算につきましては、その大部分においては認められるものも多くありますが、予算というものに対する基本的な考えから、314名の職員が総力を挙げて数カ月をかけて作成された結果の本予算案に対して、苦渋の判断をもって承認しがたいものといえます。

以上です。

赤井委員長 ほかに討論はありませんか。

溝口委員。

溝口委員 賛成討論をさせていただきます。

先ほども総括質疑で質問させていただきましたように、葛城市が誕生して7年目、10カ年

で新市建設計画を押し進めて新たな葛城市を構築しようという段階の真っ最中であり、ましてや山下市政の前の市政のあり方を思うと、着手をしていない大事業が軒並み取り残されておりまして、それを確実に着手をし、予算をつけ、平成24年度から事業の展開をスピードアップしようという段階に至っております。これはやはり我々の先人であります合併協議会の協定書をつくられた先輩たちにとって、着実に行政を押し進めているという評価を受けても妥当だと思っております。

こういった大事業を軒並み進めるに当たって、平成24年度の予算編成につきましては、幾つかの反対討論をされた方たちの意見も理解はできますが、これは行政の手法として、平成24年度内にいろいろなことの手法を使いながらやれる話でありますし、ましてや受益者負担につきましては、これは少なくとも、受益者負担という言葉がありますように、例えば何か事業をしようと思えば、賛成49%、反対51%で反対できないわけです。しかし、その反対もあるわけですね。51%賛成で49%反対であれば、要するに51%の人たちにとって受益者負担は妥当なものだという判断ができるわけです。

こういった受益者負担のあり方については、今後、慎重に再検討する必要もあるかと思えます。それと同時に、いろいろな執行機関の中の伝達のあり方なり、物事の決定のあり方についても、きちっとした過程を経る。理解はできるような過程を経て最終結論に導くというようなことのあり方も、やはり反省点は多々あるだろうと思えます。

こういった点、十分に考慮していただき、平成24年度に155億円という大きな一般会計予算を計上し、議会に同意を求められている。この思いから着実にこの事業が展開できることを大いに希望し、また期待をもって賛成したいと思えます。

赤井委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第19号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

赤井委員長 賛成起立多数であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

本日、予定では議第20号、議第27号をやる予定ではございましたが、時間も遅くなりましたので、本日はこれにて委員会を終了いたします。

なお、26日、月曜日の午前9時30分より委員会を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はご苦労さまでした。

閉 会 午後9時48分